平成24年２月27日　開　会
平成24年３月16日　閉　会

平成２４年第１回
山県市議会定例会会議録

山　県　市　議　会

目　　次

２月27日（月曜日）第１号

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……4
○出席議員……8
○欠席議員……8
○説明のため出席した者の職氏名……9
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……9
○開　　会（午前10時00分）……10
○日程第１　会議録署名議員の指名について……10
○日程第２　会期の決定について……10
○日程第３　諸般の報告について……10
○日程第４　発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について……10
宮田軍作行財政改革推進特別委員会委員長提案説明……11
○日程第５　質　　疑……11
２番　石神　真議員質疑……11
宮田行財政改革推進特別委員会委員長答弁……11
○休　　憩（午前10時06分）……12
○再　　開（午前10時07分）……12
２番　石神　真議員質疑……12
宮田行財政改革推進特別委員会委員長答弁……12
２番　石神　真議員発言……12
16番　久保田　均議員質疑……13
○休　　憩（午前10時10分）……13
○再　　開（午前10時11分）……13
宮田行財政改革推進特別委員会委員長答弁……13
○休　　憩（午前10時11分）……13
○再　　開（午前10時14分）……13
16番　久保田　均議員質疑……13
舩戸総務部長答弁……13

16番　久保田　均議員発言……14
○休　　憩（午前10時17分）……14
○再　　開（午前10時18分）……14
○日程第６　討　　論……15
２番　石神　真議員反対討論……15
16番　久保田　均議員賛成討論……16
14番　小森英明議員賛成討論……16
○日程第７　採　　決……16
○日程第８　承第１号から日程第10　議第２号まで……17
林市長提案説明……17
○日程第11　質　　疑（承第１号、議第１号及び議第２号）……19
16番　久保田　均議員質疑……19
林市長答弁……19
２番　石神　真議員質疑……20
林市長答弁……20
２番　石神　真議員質疑……20
林市長答弁……20
○日程第12　討　　論（承第１号、議第１号及び議第２号）……20
○日程第13　採　　決（承第１号、議第１号及び議第２号）……21
○日程第14　議第３号から日程第68　議第57号まで……21
林市長提案説明……22
○休　　憩（午前11時18分）……31
○再　　開（午前11時30分）……31
○散　　会（午後０時09分）……41

３月７日（水曜日）第２号

○議事日程……43
○本日の会議に付した事件……48
○出席議員……54
○欠席議員……54
○説明のため出席した者の職氏名……54
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……54

○開　　議（午前10時00分）……56
○日程第１　質　　疑（議第３号から議第57号まで）……56
５番　横山哲夫議員質疑……56
恩田教育委員会事務局長答弁……56
５番　横山哲夫議員質疑……57
舩戸総務部長答弁……57
５番　横山哲夫議員質疑……57
笠原保健福祉部長答弁……58
５番　横山哲夫議員質疑……58
笠原保健福祉部長答弁……58
５番　横山哲夫議員質疑……58
笠原保健福祉部長答弁……58
５番　横山哲夫議員発言……58
２番　石神　真議員質疑……59
笠原保健福祉部長答弁……59
２番　石神　真議員質疑……59
竹村市民環境部長答弁……59
２番　石神　真議員質疑……60
山田産業建設部長答弁……60
２番　石神　真議員質疑……61
山田産業建設部長答弁……61
２番　石神　真議員質疑……62
山田産業建設部長答弁……62
14番　小森英明議員質疑……62
山田産業建設部長答弁……62
14番　小森英明議員質疑……63
山田産業建設部長答弁……63
14番　小森英明議員質疑……63
山田産業建設部長答弁……63
14番　小森英明議員質疑……63
山田産業建設部長答弁……64
14番　小森英明議員質疑……64

山田産業建設部長答弁……64
14番　小森英明議員質疑……65
山田産業建設部長答弁……65
14番　小森英明議員質疑……66
山田産業建設部長答弁……66
14番　小森英明議員質疑……66
山田産業建設部長答弁……66
14番　小森英明議員発言……66
９番　武藤孝成議員質疑……66
笠原保健福祉部長答弁……67
９番　武藤孝成議員質疑……67
林市長答弁……67
９番　武藤孝成議員質疑……68
林市長答弁……68
９番　武藤孝成議員質疑……68
笠原保健福祉部長答弁……68
９番　武藤孝成議員質疑……69
竹村市民環境部長答弁……69
９番　武藤孝成議員質疑……69
竹村市民環境部長答弁……69
９番　武藤孝成議員質疑……70
竹村市民環境部長答弁……70
３番　杉山正樹議員質疑……70
岡田総務部次長答弁……70
３番　杉山正樹議員質疑……72
土井消防長答弁……72
３番　杉山正樹議員質疑……72
山田産業建設部長答弁……73
３番　杉山正樹議員質疑……73
山田産業建設部長答弁……73
３番　杉山正樹議員質疑……73
山田産業建設部長答弁……74

３番　杉山正樹議員質疑……74
山田産業建設部長答弁……75
３番　杉山正樹議員発言……75
○休　　憩（午前11時11分）……75
○再　　開（午前11時25分）……75
13番　藤根圓六議員質疑……75
舩戸総務部長答弁……76
13番　藤根圓六議員質疑……76
舩戸総務部長答弁……76
13番　藤根圓六議員質疑……76
舩戸総務部長答弁……76
13番　藤根圓六議員質疑……76
恩田教育委員会事務局長答弁……76
13番　藤根圓六議員発言……77
１番　上野欣也議員質疑……77
笠原保健福祉部長答弁……77
１番　上野欣也議員質疑……78
笠原保健福祉部長答弁……78
１番　上野欣也議員質疑……79
竹村市民環境部長答弁……79
１番　上野欣也議員質疑……79
竹村市民環境部長答弁……79
１番　上野欣也議員質疑……81
竹村市民環境部長答弁……81
１番　上野欣也議員質疑……81
竹村市民環境部長答弁……81
１番　上野欣也議員質疑……83
竹村市民環境部長答弁……83
○休　　憩（午前11時51分）……83
○再　　開（午前11時52分）……83
１番　上野欣也議員質疑……83
竹村市民環境部長答弁……83

１番　上野欣也議員発言……84
４番　尾関律子議員質疑……84
舩戸総務部長答弁……85
４番　尾関律子議員質疑……85
舩戸総務部長答弁……85
４番　尾関律子議員質疑……85
林市長答弁……85
４番　尾関律子議員質疑……85
舩戸総務部長答弁……86
４番　尾関律子議員質疑……87
舩戸総務部長答弁……87
４番　尾関律子議員質疑……87
笠原保健福祉部長答弁……87
４番　尾関律子議員質疑……88
笠原保健福祉部長答弁……88
４番　尾関律子議員質疑……88
笠原保健福祉部長答弁……88
４番　尾関律子議員発言……88
16番　久保田　均議員質疑……88
舩戸総務部長答弁……88
16番　久保田　均議員質疑……88
舩戸総務部長答弁……89
16番　久保田　均議員質疑……89
林市長答弁……89
16番　久保田　均議員発言……89
○日程第２　議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）……90
林市長提案説明……90
○日程第３　質　　疑……91
○日程第４　委員会付託（議第３号から議第58号まで）……91
○散　　会（午後０時17分）……92

３月14日（水曜日）第３号

○議事日程……93
○本日の会議に付した事件……93
○出席議員……93
○欠席議員……93
○説明のため出席した者の職氏名……93
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……94
○開　　議（午前10時00分）……95
○日程第１　一般質問……95
１．５番　横山哲夫議員質問……95
（１）マニフェストの実現に向けて……95
林市長答弁……95
（２）大桑保育園の統合について……98
笠原保健福祉部長答弁……98
横山哲夫議員発言……99
２．10番　影山春男議員質問……99
（１）水道施設及び管路の耐震化と発電施設の対策について……99
竹村市民環境部長答弁…… 100
影山春男議員質問…… 101
竹村市民環境部長答弁…… 101
影山春男議員発言…… 103
３．６番　宮田軍作議員質問…… 103
（１）本市の児童数減少化に伴う教育対応は…… 103
森田教育長答弁…… 103
宮田軍作議員質問…… 104
林市長答弁…… 105
宮田軍作議員発言…… 106
４．２番　石神　真議員質問…… 107
（１）山県市の学校教育の現状と危機管理について…… 107
森田教育長答弁…… 107
石神　真議員質問…… 109
森田教育長答弁…… 110
石神　真議員発言…… 111

○休　　憩（午前11時09分）…… 112
○再　　開（午前11時25分）…… 112
５．９番　武藤孝成議員質問…… 112
（１）消防用水利について…… 112
土井消防長答弁…… 113
武藤孝成議員質問…… 114
土井消防長答弁…… 114
武藤孝成議員質問…… 114
土井消防長答弁…… 115
６．３番　杉山正樹議員質問…… 116
（１）指定管理者選定及び協定方法について…… 116
舩戸総務部長答弁…… 116
杉山正樹議員質問…… 118
舩戸総務部長答弁…… 119
杉山正樹議員発言…… 119
○休　　憩（午前11時53分）…… 120
○再　　開（午後１時00分）…… 120
７．14番　小森英明議員質問…… 120
（１）森林・環境税について…… 120
松田副市長答弁…… 120
小森英明議員質問…… 122
松田副市長答弁…… 122
（２）降雪による小中学校の休校について…… 123
恩田教育委員会事務局長答弁…… 123
小森英明議員質問…… 124
山田産業建設部長答弁…… 124
小森英明議員質問…… 125
恩田教育委員会事務局長答弁…… 125
８．７番　田垣隆司議員質問…… 126
（１）下水道事業について…… 126
竹村市民環境部長答弁…… 126
田垣隆司議員質問…… 127

竹村市民環境部長答弁…… 128
田垣隆司議員質問…… 128
林市長答弁…… 129
９．13番　藤根圓六議員質問…… 130
（１）林業振興及び森林の公有化と保全について…… 130
松田副市長答弁…… 130
藤根圓六議員質問…… 132
松田副市長答弁…… 132
（２）ＣＣＹからＣＣＮへの変更に伴う説明周知方法について…… 133
舩戸総務部長答弁…… 134
藤根圓六議員質問…… 135
舩戸総務部長答弁…… 136
藤根圓六議員質問…… 137
舩戸総務部長答弁…… 137
○休　　憩（午後２時14分）…… 137
○再　　開（午後２時30分）…… 137
10．４番　尾関律子議員質問…… 138
（１）胆道閉鎖症について…… 138
笠原保健福祉部長答弁…… 139
尾関律子議員質問…… 140
笠原保健福祉部長答弁…… 140
（２）結婚機会の援助について…… 140
笠原保健福祉部長答弁…… 141
尾関律子議員質問…… 141
笠原保健福祉部長答弁…… 142
尾関律子議員質問…… 142
林市長答弁…… 142
11．１番　上野欣也議員質問…… 143
（１）市政座談会の在り方について…… 143
林市長答弁…… 144
上野欣也議員質問…… 145
松田副市長答弁…… 145

○休　　憩（午後３時01分）…… 146
○再　　開（午後３時02分）…… 146
林市長答弁…… 146
（２）中学校における武道の必須化について…… 146
森田教育長答弁…… 147
上野欣也議員質問…… 148
森田教育長答弁…… 149
上野欣也議員発言…… 149
○散　　会（午後３時16分）…… 150

３月16日（金曜日）第４号

○議事日程…… 151
○本日の会議に付した事件…… 162
○出席議員…… 173
○欠席議員…… 173
○説明のため出席した者の職氏名…… 173
○職務のため出席した事務局職員の職氏名…… 174
○開　　議（午前10時00分）…… 175
○日程第１　常任委員会委員長報告…… 175
○日程第２　委員長報告に対する質疑…… 177
○日程第３　討　　論（議第３号から議第58号まで）…… 177
○日程第４　採　　決（議第３号から議第58号まで）…… 178
○日程第５　特別委員会の報告について…… 184
○日程第６　質　　疑…… 186
○閉　　会（午前10時39分）…… 186
○会議録署名者…… 186

平成24年２月27日

山県市議会定例会会議録

（第　１　号）

平成２４年第１回

山県市議会定例会会議録

第１号　２月２７日（月曜日）

○議事日程　　第１号　平成２４年２月２７日

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　質　　疑

発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第６　討　　論

発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　採　　決

発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

日程第９　議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10　議第２号　和解について

日程第11　質　　疑

承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第２号　和解について

日程第12　討　　論

承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

	議第２号	和解について
日程第13	採　　決	
	承第１号	山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について
	議第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第２号	和解について
日程第14	議第３号	山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議第４号	山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について
日程第16	議第５号	山県市暴力団排除条例について
日程第17	議第６号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議第７号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第19	議第８号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第９号	山県市基金条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第10号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第11号	山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第12号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第13号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第14号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第15号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第16号	山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
日程第28	議第17号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第18号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第19号	岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第31	議第20号	大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協

議について

日程第32　議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第33　議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第34　議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第35　議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第36　議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第37　議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第38　議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第39　議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第40　議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第41　議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第42　議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第43　議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第44　議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第45　議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第46　議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第47　議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する

協議について

日程第48　議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第49　議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第50　議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第51　議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第52　議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

日程第53　議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

日程第54　議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第55　議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第56　議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第57　議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第58　議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

日程第59　議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

日程第60　議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

日程第61　議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

日程第62　議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

日程第63　議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

日程第64　議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

日程第65　議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

日程第66　議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

日程第67　議第56号　指定管理者の指定について

日程第68　議第57号　市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　質　　疑

発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第６　討　　論

発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　採　　決

発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

日程第９　議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10　議第２号　和解について

日程第11　質　　疑

承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第２号　和解について

日程第12　討　　論

承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第２号　和解について

日程第13　採　　決

承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第２号　和解について

日程第14　議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15　議第４号　　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について
日程第16　議第５号　　山県市暴力団排除条例について
日程第17　議第６号　　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18　議第７号　　山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第19　議第８号　　山県市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第20　議第９号　　山県市基金条例の一部を改正する条例について
日程第21　議第10号　　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22　議第11号　　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23　議第12号　　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24　議第13号　　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
日程第25　議第14号　　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第26　議第15号　　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第27　議第16号　　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
日程第28　議第17号　　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29　議第18号　　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第30　議第19号　　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第31　議第20号　　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第32　議第21号　　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第33　議第22号　　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第34　議第23号　　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第35　議第24号　　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する

協議について

日程第36　議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第37　議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第38　議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第39　議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第40　議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第41　議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第42　議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第43　議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第44　議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第45　議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第46　議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第47　議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第48　議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第49　議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第50　議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第51　議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につい

て

日程第52　議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

日程第53　議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

日程第54　議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第55　議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第56　議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第57　議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第58　議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

日程第59　議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

日程第60　議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

日程第61　議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

日程第62　議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

日程第63　議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

日程第64　議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

日程第65　議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

日程第66　議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

日程第67　議第56号　指定管理者の指定について

日程第68　議第57号　市道路線の認定について

○出席議員（１５名）

１番	上野欣也君	２番	石神　真君
３番	杉山正樹君	４番	尾関律子君
５番	横山哲夫君	６番	宮田軍作君
７番	田垣隆司君	８番	谷村松男君
９番	武藤孝成君	１０番	影山春男君
１１番	後藤利瑗君	１３番	藤根圓六君
１４番	小森英明君	１５番	村瀬伊織君
１６番	久保田　均君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市　　長	林　　宏　優　君	副 市 長	松　田　　勲　君
教 育 長	森　田　正　男　君	総務部長	舩　戸　時　夫　君
市民環境部長	竹　村　勇　司　君	保健福祉部長	笠　原　秀　美　君
産業建設部長	山　田　芳　久　君	教育委員会事務局長	恩　田　　健　君
会計管理者	服　部　正　己　君	消 防 長	土　井　誠　司　君
ぎふ清流国体推進局長	谷　端　良　夫　君	総務部次長	岡　田　知　也　君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅　田　修　一	書　　記	梅　田　敏　弘
書　　記	林　　強　臣		

午前10時00分開会

○議長（村瀬伊織君）　ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第１回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（村瀬伊織君）　日程第１、会議録署名議員の指名については、会議規則81条の規定により、議長において、５番　横山哲夫君、11番　後藤利瑗君を指名いたします。

日程第２　会期の決定について

○議長（村瀬伊織君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会は、本日から３月16日までの19日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日より３月16日までの19日間と決定いたしました。

日程第３　諸般の報告について

○議長（村瀬伊織君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法235条の２第３項の規定により、平成23年11月分、12月分及び平成24年１月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第４　発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（村瀬伊織君）　日程第４、発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、行財政改革推進特別委員会委員長に趣旨説明を求めます。

行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　議長の許可をいただきましたので、それでは、発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本案は、山県市議会における行財政改革を推進するため、議員報酬月額について、議長が37万8,000円を35万3,000円に、副議長が34万円を31万5,000円に、議員運営委員会の委員長及び常任委員会の委員長が32万5,000円を29万5,000円に、その他の議員が32万円を29万5,000円に改正する条例を提案させていただくものでございます。

なお、附則では、この条例は、公布の日に属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）からと定めております。

以上、地方自治法第112条及び山県市議会会議規則114条第２項の規定により、提案をいたします。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきます。

日程第５　質疑

○議長（村瀬伊織君）　日程第５、質疑。

ただいまから、発議１号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

石神　真君。

○２番（石神　真君）　委員長にお伺いいたします。

なぜ、今この時期にこれを提案したのかと、一律２万5,000円カットした理由。こういうものは、なぜこういうふうになったのか。まず、その点をお伺いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　これは、議員全体で決めるべきことかもしれませんけれども、行財政改革特別推進委員会のほうへゆだねられたということがありました。それで、行財政推進特別委員会では、これらについて慎重に協議検討をいたしました。その結果、報酬審議会という制度もあるということで、そこへ答申をしていただくということが可決されまして、その旨議長のほうへ提出し、今日に至ったわけであります。

○議長（村瀬伊織君）　答弁漏れ。理由です。市議会にゆだねたって、今、その件も含めて答弁されましたですか。

行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　その件とおっしゃるのは、報酬金額の。

○議長（村瀬伊織君）　報酬金額がなぜ……。

暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　金額をカットした理由というか、答申がそうだということで、それを尊重しようということであります。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　何か、大まかにだまされたような答弁のようにしか聞こえませんが、答申が出てきたからわかりましたじゃなく、委員長が、こうやって議員発議でやられるのなら、こんな一律カットした理由をきちっと聞いて、こういうものは発議するものじゃないのかと。私はそういうふうに思いますけど、委員長、そこはどうなんですか。

○議長（村瀬伊織君）　行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　一応、自分たちで決めるというよりも、そういうところで決めていただくということですので、出たことについてはそれを尊重するということであります。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　何か、人任せで逃げておるような感じに思えますが、一番最初に、僕も初め、委員会のあれはあくまでも、答申委員会も今の議運のあれも、尊重はいたしますと前に言いましたけれども、委員長そのものがしっかり理解していない。

それと、委員長がきちっとこうして頭として議員提案をされるなら、もう少し内容もきちっとわかりやすく、なぜこういうやつを答申に送らないけなかったのかと、そういうことを、具体的な内容が発議の中に入っていない。まるっきり、操り人形のような発議にしか思えない。いかにも情けないと思います。

とりあえずこれだけにしておきます。

○議長（村瀬伊織君）　答弁はいいですか。

〔「答弁は、なぜと。同じ答えになると思いますので、結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　ほかに質疑はございませんか。

久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　審議会の答申ですから、余りこの件について、私は委員長にとやかく申し上げるつもりはありませんが、資料として、今、私が手元に持っております、いわゆる県内各市の議員定数、それから報酬の状況、これだけが配付されて審議会で審議をされたのか。まず、資料について伺います。

○議長（村瀬伊織君）　資料。

〔「提出された資料、これだけで審議会が審議をされたのか伺いたい」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　資料については、あれこれということは何も……。

○議長（村瀬伊織君）　暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時14分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　特別委員会からこういう資料をということは何もしておりません。

○議長（村瀬伊織君）　久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　そうしますと、今度は答申をされた市長に伺いますが、それじゃ、資料なしで答申審議会というのは協議をされて、結論が出てきたんですか。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　済みません、市長に対する質問でございますが、特別職報酬審議会の事務局で私も同席しておりましたので、私のほうからかわって答弁させていただきます。

久保田議員、今お持ちの資料をちょっと私も拝見しておりませんが、先ほど述べられましたように、県下の21市並びに人口２万人程度の11市、合わせた22市の議員報酬、人

ロ、議員定数等々の表をお出しいたしました。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　今、総務部長がお答えになったのは、私が持っている資料と同じだと思います。21市、それから10町村。これを見ますと、例えば近隣でいきますと、今、瑞穂市が25万5,000円ですと。それから、本巣市、ここが27万。それで、山県市が14になりまして、29万5,000円。

総額でいきますと、恐らくこれは、今、420万、これが瑞穂市。それから、本巣市が445万。今度、14の平均が29万5,000円と、あと議長、副議長を入れますと、計算はしていないんですが、恐らく500は切ると思いますが、数字的にいきましても、この２万9,458人の市と、それから５万1,000、あるいは３万5,000と比べますと、金額的には山県は非常に高いと私は思っている。皆さんの間には、そんなに高くはないとおっしゃるかもしれませんが、数字的に近隣を見ましても山県は結構高いんですが、この答申でそのまま行かれるというつもりなのか、答申というものは100％うのみにして市長は提出されるつもりなんですか。どうですか。

○議長（村瀬伊織君）　暫時休憩を願います。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　資料の件ですね。

○１６番（久保田　均君）　委員長さんは、要するに行革の委員会とか委員長とか、そうじゃなくて、今は本議会とどなたかがおっしゃったように、議会で、本議会で質疑をしているんですから、提案者に私が質問するのは当然ですので質問いたしますが、資料としては、今、総務部長が答えました私と同じものを提出されております。

さて、そこで出てきました金額が、私が今言いましたように、金額的には非常に高いので、どうかなと思って委員長にお伺いいたしますが、委員長は提案された限りはこれでいきたいと、こういうことだと思いますので、あとは皆さんの賛否だけに従いたいと。しかし、念を押しておきますが、金額的には決して、非常に厳しい山県市の財政からい

きましても、安いものじゃないという感覚を持っております。

○議長（村瀬伊織君）　答弁、よろしいですか。

〔「あと、質疑で終わったんだから、採決されるんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　もう質疑は終わり……。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　終わり。３回やで。

〔「同じことに関しての質疑じゃなければいいんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　質問を変えるんですね。この件については、もう３回やられたので、一応。

〔「じゃ、討論でやります」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　討論でやってください。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第１号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、発議第１号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第６　討論

○議長（村瀬伊織君）　日程第６、討論。

ただいまから、発議１号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

石神　真君。

○２番（石神　真君）　反対討論を言います。それは、方針そのものには全く反対というわけではありませんけれども、出す時期。それと、選挙前といういかにもパフォーマンスにしか思えない。それと、この前も全員協議会のところで話をしましたかもわかりませんが、今の市長でさえ自分の任期中に報酬を変えたということでありまして、あくまでも、今の私たちの任期中ということであれば納得するところがありますが、これを継続ということであれば、新たに４月に改選ということがあります。それ以降の新たな議員さんの中でこれを議員提案して、そこで決めていただく。そのほうが私は最も最適だと思いますので、今この時期にやることではないと思いますので、私は反対討論をいたします。

○議長（村瀬伊織君）　次に、賛成討論はありませんか。

久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　提出していただいた削減ということについては、もちろん賛成をします。非常に英断だと思いますが、私はたまたま先ほど金額を述べまして、比較を言いましたけれども、審議会の皆さんの意思を尊重して、削減ということに対しては賛成をしておきます。

○議長（村瀬伊織君）　ほかに討論はございませんか。

小森英明君。

○１４番（小森英明君）　私も賛成の立場で申し上げますが、昨年の８月23日に連合自治会のほうから、今日の厳しい社会情勢の中で、議会改革をしてくれというような要望がありました。その中には、来春予定されている市議会議員選挙における定数の削減、さらには議員報酬の見直し等を求める声が多くあるということで、市の連合自治会のほうから議会改革の適切なる対応を強く要望するというような要望書がありました。

議員の間ででも、議員協議会などでいろいろ話し合って、定数については16人を２人減らして14人にするということに決めましたが、議員報酬については、その後議員協議会ですか、そういうのを何回も開いて協議し、また全員の意見も聞いて、なかなか決まらんということで、その意見を参考にされたかどうかはわかりませんけど、自分たちで決められないから特別職の報酬審議会を開いてもらって、それに従うようにしたらどうかというような話があったと思います。それで、その答申の後、特別委員会が開催されて、答申の内容について賛成するというような、この間の全員協議会でもありました。

それで、自分たちでも決められなかったことを報酬審議会にゆだねたということとその結果については、すごく重みがあるというふうに思っておりますので、私は報酬審議会と特別委員会で協議されたことについて、賛成をいたします。

○議長（村瀬伊織君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第７　採決

○議長（村瀬伊織君）　日程第７、採決。

ただいまから、発議第１号の採決を行います。

発議第１号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村瀬伊織君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第８　承第１号から日程第10　議第２号まで

○議長（村瀬伊織君）　日程第８、承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について、日程第９、議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第10、議第２号　和解について、以上３議案を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林　宏優君）　皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年山県市議会第１回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、この冬は寒さが特に厳しく、日本海側を中心に、地域によっては平年の２倍以上の積雪が観測されており、深刻な豪雪災害も発生しているところでございます。寒さのためか、梅の花の開花が例年よりおくれているように感じております。

また、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から、間もなく１年が経過しようとしております。現在、国会において審議中の国の平成24年度予算案におきましては、東日本大震災からの復興に対応するため、震災復興特別会計の創設など、必要な予算が計上されております。復興対策の円滑かつ迅速な実施とともに、依然として厳しい状況下にある我が国の経済の再生に向けた諸施策が着実に実施されるためには、予算が早期に成立することを強く求めるものでございます。

また、２月17日に社会保障と税の一体改革の大綱が閣議決定され、今後具体的な法案の提出が予定されておりますが、地方財政が依然として厳しい中、地方が社会保障分野において担っている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の少ない安定的な財源の確保を求めるものでございます。

さて、いよいよ、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会開催の年となりました。既に、冬季大会スケート競技が恵那市で、スキー競技が高山市で行われましたが、地元の歓迎、市

民の応援などのおもてなしで、大いに盛り上がりを見せたと聞いております。山県市での開催に向けましても、多くの市民の皆様に関心を持っていただき、歓迎ムードを盛り上げ、準備から会場での応援等、市民参加による大会づくりを進めてまいりたいと考えております。

本年６月３日には、ぎふ清流大会のリハーサル大会を、６月９日と10日には、馬術競技のリハーサル大会を行い、大会運営の準備に万全を期してまいります。そして、運営ボランティア、応援旗づくり、会場を飾る花づくり、市内クリーン作戦などの活動を通じて、市民運動を展開してまいります。

また、８月から９月にかけて、炬火リレーが県内全市町村をリレーする形で実施される予定となっておりますが、多くの市民の皆様に参加していただけるよう企画を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日、提案いたしております案件は、専決処分案件１件、人事案件１件、条例案件16件、予算案件14件、その他案件26件の計58案件でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず初めに、資料ナンバー３、承第１号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）、専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億5,975万円とするものでございます。

本専決処分につきましては、大桑地内の県道174号線改良工事に伴い、処理施設のマンホールを早急に移転する必要が生じ、その移設工事を実施するため、地方自治法179条第１項の規定により、平成24年１月６日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー１、議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、山県市の人権擁護委員は８名ですが、このうち１名が本年６月30日をもって任期満了となることから、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は３年でございます。

古由豊行氏は、山県市中洞にお住まいで、平成21年７月１日より委員として活動されており、今回２期目として再任をお願いしようとするものでございます。古田氏は、人権擁護の重要性をよく認識され、適任と思慮されますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議第２号　和解につきましては、昨年６月に提訴を受けた旧高富町総合運動場多目的グラウンド建設工事に係る土地明け渡し等請求事件について、原告と訴訟上の和

解を行うため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本事件は、原告が市に対し、原告の所有する土地に市が設置した側溝等の工作物を収去し、土地を明け渡すことなどを求める内容でございますが、今般、岐阜地方裁判所より和解案の勧告がございました。この和解案は、原告が所有する土地２筆を市が買い受けるものでございますが、価格については、平成12年に旧高富町が原告を提訴した当該土地に係る所有権移転登記手続請求訴訟において、町が提示した買い取り価格と同額であり、これにより、市と原告との運動場の敷地に関する紛争が解決され、施設が将来にわたって安定して運営されることを勘案し、和解しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第11　質疑

○議長（村瀬伊織君）　日程第11、質疑。

ただいまから、承第１号、議第１号、議第２号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　議第２号の和解についてお尋ねいたしますが、12年以降ずっと、町そして市は、この土地を利用してきたわけですが、この本人は、私が知る限り、今日までの借料を払えとか、そういうことはないんですか。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　その案件につきましては、市がこういうふうに着手しましたのは、12年ではなくて平成９年からでございます。それで、その間、相手方から借地料を払うことですとか、また、返すようにという訴訟もこれまでもございまして、そういった相手方の思い入れはございますけれども、今回の和解の内容につきましては、あくまでも９年に工事に着手して、山県市が12年に、正式な契約はないけれども、双方がほかの方との従来の契約につきましては、証書はないけれども、黙示の了解があって、そして市が起工承諾書をいただいて着手したということがございまして、そういったことから、12年に市が相手方に訴訟を起こしたわけですが、その訴訟と内容が同じです。価格につきましても、それから、賃貸料はずっと使っていますが払いません。そして、裁判の費用につきましてもそれぞれでございますし、そして税金につきましても、従来の5,000万の工事はありませんが、少し税率が低い14％だったと思いますが、そういったことで

の和解案件でございまして、12年当初と同じ和解の内容となっております。

○議長（村瀬伊織君）　ほかにございませんか。

石神　真君。

○２番（石神　真君）　何かこうやって見ていると、今まで私が議員になって、いろんな裁判が、昔の高富町時代のことばっかりいっぱい出てきて、何か昔のツケを今の市民は払っておるような感じにしか思えないんですけど、それはともかく、この和解の金額というのはどこから予算を捻出するんですか。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　７日に追加で提案をさせていただきます。2,000万円近く、７日に提案させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　よろしいですか。

石神　真君。

○２番（石神　真君）　追加提案というのは、一般会計のほうから出しなということですか。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　はい、そうでございます。

○議長（村瀬伊織君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております承第１号、議第１号、議第２号は、会議規則第37条３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、承第１号、議第１号、議第２号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第12　討論

○議長（村瀬伊織君）　日程第12、討論。

ただいまから、承第１号、議第１号、議第２号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第13　採決

○議長（村瀬伊織君）　日程第13、採決。

ただいまから、承第１号、議第１号、議第２号の採決を行います。

承第１号　山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の専決について、本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

議第２号　和解について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14　議第３号から日程第68　議第57号まで

○議長（村瀬伊織君）　日程第14、議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について、日程第16、議第５号　山県市暴力団排除条例について、日程第17、議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、日程第28、議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議についてから日程第50、議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議についてまでの21議案について、日程第51、議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、日程第52、議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について、日程第53、議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）、日程第54、議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、日程第55、議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第56、議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）、日程第57、議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第58、議第47号　平成24年度山県市一般会計予算、日程第59、議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第60、議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算、日程第61、議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第62、議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第63、議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第64、議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第65、議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第66、議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算、日程第67、議第56号　指定管理者の指定について、日程第68、議第57号　市道路線の認定について、以上55議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林　宏優君）　それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、平成24年度当初予算につきまして御説明申し上げます。

まず、平成24年度に向けましての、私の基本的な施策方針について述べさせていただ

きます。

国の経済見通しは、日本経済は本格的な復興施策の集中的な推進によって、着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導するとし、そうしたことなどから、我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれるとしております。

実質国内総生産につきましても、雇用・所得環境の改善や政策効果等により、民間最終消費支出は緩やかな増加が続くとし、また、民間企業設備投資につきましても、企業収益の改善に加え、立地補助金の充当等の政策効果が見込まれることから、円高の影響はあるものの増加に転じるとしております。

こうした中で、地方財政においては、税制改正などによる個人住民税所得割や法人税割の増加が見込まれ、地方交付税も若干の伸びを示しているものの、依然として大幅な財源不足が見込まれるところでございます。

岐阜県におきましても、平成22年度から24年度までの行財政改革アクションプランが最終年度となることから、この取り組みを着実に推進するとしており、各種補助金の見直しなどから、市町村などにとっては引き続き厳しい状況となっております。

本市におきましては、こうした状況や、平成22年度決算において、実質公債費比率が18％を超えたことなどを受け、平成24年度予算につきましては、第１次山県市総合計画、後期基本計画、公債費負担適正化計画、さらには私の示しましたまちづくりビジョン等を踏まえた予算編成、原則ゼロシーリングとした各部局への枠配分方式による予算編成、創意工夫のある予算編成の３点を基本方針として編成いたしました。

それでは、資料ナンバー５、議第47号から議第55号の提案しております平成24年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算の概要について御説明申し上げます。

平成24年度当初予算の規模は、一般会計が128億円、特別会計が76億8,840万円、企業会計が５億9,672万円、全会計を合わせた予算額は210億8,512万円で、対前年度比0.77％の増となっております。

一般会計につきましては、前年度に対して3,000万円の減額、0.23％の減となっております。まちづくりビジョン達成のために、自治会要望の土木工事費等の増額１億円程度や、山県まちづくり振興券3,600万円程度などの新規施策で２億3,000万円ほどの増額となりましたが、人件費の削減１億2,000万円程度や市総合体育館改修工事１億5,000万円程度が本年度で完了することなどにより、全体で3,000万円の減額となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計では、医療給付費の増加により、２億3,200万円の増額、対前年度比6.45％増の38億2,700万円となっております。

介護保険特別会計は、介護サービス利用者の増加により、１億8,200万円の増額、対前

年度比8.06％増の24億3,900万円となっております。

後期高齢者医療特別会計は、1,300万円の増額、対前年度比5.46％増の２億5,100万円となっております。

簡易水道事業特別会計は、前年度と同額の１億900万円となっております。

農業集落排水事業特別会計は、200万円の減額、対前年度比0.44％減の４億5,700万円となっております。

公共下水道事業特別会計は、第２期工事の管渠工事が双葉台地域を残すのみとなったことなどから２億9,700万円の減額、対前年度比33.0％減の６億300万円となっております。

高富財産区特別会計は、前年度と同水準の240万円となっております。

水道事業会計につきましては、美山地区監視装置更新工事などに伴い、6,222万8,000円の増額、前年度対比11.64％増の５億9,672万円となっております。

次に、平成24年度における予算財源措置につきまして御説明申し上げます。

市税につきましては、個人市民税が税制改正による年少扶養控除の廃止などにより増加が見込まれることから、国の地方財政計画では、2.4％ほどの伸びを想定しています。しかしながら、本市の場合、国民健康保険税の課税における軽減世帯が40％を超える状況にあることからも、所得割等の伸びは見込めず、現年度課税分で、前年度に対して1,635万4,000円減の11億483万6,000円を見込んでおります。

一方、法人市民税では、平成23年度の決算見込みや地方財政計画の伸びなどから、3.25％増の１億5,263万円を見込み、市民税全体では、1,245万円減の12億7,766万6,000円を見込んでおります。

固定資産税では、評価がえによる減少が見込まれ、現年度課税分で前年度に対して１億738万8,000円減の13億8,996万円を見込んでおります。

このほかの軽自動車税などを含んだ市税全体では、前年度に対して１億2,018万1,000円減の28億5,438万2,000円を見込んでおります。

地方特例交付金につきましては、国において、子ども手当の制度が改正され、地方負担分に対する財源措置を整理することなどから、住宅借入金特別税額控除による減収補てん分のみを見込んでおり、本市においては4,400万円減の1,200万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、前年度に対して２億5,000万円増の46億5,000万円を見込んでおります。内訳は、普通交付税が44億円、特別交付税が２億5,000万円となっております。

国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金や子ども手当負担金などで、前年度に対して１億1,666万4,000円減の６億5,955万1,000円を見込んでおります。

県支出金につきましては、国体施設整備費補助金、福祉医療費補助金、県知事選挙事務委託金などで、前年度に対して9,159万3,000円増の９億3,427万7,000円を見込んでおります。

繰入金につきましては、財政調整基金で８億330万6,000円増の10億787万1,000円、魅力あるまちづくり基金が４億円、新規の消防施設整備基金が2,650万円、住民生活に光をそそぐ基金が1,334万5,000円、特別会計からの繰入金が3,000万円など、合計で、前年度に対して７億3,011万7,000円増の14億8,021万7,000円となっております。

市債につきましては、過疎対策事業債が5,040万円、臨時財政対策債が８億6,700万円、合併特例債が１億6,760万円、辺地対策事業債が860万円となっており、合計で、前年度に対して４億9,144万8,000円減の10億9,360万円となっております。

なお、平成24年度末における地方債見込残高は、一般会計217億1,559万円となっており、23年度末見込額に対して11億1,571万1,000円減となっております。

一般会計、特別会計、企業会計を合わせた平成24年度末の見込残高は、330億5,484万9,000円で、23年度見込残高に対して14億3,533万7,000円の減となっております。

次に、第１次山県市総合計画の基本構想に掲げる６つの柱に基づきまして、平成24年度の主な施策について述べさせていただきます。

最初に、健やかで安らかなまちづくりについてでございます。

保健事業につきましては、山県市健康増進計画、健康山県21、後期計画の２年目を迎え、同計画推進委員会を中心に、これまで以上に健康意識の啓発、健康づくりに努めるほか、新たに健康づくりを担う地域組織への活動支援を行ってまいります。

各種検診事業につきましては、引き続き受診率向上を図るための検診体制を確保してまいります。さらに、４年目となります女性特有のがん検診推進事業の継続、子宮頸がん等予防接種費用や新生児聴覚検査費用の助成も引き続き実施してまいります。

また、地域自殺対策緊急強化事業が延長されたことから、自殺防止のリーフレットの作成や、パソコンなどを利用して、自分自身のストレス度や落ち込み度を測定する、こころの体温計の周知と活用を図ってまいります。

福祉事業につきましては、地域福祉推進計画を着実に推進するため、市社会福祉協議会や市民会議と連携し、各分野ごとに具体的施策について取り組むとともに、平成25年度から29年度を計画期間とする新たな地域福祉推進計画の策定に着手します。

また、福祉医療の充実と子育て支援の観点から、市単独の子ども医療費助成を、今年

度より中学校３年生まで拡充したところでございますが、新年度からは、新たに高校生等の医療費につきましても、山県まちづくり推進券として助成を行うこととします。

次世代育成支援対策につきましては、保護者の皆様からのニーズが高い一時保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援事業を継続し、また、病児・病後児保育につきましても、引き続き広域で実施してまいります。

少子化対策の一環といたしましては、第３子以降の出産に対して、10万円を祝い金として支給する出産祝い金支給事業を継続するとともに、新たに、第１子からすべての出産に、山県まちづくり推進券として10万円を支給する新生児出産祝い金制度を実施してまいります。

さらに、児童虐待の防止に向けた取り組みをこれまで以上に進めるため、県の児童虐待防止対策緊急強化補助金を活用し、ＤＶ・児童虐待相談員を設置いたします。

高齢者対策といたしましては、お年寄りの活動促進を図るため、77歳以上の方に対するいきいき推進券配付を引き続き実施するとともに、65歳以上の方が接種する季節性インフルエンザの予防接種費用の一部助成を行い、感染症の発症や重症化の予防に努めてまいります。また、高齢者が地域でいつまでも生きがいを持って暮らすことのできるよう、高齢者のとじこもり予防事業の充実を図ってまいります。

さらに、在宅介護者の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ購入費助成の助成額を3,000円引き上げるとともに、生計中心者の市民税の所得割額の制限を廃止いたします。

障がい者福祉につきましては、障がい者福祉扶助事業や障がい者自立支援事業等を継続してまいります。

防災対策といたしましては、前年度に引き続き、平成24年度は高富地域を対象とした土砂災害ハザードマップを作成するとともに、東日本大震災の教訓を生かした地域防災計画の改定や、地盤液状化についての調査を行ってまいります。また、災害時に避難所施設で衛星放送が受信できるよう、テレビ配線工事を実施するとともに、災害時にも発電が容易なＬＰガスを燃料とするポータブル発電機を購入いたします。

さらに、防災のかなめであります消防の機動力強化のため、消防署の高規格救急車を更新し、また、消防団の第１分団の積載車を更新いたします。

本造住宅の耐震診断、耐震補強工事に対する助成についても、引き続き実施してまいります。

２つ目は、便利で快適なまちづくりについてでございます。

御承知のとおり、東海環状自動車道の用地買収が着々と進んでおり、作業用道路工事につきましては、この２月に契約が完了し、地元説明会等の後に着工されますが、早期

完成に向けて、引き続き国や県に働きかけていくとともに、インターチェンジ周辺の整備を図ってまいります。

さらに、国道256号、国道418号及び主要地方道関・本巣線、岐阜・美山線を初めとする県道整備につきましても、県に強く働きかけてまいります。

市道や排水路などの整備につきましては、自治会要望を踏まえつつ、今年度は、国の交付金を活用した地域活性化・公共投資基金を活用し、全体で１億8,000万円ほどの予算づけを行ったところでございますが、例年では7,000万円から9,000万円程度の予算額であり、自治会要望へ十分におこたえできていないのが現状でございます。こうしたことから、新年度は、２億円ほどを配分いたしまして、自治会要望の土木工事に充てることとしております。

また、引き続き橋梁長寿命化点検を実施し、６橋の点検調査と24橋の修繕計画の策定を予定しております。

自主運行バス事業につきましては、市民の重要な交通手段であることから、引き続きバス事業者への補助金を計上しております。

なお、昨年、市議会行財政改革推進特別委員会より、自主運行バス等の公共交通の改善等につきまして御提言をいただきました。こうしたことも踏まえ、市内循環線につきましては､利用率等の観点から廃止する方向で検討するとともに､乾線につきましては、ディマンド型交通等の新たな運行形態の構築を検討してまいります。

上水道、簡易水道事業につきましては、適正な維持管理のため、配水管の布設がえ事等を進め、上水道の美山地区監視装置の更新を予定しております。

地域情報化につきましては、急速に発展する情報通信事業への対応と、今後の経費削減を図るため、有線テレビ放送施設について指定管理者制度を導入し、シーシーエヌ株式会社を指定管理者といたしました。

３つ目は、豊かで美しい自然を守るまちづくりについてでございます。

本市は、面積の８割以上を森林が占めておりますが、森林には、水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全などの公的な機能がございます。こうした森林機能の保全などのために、森林整備地域活動支援事業を推進するとともに、県において24年度から導入されます清流の国ぎふ森林・環境税を活用したさまざまな事業の採択を要望してまいります。

森林から生まれる清流の水質が生活排水により悪化することを防止するためには、農業集落排水施設の適正管理、公共下水道事業の推進が重要となってまいります。公共下水道事業につきましては、第２期整備区域最後の管渠工事に着手するとともに、第３期

整備区域の一部の管渠詳細設計等に着手する予定でございます。また、下水道施設整備計画のない地域につきましては、引き続き合併浄化槽の設置を推進し、補助金の交付を行ってまいります。

一般廃棄物処理につきましては、引き続き適切な収集運搬に努め、クリーンセンターの適正な管理運営を行ってまいります。

さらに、市内の道路等のごみを少しでも減らし、美しい景観を保つために環境パトロールに係る予算を計上させていただいております。

また、自然エネルギーの活用が注目されておりますが、住宅用太陽光発電システム設置についての助成を継続してまいります。

４つ目は、活力あふれる産業のまちづくりについてでございます。

農業の生産性を高めるため、農業用水路や農業用ポンプなどの施設を引き続き整備してまいります。また、地域ぐるみで農地や水を守る共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を引き続き支援してまいります。

平成24年度は、企業誘致と特産品開発の専門チームを庁内に設置し、この課題ついて積極的に推進してまいります。企業誘致につきましは、私自身、担当部局の職員と、これまでも市内の各企業各社を訪問させていただいておりますが、市内に限らず、市外へも積極的な情報発信を行っていく決意であり、伊自良恋洞地内におきましても、企業誘致のための道路整備を行ってまいります。また、企業立地奨励金制度を継続してまいります。

特産品開発につきましては、市内の有志の方々が、さまざまな開発を行っていただいております。早矢仕ライス、桑の木豆、黒ニンニク、美濃山県元気玉などが開発されております。これらの販路を開拓することが非常に重要であり、これまでも、コンビニと提携した黒ニンニクのハンバーガー等の企画などを行い、また、観光協会とタイアップし、市内外のイベントにお伺いし、観光協会のマスコットキャラクターでありますナッチョルくんともどもＰＲを行うとともに、観光山県ウエブを開設し、広く情報提供を行ってまいりました。今後におきましても、一層の取り組みを進めてまいります。

また、商工会を核とした地場産業の育成は、本市の活性化に不可欠であり、適正かつ適切な補助金により、商工会を支援してまいります。

観光関係では、香り会館の指定管理につきまして、大阪市の株式会社ハウスビルシステムを新たな指定管理者として施設の活性化を進めてまいります。また、美山キャンプ場のパターゴルフ場については、オートキャンプ場としてリニューアルする予定でございます。

５つ目は、豊かな心と文化をはぐくむまちづくりについてでございます。

学校教育の充実及び生涯学習、スポーツや芸術文化の環境づくりを引き続き推進してまいります。

学校教育につきましては、学ぶ意味や喜びを味わえる学習づくり、児童・生徒のよさを生み出す環境づくり、信頼に満ちた安心・安全な学校づくりを大きな柱として取り組んでまいります。学習指導方法の工夫改善を推進を図るための学力ステップアップ推進事業、故郷の伝統や地域性を生かした特色ある教育活動の充実を図るための山県ふるさと体験事業を継続してまいります。

また、学校と地域住民が連携、コラボレートすることにより、学校教育の充実と地域の教育力の再生を図るため、学校コラボレート事業を実施してまいります。この事業は、中学校単位に地域コーディネーターを１名充て、学校の要請を受けて地域住民を学校へ派遣するもので、新年度は、地域コーディネーター３名に加え、これを統括するコラボレーター１名を配置し、コラボレーターと学校間の情報を共有し、さらなる充実を目指します。

また、学習支援については、わかる授業、心に響く教育を進めるため、学習支援員などの各種相談員を引き続き配置し、学校のサポート体制の充実を図ってまいります。

学校施設整備では、耐震補強について、大桑小学校を残すのみとなりましたが、本年度の国の第３次補正予算に採択されたことから、本定例会において一般会計補正予算として、その工事費を計上させていただいているところでございます。

生涯学習、社会教育につきましては、中央公民館３館のほか、各地域の地区公民館を拠点として、講座や学習発表会の開催など、地域づくり、人づくりの場として活用してまいります。また、老朽化等により改修等が必要な地区公民館の整備を計画的に進めてまいります。

文化振興につきましては、文化の里古田紹欽記念館や花咲きホールを拠点として、市民参加の花咲きコンサートや芸術活動支援活動などを市民ボランティアの皆様とともに実施してまいります。また、小中学校や地域へ直接出かけ、音楽などの芸術に身近に触れ合っていただけるアウトリーチ事業や、美山地域に伝わる民話をベースとした市民参加型の創作演劇も継続していく予定でございます。

山県市図書館では、市民の皆様のニーズに合った書籍等の整備に努めるとともに、子どもの読書活動推進のための計画策定を行ってまいります。

さらに、読み聞かせの充実を図るため、高富中央公民館において、読み聞かせ講師育成特別講座を開催いたします。

社会体育関係につきましては、山県市総合体育館の改修工事もおおむね完了し、トレーニングルームを拡張したことから、新年度には、トレーニングルームに新たな機器を設置するなど、市民サービスの向上を図ってまいります。

また、現在、全国大会等出場者激励金として、スポーツや文化に係る全国大会等へ出場される方や団体に対し、激励金を交付しておりますが、新年度からは、さらに、山県まちづくり振興券による上乗せ助成を行ってまいります。

さらに、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催に向けて、施設整備費や運営経費を計上させていただいておりますが、岐阜県で47年ぶりの開催となるスポーツの祭典であり、大会の成功に向け、市を挙げて全力で取り組んでまいります。

最後に、新しい未来を創るまちづくりについてでございます。

東日本大震災以降、これまで以上にきずなというものが見直され始めております。地域のきずな、人と人のきずななど、きずなとは断つに忍びない、慈しみ、情け、あるいは愛情といった意味合いであり、このきずなが地域の基盤を強化する１つの要素であると考えております。少子高齢化、人口減少の中で、きずなが非常に重要となってまいります。

きずなの最小単位が家族であり、そして、家族が集まり自治会となることから、きずなをつくり出す自治会のコミュニティー活動を支援してまいります。さらに、地方分権、地方主権にふさわしい住民自治に基づく自治体運営の基本原則を明確化するため、（仮称）山県市自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。また、女性の社会参画を促進するため、（仮称）山県市男女共同参画条例の制定に取り組み、家事、育児、介護、就労支援など、男女がともに働きやすい環境づくりを目指してまいります。

市民の皆様と行政による協働のまちづくりの一環といたしまして、個人や団体等が公園や道路などの公共施設の清掃や美化活動を実施する、アダプトプログラムの取り組みを引き続き進めてまいります。

国際化が著しく進展する中で、外国人との交流をする機会をふやし、多文化共生社会を実現するため、友好関係都市アメリカ・フローレンス市との交流を継続してまいります。さらに、市民による、市民のための持続可能な地域社会づくりを目指し、市民の市政参加を促進するため、山県市版の公開事業仕分けを実施する予定でございます。

さて、私が市長に就任をいたしまして、最初の当初予算の編成となりましたが、私のマニフェストでありますまちづくりビジョンの達成が、山県市総合計画の基本理念であります安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりの実現に向かうものと考え、予算編成を行っております。

今回の当初予算では、まちづくりビジョンに関連する事業といたしまして、新規事業として２億3,000万円ほどを計上させていただいております。

いずれにいたしましても、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力なくしてまちづくりビジョンの実現はございませんので、より一層の御支援をお願い申し上げる次第でございます。

以上、平成24年度当初予算の概要につきまして、御説明申し上げました。

○議長（村瀬伊織君）　暫時休憩いたします。議場の時計で11時30分まで休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林　宏優君）　続きまして、当初予算以外の案件につきまして御説明を申し上げますが、先ほどの私の説明の中で、新たに始めます「山県市まちづくり振興券」を「山県市まちづくり推進券」と誤って説明した箇所もあったかと思いますが、訂正をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、初めに、資料ナンバー１、議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成24年４月１日から山県市有線テレビ放送施設の管理運営を指定管理者が行うことに伴い、指定管理者による業務内容などを踏まえ、改正を行うものでございます。

次に、議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例につきましては、市の組織再編等に伴い、市防災会議及び市国民保護協議会の委員の定数を30人以内から35人以内に改めるものでございます。

次に、議第５号　山県市暴力団排除条例につきましては、暴力追放への全国的な機運の高まりを受け、本市におきましても、基本施策を定めることにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与するため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、（仮称）山県市自治基本条例を策定するに当たり、学識経験者や公募市民などによる自治基本条例策定委員会委員の報酬額を追加するとともに、県が実施している身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事務が、平成24

年度から市町村へ移譲されることに伴い、これらの相談員の報酬額を追加するため改正を行うものでございます。

次に、議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、固定資産評価審査委員会の委員につきまして、評価に精通された方を委員に加えるため、委員定数を４人とするとともに地方税法等の改正に伴い、市たばこ税の税率引き上げ、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する規定整備等及び震災復興関連の法律制定に伴い、平成26年度から35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率について、標準税率の3,000円に500円を加算した額とし、市の防災施策に必要な財源の確保を図るため、特例措置が講じられるため改正するものでございます。

次に、議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、住民票の写しの手数料の取り扱いについて、他市町村との均衡を図るとともに、危険物の規制に関する政令の改正に伴い、浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置に係る審査手数料を設定し、また、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民につきましても、日本人と同様に住民票が作成されることとなりましたので、外国人登録原票記載事項証明書交付手数料の項目を削除するため改正するものでございます。

次に、議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例につきましては、平成22年３月に設置した山県市地域活性化・公共投資基金は、経済危機対策として国の交付金を積み立てたものであり、平成22年度及び23年度の地方単独事業等の財源に充てることとされております。本市におきましては、平成23年度中に積立金１億円と基金利子の全額を市単独の道路改良工事に充当いたしますので、同基金を廃止するため改正するものでございます。

次に、議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、図書館法が改正され、図書館協議会委員の任命基準を市町村条例で定めることとなり、この基準を規定するため改正するものでございます。

次に、議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、体育施設の改修や利用実態等を踏まえ、施設の名称や使用区分などを変更するため改正するものでございます。

次に、議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年４月１日より大桑保育園と桜尾保育園を統合し、桜尾保育園を大桜保育園に名称変更するとともに、児童福祉法の改正に伴い、保育所の設備、運営基準を条例に規定するため改正するものでございます。

次に、議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例につき

ましては、障害者自立支援法等が改正され、障がい児を対象とした事業の根拠規定が児童福祉法となることに伴い、所要の規定整備を行うため改正するものでございます。

次に、議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成24年度から26年度までの各年度における介護保険料率及び保険料段階を定めるため、改正するものでございます。高齢化の著しい進展により、介護サービスを必要とする要介護認定者の増加が想定される中で、平成23年度の介護保険法の改正や平成22年度に実施した高齢者実態調査を踏まえ、介護保険施設の整備や各年度における介護給付等対象の見込み量を算出し、国における平成24年度以降の介護報酬単価の引き上げ率を反映したものでございます。

次に、議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、現行条例において規定している入居資格のうち、同居親族要件について、引用する公営住宅法施行令の関係規定が法律改正に伴い削除されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例につきましては、地方公営企業法が改正され、地方公営企業の利益及び資本剰余金の処分について、その基準の規定が削除され、地方公共団体の条例で定めるところにより、または議会の議決を経て行うこととなりました。このため、本市水道事業における余剰金の処分等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域の実情や地理的状況を踏まえつつ、消防団の効率的な活動体制を整えるため、平成24年度より山県市消防団の組織再編を行うに当たり、団員の定数を600人から540人に改めるものでございます。また、区分につきましては、基本消防団員544人から474人へ、機能別消防団員を56人から66人とするものでございます。

消防庁の消防力の整備指針に必要な団員数を確保しつつ、人口減少等に対応するものでございます。

次に、議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、危険物の規制に関する政令が改正され、危険物の品目が追加されることに伴い、新たに指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うものの一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準、並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について、経過措置を講ずるため改正するものでございます。

続きまして、規約変更の案件について御説明を申し上げます。

初めに、議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議

についてから議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議につきましてまでの21議案につきましては、いずれも同様の趣旨の案件でございます。

本市を含む岐阜地域、西濃地域及び中濃地域の22市町の間で、住民票の写し、戸籍、所得証明などの交付が相互に受けられる広域相互発行事業を実施しております。住民基本台帳法が改正され、先ほどの議第８号と同様に、外国人住民についても住民票が作成されることとなりましたので、21市町と締結している事務委託に関する規約中の、外国人登録原票に登録されている事項の証明書を削除するものでございます。事務委託の規約変更については、地方自治法第252条の14の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経て関係地方公共団体の協議が必要なため提案するものでございます。

次に、議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町村が加入する広域連合で、後期高齢者医療制度の運営や保険料の決定、給付などを行っております。この案件につきましても、先ほどと同様に、住民基本台帳法の改正に伴い、規約において、市町村の負担金の割合を定める規定中の外国人登録原票を削除するものでございます。広域連合の規約変更については、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経て関係地方公共団体の協議が必要なため提案するものでございます。

次に、議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合の変更に関する協議につきましては、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合は、本市を含む12市町が加入する一部事務組合で、関係市町に住所を有する学齢前の肢体不自由児の通園による肢体機能回復訓練の実施及び育成指導に関する事務を共同処理しております。先ほどの議第13号と同様に、法律改正により、障がい児を対象とした児童の根拠規定が児童福祉法となることに伴い、所要の規約変更を行うものでございます。一部事務組合の規約変更については、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経て関係地方公共団体の協議が必要なため提案するものでございます。

次に、平成23年度補正予算について御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー４、議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から４億7,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を124億5,950万円とするものでございます。

まず、繰越明許費につきまして、土木費の道路橋梁費で、岐阜県鳥羽川改修工事に伴い、県に委託しております市道拡幅工事及び県砂防工事と同調施工しております神崎橋橋台補強工事について、県工事の遅延等により年度内の施工が困難となりましたので、翌年度に繰り越すものでございます。

教育費の小学校費の大桑小学校耐震補強及び改修事業につきましては、国の平成23年度第３次補正予算による補助事業で、今回の補正予算に追加させていただいておりますが、工期等の関係により翌年度に繰り越すものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、本年４月30日に山県市議会議員の任期が満了することに伴い、４月22日に市議会議員選挙が執行される予定です。投票所における受け付け事務で使用するパソコンの更新を平成24年度に予定しておりましたが、現状では、発注から納入までに３週間ほどの期間を要することから、選挙事務に合わせるため、山県市議会議員選挙投票所受付用機器購入について追加をお願いするものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、合併特例事業について、国体跡地公園整事業の設計委託料を見送りましたので限度額を削除するもので、辺地対策事業及び過疎対策事業につきましては、入札により事業費が減少しましたので、それぞれ借入限度額を減額しております。

また、大桑小学校耐震補強及び改修事業につきましては、新たに緊急・減災事業債が創設されましたので、限度額を740万円追加し、臨時財政対策債につきましては、借入限度額が確定しましたので、減額補正するものでございます。

それでは、歳出について、費目ごとに御説明させていただきます。

まず、総務費につきましては、経費削減により、一般管理費で通信費を300万円、財産管理費で光熱水費を200万円、複写機使用料を100万円減額し、山県市ふるさと応援寄附金条例に基づく基金積立金を110万円増額する一方､アナログ放送の終了に伴う衛星放送受信者の減少により受信料を378万9,000円、有線テレビ放送施設の指定管理者制度導入に伴い、インターネット及びＩＰ電話に使用するケーブルモデムの購入が不要となったため消耗品を154万9,000円、馬術競技場施設整備工事及びバレーボール競技場施設整備工事で、入札差金等により１億712万6,000円を減額するものでございます。

民生費につきましては、社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計への繰出金を１億7,575万5,000円を減額する一方､国民健康保険基盤安定繰出金を2,577万7,000円増額し、老人福祉費で、施設入所者の減少により老人福祉施設入所者措置費生活扶助費を1,000万円、介護保険特別会計繰出金を240万9,000円減額し、障がい者福祉費では、介護給付費、療養介護医療費を増額する一方、訓練等給付費、自立支援医療費を減額し、合計で扶助費を994万6,000円増額し、障害者自立支援法の改正により、障がい児通所サービス管理システムの整備のため、備品購入費を84万円増額しております。

児童福祉総務費では、入札差金によりＡＥＤ機器の購入費を143万円、放課後児童クラブの開設時間の短縮により臨時雇用者賃金を351万6,000円減額し、児童措置費で、受給

者の減少により児童扶養手当給付費を1,284万2,000円、受給児童数の減少及び支給額の変更により子ども手当給付費を8,681万円減額しております。

保育園費では、旧乾保育園の解体工事を中止し施設を公売したことにより、工事請負費を640万円減額するものでございます。

生活保護費では、診療費用の増加により生活保護扶助費を500万円増額するものでございます。

衛生費につきましては、じんかい処理費で、入札差金により一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料を173万円減額し、し尿処理費では、合併浄化槽設置数の減少により補助金599万円減額するものでございます。

農林水産業費につきましては、農業振興費で、中山間地域等直接支払事業交付金で協定参加集落の減により118万2,000円の減額、農地費では、農地・水保全管理支払交付金事業負担金で、向上活動支援交付金に対する申請がなかったため256万4,000円の減額、農業集落排水事業特別会計への繰出金を699万7,000円減額しております。

林業振興費では、みやまの森浄化槽の修繕費18万7,000円を増額する一方、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業補助金は、実施面積の減少により131万5,000円を減額するものでございます。

土木費につきましては、土木総務費で、県負担金の減額により調査面積が減少したため、地籍調査委託料を526万8,000円減額しております。

道路新設改良費では、境界確定測量の委託料で29万3,000円、辺地債を活用した市道辻石線道路改良工事の入札差金等で工事請負費を540万円、浄化センター北側の市道13091号線の拡幅部分の用地買収費4,678万6,000円をそれぞれ減額する一方、県単独道路事業の追加発注により、道路改良事業負担金を402万2,000円増額しております。

都市計画総務費では、委託料と備品購入費で道路測量及び複写機購入の入札差金により317万9,000円、公共下水道事業特別会計への繰出金を134万8,000円減額、公園費では、国体跡地公園整備設計委託を見送りましたので委託料2,000万円を減額するものでございます。

住宅管理費では、木造住宅耐震診断、アスベスト調査、アスベスト除去工事等の減により、委託料と補助金を合わせて304万5,000円減額するものでございます。

消防費につきましては、非常備消防費の備品購入費で、軽積載車及び小型ポンプ更新事業の入札差金により50万円を減額する一方、消防団安全対策設備整備費補助金を活用して水防用ゴムボート購入費40万円を追加するものでございます。

教育費につきましては、事務局費で私立幼稚園就園奨励費補助金が額の確定により150

万円の減額、教育指導費で、教育センターの改修を見送りましたので工事費730万円を減額するものでございます。

小学校費の学校管理費では、スクールバス業務委託料で入札差金等240万円、富岡、梅原小学校改修工事及び設計監理委託料が入札差金等で1,400万円、パソコン教室用パソコン等の入札差金等で備品購入費380万円をそれぞれ減額する一方、国の平成23年度第３次補正予算による補助事業で、大桑小学校耐震改修工事の監理委託料及び耐震改修工事費で、計3,235万1,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、額が確定しております地方消費税交付金を1,600万円、自動車取得税交付金を200万円減額する一方、地方交付税を５億7,400万円増額するものでございます。

負担金では、有線テレビ加入負担金を99万7,000円、老人保護措置費負担金を32万7,000円減額し、使用料では、有線テレビ施設利用料を220万円増額するものでございます。

国庫支出金につきましては、児童扶養手当給付負担金、子ども手当負担金を実績に応じ減額する一方、障害者自立支援給付費負担金、生活保護費負担金を増額し、国庫負担金で計7,740万6,000円を減額するものでございます。

国庫補助金では、次世代育成支援対策交付金、公立学校施設整備費補助金及び消防防災施設整備費補助金を増額する一方、合併処理浄化槽設置事業補助金、社会資本整備総合交付金及び幼稚園就園奨励費補助金を実績に応じて減額し、計414万4,000円を増額するものでございます。

県支出金につきましては、子ども手当負担金及び地籍調査費負担金を実績や県の予算額に応じて減額する一方、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金及び県移譲事務交付金を増額し、県負担金で計1,662万3,000円を増額するものでございます。

県補助金では、国体競技施設整備費補助金、児童福祉費補助金、合併処理浄化槽設置事業補助金などを減額する一方、重度心身障害者医療費補助金、福祉医療費助成事業補助金及び森林整備地域活動支援交付金と、新たに採択を受けた市町村振興補助金を増額し、計7,823万6,000円を減額するものでございます。

寄附金につきましては、平成23年度に寄附をいただいたふるさと応援寄附金110万円を増額するものでございます。

諸収入の雑入につきましては、衛星放送受信者の減少により団体扱い受信料を378万9,000円減額し、テレビ通信販売番組の再送信配信手数料70万円を増額するものでございます。

市債につきましては、辺地対策事業債、過疎対策事業債、合併特例債及び臨時財政対策債を減額する一方、新たに緊急・減災事業債を追加し、計６億3,250万円を減額するものでございます。それでもなお歳出の減額分が多いため、繰入金の基金繰入金で、財政調整基金繰入金を２億456万5,000円、魅力あるまちづくり基金繰入金を5,294万7,000円減額するものでございます。

次に、議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から727万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億9,357万5,000円とするものでございます。

歳出につきましては、総務費について全国統一の国保総合システムへの移行に伴い、同システムの稼働に係る岐阜県国民健康保険団体連合会への負担金を97万5,000円増額するものでございます。

老人保健拠出金につきましては、老人保健医療費拠出金を478万8,000円減額し、介護納付金につきましては32万円を減額するものでございます。

共同事業拠出金につきましては、額の確定により、高額医療費共同事業拠出金で638万円、保険財政共同安定化事業拠出金で2,448万2,000円を減額するものでございます。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業で受診者が当初より少なくなる見込みとなり、委託料を1,100万円減額するものでございます。

諸支出金につきましては、平成22年度療養給付費等負担金等の額の確定に伴い、返還金3,871万7,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金では療養給付費負担金を１億25万4,000円、高額医療費共同事業負担金を159万6,000円減額する一方、国保総合システム稼働に係る特別調整交付金を97万5,000円増額しております。

療養給付費等交付金では、過年度精算分として233万8,000円、前期高齢者交付金では１億6,780万4,000円をそれぞれ増額しており、県支出金で高額医療費共同事業負担金を159万6,000円減額する一方、共同事業交付金では、額の確定により高額医療費共同事業交付金を4,623万8,000円、保険財政共同安定化事業交付金を1,791万4,000円増額しており、このほかに、繰入金では国の繰入基準の決定を受け、保険基盤安定繰入金を2,577万7,000円増額し、これらにより一般会計繰入金を１億7,575万5,000円減額するものであり、なお不足する額につきましては、前年度繰越金にて調整しております。

次に、議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から218万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億521万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、諸支出金で介護従事者処遇改善臨時特例基金返還金が確定しましたので、218万2,000円を減額するものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の介護保険事業費補助金が240万9,000円増額となりましたので、繰入金で、一般会計繰入金の事務費繰入金を240万9,000円減額し、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を218万2,000円減額するものでございます。

次に、議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から289万円を減額し、歳入歳出予算の総額を４億5,686万円とするものでございます。

歳出につきましては、総務費で、平成24年度消費税の中間申告が確定したことにより消費税を114万円減額し、農業集落排水事業費で、決算見込みにより光熱水費を合わせて175万円減額するものでございます。

歳入につきましては、使用料について、決算見込みにより、合わせて390万円増額し、繰入金の一般会計繰入金を699万7,000円減額するものであります。なお不足する額につきましては、前年度繰越金にて調整しております。

次に、議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から２億6,428万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を６億5,176万6,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、事業費の確定に伴い、限度額の減額補正を行うものでございます。

歳出につきましては、総務費で、決算見込みにより光熱水費を220万円、受益者負担金に係る一括納付報奨金を55万円減額し、公共下水道費で事業費の減や決算見込みにより設計等委託料を6,540万円、工事請負費を１億3,080万円、浄化センター用地売却先送りに伴い、補助金返還金を3,227万3,000円、公債費では、市債の元利及び利子の償還金を合わせて3,306万1,000円減額するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにより受益者負担金を740万円、使用料を430万円、県支出金の特定基盤整備推進交付金を228万1,000円増額する一方、事業費の減に伴い、国庫支出金の社会基盤整備総合交付金を9,000万円、市債の公共下水道事業債を１億2,340万円減額するとともに、諸収入では、消費税還付金を814万7,000円、財産収入では土地売払収入を5,973万4,000円減額し、これらにより一般会計繰入金を134万8,000円減額するものであり、なお不足する額につきましては、前年度繰越金にて調整しております。

続きまして、その他の案件につきまして御説明申し上げます。

議第56号　指定管理者の指定につきましては、山県市香り会館は、効率的な運営かつ住民サービスの向上を図るため、平成20年８月１日より指定管理者制度を導入しており、平成23年４月１日から28年３月31日までの５年間について、ドルフィン株式会社を指定管理者としていたところでございます。しかしながら、岐阜県発注の委託業務における贈収賄事件に同社前社長がかかわっており、平成23年10月25日に贈賄容疑で起訴されました。このため、市といたしまして、同社の取り扱いについて検討を重ねてまいりましたが、同社より指定管理者を辞退することの申し出があり、また、贈収賄事件で同社の指定管理者としての信用は著しく失墜し、同社に指定管理業務を継続させることは社会通念上不適当と認められることからも、平成24年３月31日をもって指定管理者として指定を取り消すことを平成23年12月19日付で決定したところでございます。

その後、平成23年12月26日から平成24年１月27日までの間に指定管理者候補者の公募を行いましたところ、８社から申請がございました。これを受け、外部の方々を中心に構成される指定管理者候補者選定委員会により、申請団体の適性とともに、申請団体が提案する管理運営計画を審査していただいた結果、株式会社ハウスビルシステムを選定することが適当との判断をいただきましたので、平成24年２月10日付で指定管理者候補者として選定いたしました。このため、地方自治法244条の２第６項の規定により、同社を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものでございます。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までの３年間としております。

次に、議第57号　市道路線の認定につきましては、４路線について市道として認定をするため、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村瀬伊織君）　御苦労さまでした。

○議長（村瀬伊織君）　以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。

議案精読のため、あす28日より３月６日までの８日間、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、あす28日より３月６日までの８日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、７日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでございました。

午後０時09分散会

平成24年３月７日

山県市議会定例会会議録

（第　２　号）

平成２４年第１回

山県市議会定例会会議録

第２号　３月７日（水曜日）

○議事日程　　第２号　平成２４年３月７日

日程第１　質　　疑

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協

議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する

協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

日程第２　議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第３　質　　疑

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第４　委員会付託

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

○本日の会議に付した事件

日程第１　質　　疑

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協

議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第47号　平成24年度山県市一般会計予算
議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算
議第56号　指定管理者の指定について
議第57号　市道路線の認定について

日程第２　議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第３　質　　疑
議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第４　委員会付託
議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について
議第５号　山県市暴力団排除条例について
議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について
議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について
議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　　指定管理者の指定について

議第57号　　市道路線の認定について

議第58号　　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

○出席議員（１５名）

１番	上野欣也君	２番	石神　真君
３番	杉山正樹君	４番	尾関律子君
５番	横山哲夫君	６番	宮田軍作君
７番	田垣隆司君	８番	谷村松男君
９番	武藤孝成君	１０番	影山春男君
１１番	後藤利瑗君	１３番	藤根圓六君
１４番	小森英明君	１５番	村瀬伊織君
１６番	久保田　均君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	松田　勲君
教育長	森田正男君	総務部長	舩戸時夫君
市民環境部長	竹村勇司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	山田芳久君	教育委員会事務局長	恩田　健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
ぎふ清流国体推進局長	谷端良夫君	総務部次長	岡田知也君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘

書　記　林　　強　臣

午前10時00分開議

○議長（村瀬伊織君）　ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１　質疑

○議長（村瀬伊織君）　日程第１、質疑。

質疑は、２月27日に議題となりました議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議第57号　市道路線の認定についてまでの55議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位により順次発言を許します。

通告順位１番、横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして５問質問をさせていただきます。

まず、最初に、議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算、資料４のページ23、学校管理費、大桑小学校の耐震改修工事の内容ということで3,235万1,000円が組まれておりまして、これが繰越明許となっておりますけれども、この工事等の内容、また、工事の時期についてお伺いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田　健君）　御質問にお答えします。

工事内容につきましては、校舎及び給食棟、特別教室棟の耐震工事が主でございます。

内容につきましては、校舎棟につきましては、コンクリートの耐震壁を１カ所設置します。それと、家庭科室の床面の改修を行います。給食棟ランチルームにつきましては、耐震補強のための鉄骨ブレースによる補強６カ所の設置、特別教室棟につきましては、鉄骨ブレースによる補強４カ所及びはりの補強、増設を４カ所の設置工事を行います。

それだけの工事を行いまして、これで大桑小学校のすべての建物につきましては、構造耐震指標Ｉｓ値が文部科学省の目安とされております0.7をすべてクリアするということになります。

さらに、体育館を含め、すべての建物の窓ガラスに、地震等、災害時のために飛散防止用のガラスフィルムを張り、その他室内の家具、備品等の転倒防止金具の設置を行います。また、特別教室棟前の防球ネットの改修工事等も行う予定となっております。

工事の時期につきましては、本年７月、８月の夏季休業中の期間に実施する予定としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　ありがとうございました。

次に、議第47号　平成24年度山県市一般会計予算、資料５、47ページの情報管理費、総合行政情報システム保守委託料1,578万8,000円の内容についてお伺いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　御質問にお答えいたします。

まず、総合行政情報システムは、岐阜県市町村行政情報センターが事業を推進する上で中核的なシステムとして開発されたものでございまして、標準化、共通化による情報システムの導入、運用コストの削減、市町村間情報格差の是正を目的としまして、県内市町村が共同利用できるシステムでございます。

現在、山県市といたしましては、住民記録、収納管理、印鑑証明及び住民税、固定資産税等の課税処理等を財団法人岐阜県市町村行政情報センターに委託して電算処理をしていただいておるところでございます。その結果といいますか、データにつきましては、市役所内にありますサーバーに保管管理をしているわけでございますが、今後、この総合行政情報システムを活用することによりましてこれらの業務を共同利用するとともに、特にデータの安全性及び災害対策ということで、昨年の３・11の東北震災ではデータ等が流されてなくなってしまったということもございますので、今後の災害対策のために、データセンターにおいて本市のサーバーも管理していただくと。同時に、セキュリティー対策も図っていただくというための経費でございます。

その内容としましては、ただいま申し上げましたように、データセンターの利用とセキュリティー対策関係で月額45万円ほど。そのほか、サーバーとかネットワーク機器の経費としまして月額137万円ほど。それと、住民情報系システムということで、ただいま申し上げました住民記録とか外国人登録、また、税料金等の算定のためのシステムの保守料が月額68万円ばかりということで、本年の10月ぐらいまでに導入を図りたいということから、10月以降の保守料を計上いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　ありがとうございました。

次に、平成24年度山県市一般会計予算の資料５、70ページ、老人福祉費、老人福祉施設入所措置費生活扶助費9,129万3,000円の内容についてお伺いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　老人福祉施設、簡単に言いますと、養護老人ホームになりますが、現在は本市にあります美山荘と各務原市と、それから、関市にあります養護老人ホームに入っていらっしゃる方々の生活扶助費の分でございます。対象としている人たちは41名となっております。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　次に、同じく一般会計予算の71ページ、福祉医療費、高校生等医療費助成1,300万円の根拠についてお伺いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　高校生の医療費に関しましては、新たに行います事業でありまして、根拠とするものがないということ。本市において具体的な数字が出ておりませんので、国の指標の中で厚生労働省が発表しております人口１人当たりの国民医療費の中の年齢階層別の中で、15歳から19歳までの入院とか入院外来の分の医療費がございます。それを参考に、高校生の１年生から３年生１人当たり４万8,400円という数字を出させていただきまして、対象となるお子様が885人ということで掛けさせていただいて、ここに自己負担分が３割ということで、３割の分を掛けた数字として1,300万円ほど計上させていただいております。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　次に、同じく一般会計予算のページ79、子ども手当等給付費の年齢別人数とか給付の一覧表はいただきました。その中で、きょう、桜尾小学校の子供さんたちもおみえになりますが、きょうの新聞を見ますと、推定で56万人、まだ２月末までに申請が出ていない方があるというのをけさの読売新聞で見ました。山県市の状況、突然の質問ですので概算で結構ですけれども、どのぐらいまだ申請が出ていない方がおみえになるのかお聞きをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　きちっとした数字は把握しておりませんので、おおむねの回答をさせていただきます。

１月末の段階で約100名ぐらいありました。それで、早急に、２月の上旬だったと思いますが、まだ申請をされていらっしゃらない方に個人通知で通知をさせていただいて、２月の末段階で60人ほどまだ残っていらっしゃるというふうに記憶しております。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　２月末で60人ぐらいということですけれども、最後、３月末でゼ

ロになるように努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位２番、石神　真君。

○２番（石神　真君）　それでは、通告に従い質疑を行います。

一般会計補正予算の資料ナンバー５、ページ66の青波福祉プラザ事業。これで前年度と指定委託料が全く変わらない理由と、その内訳がわかりましたら教えていただきたい。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　これは、指定管理者が行う業務の範囲に変更がないことと、それから、維持管理費、例えば、いろんな保守点検等の単価の変動がないことによるものでございます。

内訳といたしましては、賃金としまして年間72万円。これは750円で４時間ということで、20日間ぐらいの業務ということで12カ月掛けております。あと、需用費といたしまして51万5,000円、それから、役務費として４万4,000円、委託料といたしまして12万円、使用料といたしまして24万5,000円、負担金として２万6,000円。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　では、次に移ります。

資料ナンバー５、同じくあれですが、ページ99、環境パトロールの委託というところが出ておりますが、185万5,000円。これに対しての内訳と委託先、お願いします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　環境パトロールにつきましては、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者の生活安定を図るため、平成21年度から23年度までの、今年度までででございますが、３年間、県の基金事業であります緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として実施されておりました。予算につきましては、労働費に計上されておりました。

この県の基金事業で、ごみの不法投棄、野外焼却などの早期発見、また、市内にポイ捨てされておるごみの回収等、市内の環境保全を図るために業務委託をしてまいりました。平成24年度におきましては、この基金事業は終了いたしましたが、こういった事業は続けていくということが大変必要であるということで、24年度におきましては、清掃費のじんかい処理費のごみ処理事業として、引き続きまして、同じように、不法投棄や野外焼却の未然防止や市内のポイ捨てごみの回収の事業を委託するものでございます。

内容につきましては、市内を高富・伊自良地域と美山地域というふうに２地域に区分いたしまして、それぞれ毎月６回、市内をパトロールしてごみの回収をしていただくというものでございます。年間144回パトロールを実施いたします。作業につきましては、２名の体制で行います。

環境パトロールの業務委託先でございますが、21年度から23年度におきましては、公益法人山県市シルバー人材センターのほうへ委託して実施しておりました。24年度につきましても、高齢者の雇用というようなことで、引き続きというようなことで現在は予定しております。

パトロールによる不法投棄の処理実績といたしましては、21年度は１万5,020キロ、22年度は１万5,210キロ、23年度、２月末は１万6,770キロという回収をしておりますので、事業としては機能しているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　大体１組２人で回られているかと思いますが、たまにというか、ちょくちょく見ますけれども、ごみを拾っておるときの車を置いておるところの位置、それと、回収方法。これはちょっと危ないところがありますので、もう少しきちっと安全に心がけて行うよう指導をお願いしたいとつけ加えておきます。

続きまして、同じく資料５のページ105、魚類放流事業補助金。これですが、なぜこういう名前なのか。それと、昨年度までか一昨年まではたしか漁業組合と名前が載っていたと思うんですけど、名前を変えた理由と、なぜここにこういう事業を行わなくてはならない。たしかここの組合はかなり資産があると、そのように思われますが、自分のところの身も切らずになぜ補助金をそういうところへ与えなきゃいけないのか、お聞かせ願います。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　平成22年度までは美山漁業組合補助金としておりました。23年度より魚類放流事業補助金というふうに名称を変えております。

理由といたしましては、平成22年の８月に山県市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱を改正いたしまして、その別表に、事業の種類として水産振興事業の項目に魚類放流事業。経費といたしまして、美山漁業組合が放流する魚族の購入に要する経費を追加いたしました。これは、美山漁業組合の運営に対する運営補助金と誤解を招かないように、補助内容を明確化するために追加したものでございます。これにあわせて名称を平成23年度から変更したということでございます。

なお、美山漁業組合につきましては、長良川河口堰の補償金の一部で２億円ほどの国債を購入しているというような報告はいただいておるわけでございますが、これにつきましては、あくまで漁業補償の関係で、組合員さんの補償を漁業組合で預かって国債を購入して運営しているというようなことを、旧美山町時代に河口堰の補償金が来たときにそういうふうに聞いております。

また、こうした基金といいますか、大きな金額があるにもかかわらずなぜ補助しているのかということでございますが、武儀川は多くの市外の方も来ていただいて、いろいろ憩いの場として楽しんでいただいているというような面もございまして、観光振興の面も多くあるということでございます。今の時期ですとアマゴ釣り、また、夏場ですとアユ釣りということで、数多くの、県内外からもお越しいただいているということでございますので、こうした観光振興という意味も含めまして、放流事業に限定して補助しているということでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　何かあやふやな回答に思えるところがありますが、どこでもそうですが、自分たちでもそうですけれども、自分のところにお金を持っておって、人のふんどしで相撲をとると、そんなような雰囲気に見えるような補助金に見えるので、やはり名前を変えたというのは、そういうところから来て魚類放流事業という名前に変えたのかなという面も一理ありますし、それと、漁業組合って、組合員の漁業組合であって、今言われたように、環境プラス、あとは産業ですか。今、皆さん、よそから来て、一生懸命美山のほう、山県市にお金を落としてもらうための事業の１つでもあると言われておりますが、それは、そういうところは個人で一生懸命頑張ることであって、いまいち説明の内容としては納得できない面がありますが、理解をしろということでありますので、今回、この補助金に対しての話ですので、もう少しきちっと精査して、こういう事業に名前が変わったからといって、ただ出すだけではおかしいので、よくこれから補助金、前も言いましたが、補助金、負担金とかいろんなものがありますけど、よく考えて出していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

資料５、ページ121の河川除草委託料。これについては、委託先と場所について御説明願います。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　御質問にお答えします。

平成23年度の委託先につきましては、市内の土木業者のうちＢランク業者の33社に森

林組合等の除草を行う業者３社を加えた36社を高富・伊自良地域、美山地域に分けて、入札により委託業者を決定しております。24年度も業者選定委員会で選定していただきますが、同じような業者に参加してもらうことになるということを思っております。

23年度の委託場所につきましては、鳥羽川や伊自良川、武儀川などの１級河川や市管理の準用河川などの17河川の除草を高富地域３工区、伊自良地域３工区、美山地域１工区の計７工区に分けて事業を行っております。24年度も同じ場所の除草を行う計画でございますので、お願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　これ、毎年同じところというような話ですが、ほかのところには手をつけない。それは、そういうことはできないのか。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　自治会要望等でほかの箇所もというようなこともある場合もあるんですが、この河川除草という、毎年入札をしているところ以外に維持管理というようなことで、小面積のところ、そうしたようなところには必要に応じて随時行っているような状況でございますので、お願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位３番、小森英明君。

○１４番（小森英明君）　それでは、発言通告に従いまして順次お尋ねします。

最初に、資料４の６ページ、繰越明許費の446万8,000円ですけど、土木費の中で神崎橋橋台補強工事というふうになっておりますが、２月11日の漁協のアマゴ釣りの解禁前に、土木工事の請負業者が川の中から資材といいますか、ああいうパイプなんかを撤去していたので、私はそれで終わったのかなと思っていたら、まだ工事が残っておるというようなことです。それで、残りの工事はどのような工事をされるのかどうかということと、いつごろ工事をされるのかということをお尋ねします。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　神崎の橋台の繰り越しにつきましては、実はあのところでは県の砂防工事と同じ場所で行っておりまして、県費でつくりました仮設道路を使用するなど、協力して事業を進めております。県の工事がおくれましたため、それに伴いまして市の工事もおくれていったということでございます。議員御発言のように、アマゴの放流時期となったためにこうした事業ができなくなり、工事がおくれることとなりました。

現在の状況でございますが、県の砂防事業はほぼ完成しているというふうに聞いてお

りますが、市の事業につきましては、根継ぎは完了して、50％から60％程度完了しているということでございます。

今後の工事といたしましては、洗掘防止のために巨石積みによる補強を行うということで、今後も一部掘削などが必要となってきますが、今後、アマゴ釣りが済みますと、稚アユの放流とか何かで漁業組合のほうから河川を濁すことについてかなりお小言をいただくとかいうようなこともございますので、今後は工事の時期など、漁業組合と協議しながら早い完成を目指してまいりたいということを思いますので、お願します。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　そうしますと、アユの漁期が終わった後になるというようなふうですけど、これは河川の中の工事をまだ行うということですか。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　河川の中で洗掘を防止するために付近に巨石を敷き詰めるとか、そうしたことがございますので、どうしても川の中に入っての工事ということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、工事の時期につきましては、先ほど申し上げましたように、漁業組合と相談してということになりますが、４月の上旬にはまたアユの放流が始まってくるだろうということを思いますので、そういうことを考えると、アユ漁の終了したころに再開するというようなことになってくるかと思います。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　そうしますと、川が濁るからということになると思うわけですけど、橋自体の補強工事とか工事をする、直すとか修理するとか、そういうようなことはありますか。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　橋そのものの工事はほぼ完了しているようなふうで聞いておりますので。あと、現在のままですと、洗われてもとがえぐられてしまうという心配がありますので、石を積んでそれを防ぐということが残っているというふうに聞いております。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君、質問を変えください。

○１４番（小森英明君）　それでは、次に、資料５―２で、21ページですけど、美山キャンプ場の管理費が844万7,000円あるわけですが、これはパターゴルフ場の整地工事というようなことで、パターゴルフ場を壊すといいますか、撤去するといいますか、そうしてオートキャンプ場にするというような話でしたが、これは何台ぐらいの車が利用でき

るわけですか。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　パターゴルフ場が大変荒れてしまって、今、使えない状況になっているということでございまして、それに伴いまして、撤去して土でオートキャンプ場を造成するというようなことで考えておるわけでございます。

これにつきましては、オートキャンプ場で必要な面積、１区画当たりの必要な面積が80平米ぐらいから100平米ぐらいということで思っております。実際にきちんとした設計をして何かしているわけではございませんので何なんですが、一応土木業者に造成していただいて、その後、職員の手作業によって区画整理をするということで、なるべく費用をかけないようにということで考えておるわけでございます。そうしたことから、あそこの敷地が現在2,800平米前後だと思うんですが、その中で通行区間等も設けなければなりませんので、実際にオートキャンプ場として使えるのは15区画から20区画程度だというようなふうに考えております。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　それで、あとの整地作業といいますか、つくるのを職員が手づくりでやるというようなことになるというようなことですが、私は、オートキャンプ場というと、よくテレビなんかで見る、区画がきちっとしていたり、水道やとか電気なんかもきちんとしていて、そういうようなふうになるのかなと思っていたんですけど、その形態というのはどういうようなふうになりますか。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　オートキャンプ場というのは、キャンピングカーとか、また、ワンボックスカーで来ていただいて、そこで、車の中、もしくは一部テントを張ってキャンプを楽しんでいただくというところでございまして、高級なところといいますか、設備が整ったところでは、すぐそばまで水が来ていたり、また、電気が引いてあったりと、また、シャワー等が完備しているというような状況のところもあるわけでございますが、美山北部の自然を楽しんでいただきたいということと、また、キャンプとしてお見えになるのはある程度不便さは承知してお見えになるというようなことでございますので、必要最低限の設備にとどめていきたいということを考えております。

それで、区画の中には電源とか水道を引く予定は現在しておりません。一応、あのすぐそばにパターゴルフ場の管理棟がございまして、そこにトイレもございますし、また、簡単な炊事は、パターゴルフ場の管理棟のひさしの部分に調理場をつくりたいというようなことで、簡単な施設を予定しております。調理につきましても、オートキャンプで

お見えになる方は車の中にそうした設備を整えてみえる方もかなりみえますので、そうした調理場などの利用も区画分だけつくらなければならないというわけでもないと思いますので、そうしたような簡単な施設を考えているわけでございます。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　次に、資料５―２で、22ページですけど、河川改良調査委託料が、境界確定測量委託料なんですけど、362万5,000円と。それと、次の資料５―２の22ページで、続きになるわけですけど、河川改良工事が排水路改良工事２カ所というようなふうになっているわけですが、この工事については高富地内になっておるというようなことですが、要は、排水路改良工事２カ所の843万7,000円に対して委託料のほうが362万5,000円ですか。委託料の比率が43％ぐらいありますか、工事費に比べると。ちょっと委託料が高いことないかなと思うんですけど、産業建設部長にお尋ねします。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　河川改良調査の委託料につきましては、境界確定測量委託料でございまして、工事により恒久的な建築物を設置する際には、着工前に隣接する土地との境界を確定することが必要で、境界が確定することによって市が管理する幅とか長さが明確となり、施工後においても境界についての問題が解消されるため、境界確定の作業は行わなければならないというふうに考えております。境界確定の事業を予定しているところは、高富の南地内で20筆で250万円を予定しております。もう一カ所が東深瀬の笹倉地内で９筆の112万5,000円ということで、合計で362万5,000円の予算を計上しているわけでございます。

境界確定につきましては、専門の資格を持ったところにお願いするということでございまして、１筆当たりの単価が12万5,000円というようなことになっておりますので、そうしたことによってこうした金額がはじき出されたということでございます。

また、工事につきましては、今、説明しました２カ所でございますが、南地区につきましては、延長が212メートルの50センチのＵ字溝を設置するということで、工事費が609万7,000円、もう一カ所が笹倉地内でございますが、これも80メートルで50センチのＵ字溝を設置するということで、234万を予定しておるということで、843万7,000円というような金額になってくるわけでございますが、こうした道路改良とか水路の改良、新設を行う場合について、境界確定を必ず行っているということでございます。そうしたことによりましてこうした費用が発生してくるということでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　次に、これも資料５―２の22ページの土木費ですが、臨時雇用者の賃金が611万6,000円で４名になっております。それで、この賃金の４名というのは、今まで国の補助金で緊急雇用対策助成金ですか、そういうようなものがあって、それは本年度で終わりになって、その続きを行うことになるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　ご指摘のように、緊急雇用制度が今年度でなくなるということでございまして、今まで３年間、こうした緊急雇用の制度を利用いたしまして、上半期に７名、下半期に４名の者を雇用して、公共施設の除草とか剪定を行ってまいりました。そうしたことによりまして、なくなるということで、来年度からは市単独で４名を雇用して、市の、新しく建設課となるわけでございますが、施設を中心に除草とか剪定を行うものでございます。そうした予定箇所は、一応78カ所の予定をしておるということで、４名の者が必要だということでございますので、お願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　今年度で終わる分については、これは全額国庫負担金というようなふうになっておったと思うんですけど、次の公園の草刈りなんかを78カ所行うというようなことですけど、これは、補助金というのはどういうようなふうになるわけですか。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　これにつきましては、補助金等はございませんので、一般財源で対応していくということになりますので、お願いいたします。

○１４番（小森英明君）　以上で終わります。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位４番、武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　それでは、通告に従い３点ほど質問いたします。

初めに、議第47号、平成24年度当初予算の概要の16ページ、福祉医療費助成費の高校生等医療費助成1,300万についてお尋ねします。

この事業は、市長のまちづくりビジョンを受け、平成24年度から新規単独事業で行われ、山県まちづくり振興券を交付する事業ですが、そこで、次のことにつきまして質問いたします。

予算額1,300万の積算内容は、これは某議員が質問されたので省かせていただきまして結構です。

２番目に、名目が高校生等医療費助成費となっているが、「等」とは専門学生を含む意味で、中学校卒業後の就職者は対象としないのか。もし中学生卒業後の就職者を対象としないのであれば、なぜか。

３点目に、平成20年度、21年度、22年度の市内中学校の卒業生の人数は、そして、中学校卒業後の就職者はそれぞれ何名いるかお聞かせください。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　高校生の医療費の助成につきましては、一応、高校生等という言葉でお願いしております。「等」の中には、先ほどおっしゃいましたように、学生であればすべて、専門学生、定時制学生でも、学生証があって身分がはっきりわかるものということを意味しております。

それと、この医療費の助成の目的というのは、あくまでも子育てをしている親の経済的な支援を目的としておりますので、働くという勤労に関しましては、経済的な自立という意味から、今回は対象といたしておりません。

それから、次の平成20年、21年、22年度の中学校の卒業生の人数と就職される方たちの人数はどれくらいいらっしゃるかということですが、22年、昨年の対象者が293人のうち、進学じゃない、就職等に入られた方が７名。それから、21年が297名のうちお二人が就職等に入っていらっしゃいます。それから、20年におきましては335人ありまして、そのうち５名の方が就職等のほうへ、進学されずにいらっしゃっております。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　再質問します。

それで、中学校卒業後の就職者には、家庭環境により進学できないとか、また、就職してこの不景気で仕事が合わなくなって会社をリストラされたり、無職の方もいると思いますが、その方たちにはちょっと不公平な制度と思いますが、これは市長にお尋ねするんですが、少人数ですね、就職者が。それに対してどう制度をまた、この制度を利用されて、やっぱり少ない人数なので、何かの形で山県市は18まで補助していくとかという考えはないのかお聞きします。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　制度設計上は、先ほど部長が申し上げましたように、あくまでも子育て支援を前提にしております。今の人数が少ないのでというお話もございますが、基本的には働いてみえる方に対しましては、子育て支援という立場から除外をさせていただいておるのが原則でございます。

ただ、その中に、今、お話にございましたように、就職をしてみえないというような方につきましては、要綱の詳細は見ておりませんけれども、対象とも考えられますが、今後につきまして、その内容をそれぞれのケースによりまして判断をさせていただきたいと思います。市として、基本はあくまでも子育て支援で、働いてみえないということが大前提になるかと思います。御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　補足で、もう一度市長に再度お願いなんですが、ちなみに、先般、新聞によりますと、大垣市では平成24年から高校生、また、入退院の費用全額を助成されます。その中には、中学校卒業者、働く人、就職者、その方も含まれるという制度にしていますので、そこを今、その方向で助成していくというふうに僕は考えますが、再度お聞きします。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　それぞれの自治体によりまして制度設計を行っていくわけでございますけれども、あくまでもこれは、基本的には市のそれぞれの制度でございます。そういった中から、他市ではそういった、あくまでも年齢制限で区切られているところもあるのかと思います。事務的な把握の労力的なこともあるのかもしれませんが、それはそれぞれの市町村によりまして、自治体によりまして、その事業の目的、効果、成果というものを前提として考えているものでございまして、今回、提案させていただいているこの内容につきましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、幅というのはあくまでも子育て支援を前提に考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　それでは、次の質問に参ります。

議第47号、平成24年度一般会計予算概要の26ページです。介護予防ケアマネジメント事業の専門員の247万について、内訳をよろしくお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　この介護予防マネジメントに関しましては、現在、市の包括支援センターの中で３名のケアマネジャーがこういったプランをつくっておりますが、要介護認定者の中の要支援１、２の方の介護予防サービス計画と、それから、そういったサービス内容に対しての提供事業者との連絡調整係をしておりますが、非常に最近、こういった要支援の方たちの数がふえてまいりまして、現在、３名で対応し切れなくなっております。それで、一部他の事業者のほうにもお願いをしておりますが、来年度は１人こういった専門の資格を持った方に来ていただき、今後ふえていく人たちへの

対応を考えております。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　わかりました。

それでは、次に、議第47号、平成24年度一般会計予算の概要の19ページ、自動車騒音常時監視委託料の内容について、市民部長にお伺いします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　御質問の自動車騒音常時監視委託業務につきましては、平成23年度まで岐阜県においてその事業を実施しておりました。自動車の騒音、交通量などを測定いたしまして、環境省へ報告をしていたということでございます。

平成23年８月26日に成立いたしました地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第２次一括法でございます。この第２次一括法によりまして、平成24年度から市町村の法定受託事務ということになりまして、市で業務を新たに行うことになりました。

業務の内容といたしましては、測定業務と面的評価業務という２つの業務がございます。測定業務といたしましては、道路を走行する自動車の運行でございますが、運行に伴い発生する騒音を把握し、自動車の騒音及び、そして、また、交通量もはかるというものでございます。面的評価業務につきましては、沿道状況の把握、騒音発生強度の観測、騒音暴露状況の把握を行うものでございます。沿道状況の把握につきましては、評価区間を定めまして、評価区間内に存在する住居等の属性、地域の残留騒音について調査を行います。騒音発生強度の観測は、評価区間を走行する自動車の平均的な走行状況、速度等でございますが、車種別の交通量、速度を時間帯別に調査をいたしまして、その結果により騒音発生強度を推測するものでございます。騒音暴露状況の把握というものにつきましては、評価区間ごとに当該評価区間内すべての住居等のうち、環境基準値を超過する戸数及び超過する割合を調査するものでございます。調査地点につきましては、県において調査をしておりました山県市消防署西側の一般国道256号線沿いで県が実施しておみえでございましたので、引き続き同じ場所で行う予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　この委託事業ですが、日数というか、曜日とかそういうことは、何時ぐらいで、どの曜日にやるということはわかりますか。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　県が実施していた内容と同じでございまして、曜日等で

は別段決めておりません。１日で24時間監視、騒音の測定装置を設置いたしまして、24時間騒音の状況を測定するものでございます。

それから、交通量につきましては、10時と午後の２時と午後の10時と11時という、１日４回でございますが、10分間の交通量の測定をしております。ちなみに、23年度の騒音レベルでございますが、10時のときに62.2デシベルというような数値が出ております。

そういった形で、１日４回の時間で交通量や騒音のレベルをはかりますし、騒音につきましては24時間の監視も行うと。その結果に基づきまして、面的な業務でいろいろな測定方法、あるいは影響を調べまして、国のほうへ報告するというものでございます。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　最後に、今の62.2デシベルという数字、この国のレベルという、ケアするにはどれだけの騒音数値が正しいんですか。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　これにつきましては、全国一律の調査でございまして、騒音のレベルや周囲に与える影響等を国のほうへ報告するものでございます。その結果について、例えば、今までの調査では異常なほど大きな騒音が出たという話は聞いておりませんし、そういう結果ではないというふうに考えておりますが、そういった異常に大きな数値が出た場合は当然国の施策の中に反映されていくことになりますし、この256がそういった多大な、もし騒音が出ているということであれば、また県のほうでいろいろな対策がとられるというような形にも利用されていくものというふうに理解しております。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位５番、杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、条例改正の資料ナンバー２でございますが、ページは３ページ、特別職の新しく委員及び相談員が選任をされると思いますが、それぞれの委員数と労働日数、目安で結構ですが、それと、この報酬の基準になる定め方の根拠をこの際お聞きをしたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君）　お答えします。

自治基本条例策定委員会、これはまだ仮称でございますが、これにつきましては、現時点では学識経験者を含め16人で構成ということでございます。

それから、24年度においては、５回、５日間になるかと思いますが、５回の開催を想定しております。

学識経験者につきましては、大学教授を想定しておりますが、これ以外の委員につきましては、市内の各種の団体、あるいは機関の代表者、また、公募によりまして市民の皆様からも委員として募集するというようなことも想定しております。具体的な委員構成ですとか開催回数につきましては、今後、検討してまいります。

また、委員の報酬額についてでございますが、現在、本市においてはほかにも同様の委員構成で、計画策定ですとか、あるいは特定の案件について審議を行う各種の委員会などがございます。例えば、母子保健計画策定委員会というものがございますが、これにつきましても、学識経験者が日額で２万円、その他の委員が日額で5,500円というふうになっております。

この本委員会の目的についてでございますが、これについては条例案の策定ということでございまして、審議方法ですとか、あるいは成案ができるまでに至る期間、それから開催回数、こういったものに違いはございますが、１回の会議、これは１日になると見込まれますが、そこにおける職務の内容ですとか業務量につきましては大体同じような、同等のものと想定されております。このため、こうした委員会と同様に学識経験者を日額で２万円、その他委員を日額で5,500円としているものでございます。

次の身体障害者相談員及び知的障害者相談員につきましては、昨年の８月に公布されましたいわゆる第２次地域主権一括法によりまして、関係の法律が改正されました。それで、現在、県で実施しております身体障害者相談員と知的障害者相談員への委託による障がい者の相談対応と更生援助の事務が本年４月１日から市町村に移譲されることになったことに伴うものでございます。現在、県下では、303人の身体障がい者の相談員、それから、79人の知的障害者相談員が任命されておりまして、本市におきましては、相談員数は、身体障害者相談員が８人、知的障害者相談員が２人ということでございます。

相談員の報酬額につきましては、県から移譲を受けるものであることから、現在、県の報酬額を基準といたしまして、いずれも年額２万4,500円というふうにしております。

年間の活動日数についてでございますが、相談員という性質上、なかなかカウントがしにくいわけでございますが、具体的な業務としましては、２つとも手帳の交付ですとか日常生活用具、その他援助制度についての訪問相談、それから自宅での相談、あるいは会議への出席などでございまして、平均しますとおおむね大体平均25日程度というようなことじゃないかと想定しております。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　ありがとうございました。結構です。

続きまして、同じく資料ナンバー２の条例改正でございますが、ページが17ページの、消防長にお尋ねをいたしますが、ここでいいます第８条の点につきまして、これ、ちょっと資料が、これだけの資料で、一体何をどうするのかということが非常にわかりにくいんですが、これについて説明をお願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　土井消防長。

○消防長（土井誠司君）　それでは、お答えいたします。

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物というものが新たに消防法上の危険物に追加されたことによるものでございます。この化合物は、一般名が過炭酸ナトリウム、過炭酸ソーダでございまして、アルカリ性の白い粉末体でございまして、水に溶けると多量の酸素ガスが発生する化合物、危険物ということでございます。主な使われ方は、業務用の漂白剤とかコンタクトの洗浄、消毒剤等々に使われるというものでございまして、クリーニング店さんなどが使用されているものと思われます。

それで、この８条に関しますと、危険物の規則に関する政令の別表がございまして、この炭酸ナトリウム過酸化水素付加物という化合物が、その別表の中で指定数量というのがすべて決まっておりまして、これが第１類の第３種ということでありますから、基準の数量は1,000キログラム、１トンでございます。それで、この条例の中に新たに指定数量の５分の１以上を貯蔵し、または取り扱うということがございますから、５分の１ですから、200キログラム以上取り扱ったり、また、保管する方は、24年７月１日から危険物の届け出を消防長にしなければならないということでございますが、この８条の中では、経過措置として、その届け出を24年12月31日まで経過措置として猶予するものでございます。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　結構でございます。

それでは、変わりまして、資料ナンバー５の111ページでございますが、新エネルギーの関連でございます。ここでいいますところの住宅用の太陽光発電、これの設置の補助金がございますんですが、これ、過去からやっておった事業だろうと思いますが、今までの過去の実績と、そうしてから、24年度の見通しについてわかればお答えをいただきたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　実績といたしましては、平成21年度に28件ございまして、補助金といたしましては292万1,000円でございました。それから、平成22年は40件ございまして、401万4,000円でございました。平成23年度につきましては、当初予算では45件お認めいただいておったんですが、申請が多くございまして、途中で15件分の補正をしていただきまして、60件でございました。60件で622万7,000円という補助をしております。平成24年度でございますが、これはまだ申請があったわけじゃございませんので、数がわからないわけでございますが、こういう太陽光発電システムの設置が東日本の大震災以降、関心が非常に高まったというふうなことがございまして、昨年度の実績と同じ60件を予算計上したものでございます。60件で540万円ということでございます。

なお、この補助金につきまして、平成21年度から23年度まで、山県市は１キロワット当たり３万5,000円の補助金ということでございましたが、平成24年度からは１キロワット当たり３万円の補助というふうにさせていただきました。これにつきましては、設置価格の下落などによりまして、国の補助金が平成23年度から１キロワット当たり７万円から４万8,000円に減額されたということでございます。それに伴いまして、市のほうも３万5,000円から5,000円減額いたしまして３万円としたということでございますので、お願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　そこで、過去に設置をされました皆さんから何かそれにかかわるいろいろ御要望といいますか、そんな点について、何かお気づきの点がありましたら、ここで御報告をしていただきたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　私どもに対して特に要望とかいろんなことは届いておりませんが、オール電化を行うことに伴いまして太陽光発電も導入される方が非常に多いようでございまして、こうしたことによって光熱費の支出が少なくなったというような声はお聞きしたことがございます。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　それでは、同じくこの111ページの負担金補助及び交付金の企業立地の奨励金についてでございますが、これは、この制度ができましたのがたしか16年ではなかったかなというふうに思いますが、いや、もっと遅いですね、あれはスタートがたしか３年ほど前のスタートではなかったかと思います。それで、その後、この奨励金をお使いになった企業の数だとか、そうしてから、現在、そういった見込みといいます

か、そういうことについて、現在の状況、進捗状況をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　企業立地奨励金につきましては、平成21年度から導入させていただいております。それで、21年度の実績は３社でございまして、固定資産税相当額の248万6,524円を補助しております。また、雇用に対する補助も、この中の１社でございますと、40万円という補助をしております。それから、22年度につきましては、21年度の３社に加えまして２社が新たに申請されまして、合計で５社でございます。金額につきましては、固定資産税相当額が674万6,571円ということになっております。それから、23年度につきましては、21年度の５社にもう一社加わりまして、合計６社でございまして、652万7,718円という補助でございます。それから、24年度でございますが、これは３年間ということで限定されておりますので、平成21年度に申請された３社が対象外となるということでございます。そのため、24年度からの継続の３社に１社加わりまして、４社で750万1,000円の予定というふうになっておるわけでございます。

今後の見通しといたしましては、景気の動向が不安定で、企業の投資意欲が必ずしも高いということは言えませんが、市長の企業訪問とか、また、商工会の会合、また、商工会のほうで毎月だと思うんですが、企業に対する案内をしてみえるということで、それの１月の案内だと思いますが、そのときにチラシ等を入れていただきました。こうしたことによりまして、利用する企業は増加するのではないかということは考えております。

現在わかっているところで750万1,000円ということで予算をお願いしたわけでございますが、今後、こうしたところがふえてきた段階で、現在のところ、23年度に増築とか造成したという話は追加した１社以外聞いておりませんが、新たにそういう情報が入ってきたとき、また、24年度で造成された場合については25年度になってくるかと思うんですが、そうした予算を計上させていただきたいということを思っておりますので、お願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　そこでお尋ねしたいのは、この立地奨励金にはいろいろな制度がございました。例えば、雇用の問題だとか、あるいは、新規においでになった企業、また、増設をされる企業、いろいろあるんですが、その中で、現在これを利用しておられる企業の方、今までの実績でいろいろお話を承ったんですが、どんな形の利用者が多かったのかとか、そんなような点についてはいかがですか。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　これにつきましては、投下資産ということで、新設の場合１億円、中小企業では5,000万円、それから、増設、移設の場合、5,000万円、中小企業の場合は3,000万円ということでございまして、土地、家屋、償却資産が対象となるということでございます。これにつきまして、企業さんのほうでいろいろ御活用いただいておるわけでございますが……。

〔「どういう利用者が多いかということをお尋ねしておるんですよ」と呼ぶ者あり〕

○産業建設部長（山田芳久君）　利用者といたしましては、ほとんどが製造業の方でございます。

〔「それと、新規なのか、あるいは増設だとか人件費の対象とするとか、その辺のところの利用の仕方ですね」と呼ぶ者あり〕

○産業建設部長（山田芳久君）　増設がほとんどでございます。新規では特にございません。

それから、人件費の利用につきましては、平成21年度に１社で４名という申請だけでございました。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　この制度、せっかく一生懸命つくったわけですから、そして、現在、よくこの議会でも話に出ます企業誘致というお話がございます。そんな意味におきまして、今後一層、東海環状のインターの完成もございます関係上、一生懸命企業誘致について、さらに一層ひとつ御努力をいただきたい。そんなことをお願いして、質疑を終わります。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時25分まで。

午前11時11分休憩

午前11時25分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位６番、藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　発言通告書に順次基づいて質疑します。

最初に、資料５番の中で、議第47号、総務費の中の旧葛原診療所の撤去工事の規模と内容についてお願いしたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　船戸総務部長。

○総務部長（船戸時夫君）　お答えいたします。

旧葛原診療所は、昭和27年か８年に葛原の山戸地内の小学校の跡地に建設されました。その後、昭和34年ないし35年まで診療所として使われておりましたが、そのときに閉鎖されました。その構造といたしましては、木造のかわらぶき、平家建ての床面積が100.5平方メートルの建物でございます。

今般、山戸の自治会長さんから、建物も老朽化して危険であるという要望がございましたので、私どもも確認した結果、早急に撤去しなければいけないということで、来年度予算編成をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　敷地は、私有地か公有地ですか。

○議長（村瀬伊織君）　船戸総務部長。

○総務部長（船戸時夫君）　土地につきましては、現在、山県市の土地でございます。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　２番目は、先ほどの小森議員で聞いておりますので、３番目になりますけれども、同じように、議第47号の資料５番の130ページ、消防費の中の職員被災地派遣というのがあるんですけれども、これは、いつごろどのくらいの人数でどこへという予定があるのでしょうか。

○議長（村瀬伊織君）　船戸総務部長。

○総務部長（船戸時夫君）　平成24年度の職員の被災地への派遣につきましては、岐阜県市長会からの要望に応じまして、本年の５月31日から７月３日までの間、保健師を釜石市へ１名派遣するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　わかりました。

それでは、同じく資料５番の140ページ、教育費、山県ふるさと体験事業、その補助金の内容についてお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田　健君）　御質問にお答えします。

ふるさと体験事業につきましては、趣旨が山県市の豊かな自然、歴史、文化、人々に

触れる体験活動や、共同での宿泊、生活体験を通じて、ふるさと山県を愛し、人を思いやる心や命を大切にする心、自然を愛する心を育てることを趣旨に、各学校１学年を対象に、グリーンプラザみやま、コテージ村での宿泊研修を中心に行っております。

研修内容としては、舟伏山とか釜ヶ谷の登山、林業体験、化石学習、そば打ち体験、山野草しおりづくり、伊自良湖のボート体験、美山荘の交流活動などを実施しております。

この事業に対します補助金66万円の内容につきましては、コテージ村宿泊料、食事の材料代、地域講師の謝礼、クラフト等各種体験活動の材料代及び消耗品等の事業経費についての補助金でございます。対象児童は、各校５年生、または、学校により４年生、６年生で、合計257人の予定でございます。１人当たりの補助としては約2,500円ほどとなっております。なお、児童の個人負担金につきましては、各学校の事業内容にもよりますが、１人当たり2,000円強の個人負担でこの事業が実施されます。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　わかりました。

終わります。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位７番、上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　それでは、発言通告書に沿って、資料はすべて５でございます。お願いをいたします。

最初に、ページ73、障害者自立支援事業扶助費の介護給付費、前年より1,650万、療養介護医療費、前年に比べて1,723万2,000円増になっておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　主な理由といたしましては２点ほどあるかというふうに思っておりますが、１点目は、この法律が施行されまして、９の入所施設が新体系に、24年度までに新体系にならなきゃいけなかったということで、すべての入所施設がこの自立支援法により新体系となった施設によるもので、そこで564万円ほど増になっております。それから、新たにこの法律が24年度から改正されますので、それに基づきまして、相談支援事業として利用者の方に計画を作成しなければならなくなったことにより、812万4,000円ほど増となっております。そのほか、法律の改正によりまして、ケアホームとかグループホームの方などに家賃の助成等がありまして、それで243万6,000円。それか

ら、視覚障がい者による移動が著しく困難な方への支援ということで、同行援護という言葉が、事業が出てまいりまして、それで145万2,000円。それから、共同生活介護に入られる方が少しふえたということで、210万円ふえております。それと、また、この改正によりまして、児童デイ。ここでいいますピッコロ療育センターに通われるお子様の給付費が24年からは児童福祉費のほうに入っておりますので、減額として456万減となりまして、大体1,600万ぐらいになるのではないかというふうに思っております。

それから、療養介護医療費につきましては、重度心身障がい者施設の入所者６名を県が今までは負担しておりましたが、改正によって療養介護医療費として市町村が今後は負担していくことになりまして、1,723万2,000円が増となりました。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　よくわかりました。

２点目、予算書の88、89、生活保護扶助費が前年比に対して2,499万7,000円増になっております。その根拠と、あわせまして、不正受給の実態調査、あるいは自立支援の指導等を行っていらっしゃるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　この予算案作成当初、平成23年10月の状況と、平成22年の予算をつくった同時期の比較をしてみますと、８世帯、15人の増加が主な原因となっております。対象となる方たちはほとんどの、ほとんどとは言い切れませんが、傷病、病気を持った世帯であったり、障がいを持った世帯であったり、高齢者の世帯であったということから、こういった治療費に関する医療費の扶助とか介護扶助などが大きな原因になっているように思われます。

それから、あと、不正受給に対する実態といたしましては、生活保護の決定時において非保護世帯の預貯金並びに生命保険などの調査を全件しております。それと、非保護者から毎月収入申告書の提出をいただいて、それを義務づけております。年に１回の確定申告、所得申告の調査を本人にもしていただくようお願いしておりまして、申告書と毎月のこちらへの報告書がきちんと合っているかどうかの突合調査を行っております。

それから、自立支援におきましては、それぞれの就労できるような非保護者に対しては、主にハローワークと協力して就労支援を実施しておりまして、自立に向けた支援を行っております。今年度、そうした対象となっている方が10名ありまして、そのうち２名が自立いたしております。

あと、予備軍といいますか、ある程度収入を得て半年ぐらい経過してから廃止いたし

ますので、そういったケースの方も一、二名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　要望しておきますけど、これ、全国的に大変今問題になっておりまして、最近の調査によりますと、２万5,000人ぐらい不正受給していると。金額にすると128億円ぐらいで、市町村にはそういった調査権がないということで問題になっておりますけど、不正受給がないようにと同時に、支援、自立支援できるような体制というものをやっぱり市町村が考えていく必要があると。どんどんどんどんこれはふえる傾向にありますので、そういった対策を重ねていただきまして、よろしくお願いしたいと思います。一番やっているのは横浜市だと思いますけど、ぜひそういった態勢を組んでいくことが必要ではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、３点目、お尋ねをいたします。

先ほど説明がございましたので、１点だけお尋ねをいたします。

これ、権限移譲が県から市へおりたということでございますけど、そのメリットは何かありますでしょうか。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　権限移譲のメリットといいますか、これは全国の市町村で、法律で定められて市町村がやるという事務になったということでございます。

メリットといたしましては、県が今まで測定してその分析も行って環境省へ報告していたという部分で、これからは市が測定して、その状況に応じてどういった影響があるかというものが市の委託事業として行われるという部分では、その中身について市が把握できるという部分がメリットかなというふうに考えております。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　４点目、予算書の99ページ、クリーンセンターの管理委託料ですね。施設運営管理委託料、前年より8,367万5,000円増になっておりますけど、これ、当初と２年目と３年目と違ってくるかと思いますけど、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　クリーンセンターの施設管理委託料の増額でございますが、この事業につきましては、平成21年11月に、平成22年から平成36年までの15年間の長期包括委託事業ということで契約を締結しております。その契約に基づき、24年度の予算を計上しております。

大幅な増額となった要因といたしましては、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設の設備整備補修、いわゆる保守点検、メンテナンス費用でございますが、22年と23年度の２カ年につきましては、この施設を建設した事業者において保証期間であったということで、２年間につきましてはこういった点検料につきましては市が負担することはないというような契約になっておりました。このため、24年度からは、保守点検、メンテナンス費用について委託費として、市の委託費として対応すると、こういう契約になっております。

このメンテナンス費用といたしましては、エネルギー回収推進施設のいわゆる計装設備の定期点検、燃焼設備の定期点検、受け入れ設備、あるいは電気設備などの法定点検、灰溶融炉の点検や整備補修、こういったものや、法令で定められているエレベーターや消防設備の法定点検、こういったすべての点検費用が含まれております。エネルギー回収推進施設におきましては約6,000万ほど、マテリアルリサイクル施設におきましては、破砕の歯の交換や補修費などが発生するということで、これが1,600万ほど増額となっております。

また、このほかに、いわゆる物価上昇率が、物価が上昇した場合、変動するという部分もございます。この物価変動に伴う改正は毎年10月に実施しております。23年度、見直し作業によりまして許容範囲１％を超えた場合は、こういった物価変動を加味して翌年度の委託料を決めるという変動部分がございます。

その部分でございまして、人件費につきましては昨年は変更ございませんでしたが、平成22年８月から平成23年７月までの１年間の岐阜県の毎月勤労統計調査、毎月行っておりますが、この１年間の平均が102.93％、21年度の基準が99.02％ということで、3.91ポイント上がっております。変動率として3.95％ふえたという、県の毎月勤労統計調査の結果がございます。この結果に基づきまして、翌年度の人件費を見直すというような契約になっております。そういった契約に基づきまして、人件費が約750万ほど増加になっております。

そのほか、電気代につきましても、１年間、平成22年８月から23年７月までの電気料金の従量料金の平均値を求めまして、それがどうかという部分で、4.74％ほど下がりました。その関係で、エネルギー回収施設等の変動分としての電気料金につきまして、約40万円ほど下がっております。こういった物価変動による改定分が約700万弱ございます。

こういった部分を合わせまして、今回、8,500万ほどの増加ということになっておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　そのメンテナンス、いろんな査定とか検査とか点検とかあると思いますけど、それは専門的な人が入ってやっているわけですか。その辺、ちょっとお聞きいたします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　メンテナンスにつきましては、それぞれエレベーターであり、消防設備の法定点検であり、すべて資格が必要なものでございます。また、こういった特殊な、そのほかの特殊な燃焼設備等につきましても、しかるべき資格を持った者がメンテナンスを行い、その状況においてそれぞれ必要な補修があれば補修をして、いわゆる15年間、きっちり運用ができると、そういうような形で行っていただいております。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　ぜひ業者の言いなりにならないように、きちんとお願いしたいと思います。

次、５点目、186ページ、保険給付費、前年より１億3,426万8,000円増になっておりますけど、その要因と、あわせまして、共同事業拠出金が6,041万9,000円増になっておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　国民健康保険の保険給付費でございます。前年度より１億3,400万ほど増加しております。保険給付費につきましては、医療費関係分の療養諸費、高額療養費、移送費などがありまして、その他の給付として、出産育児諸費、葬祭費がございます。保険給付費の中につきましても、一般被保険者と退職被保険者に分かれております。

まず、一般被保険者の療養給付費につきましては、前年度予算より2,300万ほどふえておりますし、高額療養費につきましては4,300万ほどふえておりますし、退職被保険者につきましても療養給付費が6,300万ほどふえておりますし、高額療養費は900万ほどふえております。一般被保険者と退職を合わせまして１億3,900万ほど増額になっております。

特に、退職被保険者等の療養給付費につきましては、補正も行っていただいております。22年度と23年度の見込みが、伸び率が約倍になっておりますし、高額療養費は2.4倍ほどになっております。特に、高額療養費につきましては、退職被保険者の場合、１人の方が、今の高度医療の関係で、300万、400万という方もございます。そういったことがございますので、23年度は特に大きな伸びとなっております。

医療費は毎年伸びておりますが、24年度の予算といたしましては、22年度の決算額の

一般被保険者の療養給付費が23億3,200万ほどから23年度の決算見込み分が24億ほどということで、療養費と高額療養費すべて合わせた平均伸び率につきましては、３％ほどというような形で見込んでおります。こうした22年度の決算と23年度の決算の３％の伸びを見込みましたので、24年度におきましては、23年度の決算に３％乗じた金額と。すべて合わせまして、退職分と合わせまして26億2,200万ほどの療養費、医療費を見込んでおります。合わせまして１億3,500万ほどの増加でございます。また、医療費の伸びに伴う審査支払い手数料も増加いたしまして、それが100万ほど増加しております。その他の給付費分につきましては、出産育児諸費は５人減を見込みまして210万円減、葬祭費も10人減で50万の減と。これらにつきましては、前年度実績に基づき減とさせていただいております。

こういった形で23年度決算見込みを立てまして、それと、22年度の決算を比較して３％の伸びを見ております。中でもいわゆる高額療養費だけ突出してふえておりますが、全体で見たら３％ぐらいの実績だというふうで予算を組んでおります。

共同事業拠出金につきましては、6,000万ほどの増加でございます。共同事業拠出金というものは、県内の市町村が拠出金を出して、国保連合会のほうでございますが、国保連合会が集約しまして、それぞれの市町村が高額医療にどれだけ使ったかという部分に応じて、その医療費の分に応じて配分をしていただくというものでございます。

市の共同事業拠出金につきましては、内容が、高額医療共同拠出金と保険財政共同安定化事業と、２つのものがございます。

高額医療事業というものは、レセプト１件当たり80万を超える医療費に対しては保険者からの拠出。そして、これにつきましては、国からの助成もございます。こういった制度で、80万円以上の医療費に対する見込み額、県内の見込み額を国保連合会のほうで算定いたしまして、これが22年度と23年度を比較いたしますと、約5.6％ほど伸びております。そして、23年度見込みを算出しまして、その見込み、22年度と23年度の合わせた平均、２年間の平均伸び率が7.9％と算定いたしまして、24年度を算出しております。それに、さらに診療報酬改定が行われるということで、変動率1.1を乗じて算出して、山県市の拠出金9,700万ほどで、前年度より1,300万ほど増ということになっておりますし、保険財政共同安定化事業というものは、レセプト１件当たり30万を超えて80万までの間の部分につきましては、保険財政共同安定化事業ということで拠出金を出しております。これにつきましても国保連合会で、先ほど申し上げました高額医療と同じように積算をしておりまして、22と23年度の比較が3.8％ほど伸びておりますし、23年度の見込みに対して24年度は5.1％を乗じ、診療報酬改定1.1％を乗じて算出したということで、県内の

すべての市町村が同じ見込みで、国保連合会が算出しますので、同じ見込みで計上して、国保連合会からの通知により予算を計上しております。

保険給付費も共同事業拠出金も、いずれも医療費の伸びがあるということで増加ということになっておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　先ほどの生活保護費の関連が入ってきますけど、生活保護者は、個人負担はたしかゼロでございますね。そういったものとの連動もありますし、それがやっぱり問題になってくるのではないかということを１点思います。

それから、もう一つは、国保の加入者数というのは減少しているのではないかと思いますけど、それだけちょっとお尋ねをしておきます。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　国保の加入者数につきましては、若干減少しております。数値的なものにつきましては……。

○議長（村瀬伊織君）　暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○市民環境部長（竹村勇司君）　一般被保険者で21年度は9,089人、22年度につきましては、平均でございますが、8,957人、23年度につきましては8,632人というふうで、若干減少はしております。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　やはり減少して増加しているわけですから、その辺の減少数と増加額との相関関係もあるかと思いますので、そういったものも今後きちんと示していただきたいと思います。

最後、ページ数で284ページでございますが、一般会計繰入金、歳入歳出の総額でいいますと前年比より２億9,700万円の減であるのに、一般会計からの繰入金が3,600万4,000円増になっております。この123ページの公共下水道の特会の拠出金の欄を参照してみますとよくおわかりになると思いますけど、その増の理由についてお聞きをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　一般会計繰入金の増額でございます。公共下水道事業、議員御発言のように、工事費が減ということになっておりますが、内容的に見ますと、

工事費につきましては、23年度当初予算でございますが、６億3,000万ほどございました。一般財源は5,390万ほどでございました。24年度予算は、３億6,000万ほどの工事費に、一般財源は5,290万ほどということで、102万ほどの一般財源、繰入金、減になっております。

他方、元利償還金でございますが、これにつきましては、毎年借りているという関係で、今の現状は毎年ふえるということになっております。この元利償還金につきまして、23年度は１億2,260万ほど、当初予算は１億4,940万ほどと。これにつきましてはすべて一般財源ということで、2,680万ほど増加をしております。

そのほか、歳入のほうで消費税の還付金でございますが、23年度当初予算につきましては1,870万ほど見込んでおりました。これは22年度、工事費が国の補正予算がついたということで、追加で工事を行ったということで、工事をたくさん行えばそれに対する仕入れ分の消費税をたくさん払っているというような形で、使用料につきましては、売り上げ分は消費税を取っておると。その比較で消費税の還付が行われます。

そういった関係で、22年度は工事費が大変多かったということで、1,800万ほどの予算的には消費税の還付の予算化をしておりましたが、24年度は工事、そういった部分の消費税の還付が少ないという見込みで、200万ほど計上しております。差し引き1,600万ほど歳入が減っております。この起債の償還が2,680万の増と消費税の分の歳入の1,670万ほど減と。これを足した分と、そして、また、一般管理費のほうでは経費節減ということで、730万ほど節減しております。こういった要因を合わせますと、今回の補正予算で計上させていただいた部分が繰入金という形になっております。

○１番（上野欣也君）　質問を終わります。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位８番、尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　そうしましたら、通告に従いまして順次お願いをいたします。

最初に、１点目ですが、先ほど他の議員の方も御質問がございました。そんな中で、条例ですけれども、自治基本条例の策定委員会ですが、構成員については先ほど御説明を伺いましたのでよろしいですが、報酬金額の設定の理由についてお聞きをしたいと思います。

先ほどは条例の中の母子関係の金額と合わせてというお話がございましたが、この条例の中にはその他の委員として6,000円として掲げてあるところもあります。なぜこの5,500円にされたのかということを教えてください。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　議員御発言のとおり、今、私どもの各種委員の報酬でございますが、5,500円が11委員会ございます。また、6,000円の委員会というのが、委員会、審議会と２つございます。

当初、この5,500円等につきましては、合併時に３町村のすり合わせを行った段階で5,500円というふうに設定させていただいております。なお、また、6,000円につきましては、それ以外の制度改正に伴いまして、例えば地域包括支援センターの運営協議会というものが新たにできたことによって6,000円というふうに設定させていただいておりますが、過去に議員から御指摘いただいておりますように、5,500円と6,000円の差というものは、当時も多分検討するということで現在に至っているかと思いますが、今回、はっきりした根拠というものもございませんので、見直しをさせていただくということで御理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　今、見直しとおっしゃいましたが、どういうふうに見直しをされるんでしょうか。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　先ほど申し上げましたように、5,500円が11、6,000円が２つということでございますが、私、一存ではできませんので、また政策調整会議におきましてどちらに統一するかを決めまして、また早い段階で条例改正を行いたいということでお願いしたいと思います。

○４番（尾関律子君）　行政の費用についてはいろいろと批判も多くありますので、こういった点については、5,500円の統一という部分を考えられるといいのではないかと思いますが、市長にその点についてお伺いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　私といたしましては、今、こういった世相の状況等も勘案しまして、低いほうに合わせていただいたらということを考えております。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　今、市長のお答えもいただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

次は、資料５の47ページになりますが、総務費、情報推進管理の委託料の中に、ネットワーク機器保守委託料として2,683万円と記入がございます。また、今回の資料の概要には、同じネットワーク機器保守委託料ということで1,104万2,000円というふうに記載されておりますが、同じ項目での委託料の内容について御説明をお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　まず、お断り申し上げたいと思います。予算書のこちらにつきましては、ネットワーク機器保守委託料2,683万円と１項目で計上させていただいておりますが、概要書の、概要のほうの14ページにつきましては、ネットワーク機器保守委託料1,104万2,000円と、もう一項目、総合行政情報システム保守委託料1,578万8,000円、２項目掲げてありますが、この２つを足していただきますと、先ほど申し上げました2,683万円ということですので、御理解賜りたいと思います。

それで、まず、ネットワーク機器保守委託料1,104万2,000円につきまして、内容でございますが、情報系システム機器保守料としまして698万8,000円。これは、ネットワークサーバー11台ございますが、こちらの保守料でございます。次に、業務系システム機器保守料215万6,000円でございまして、こちらは住民情報とか財務会計等の基幹業務ネットワークサーバーの保守料となっております。３つ目でございますが、地域イントラネットの機器保守料ということで、189万8,000円でございます。これは、本庁と支所間を結ぶ光回線関係の保守料となっております。ただいま申し上げました３つの保守料を合計いたしますと、1,104万2,000円ということになります。

続きまして、先ほど申し上げました総合行政情報システムの保守委託料1,578万8,000円につきましては、先ほどの横山議員の御質問で答弁させていただいたとおりでございます。現在、情報センターで住民記録等の電算処理をいただいておりますが、今回、この総合行政情報システムということで、市町村で協働で行っていくということと、サーバーをサーバーセンターで管理していただくといったような、横山議員の答弁の中でございます。その中の1,578万8,000円の内訳につきましては、ただいま申し上げましたデータセンターのほうでのサーバーの管理、また、セキュリティー対策関係と、システムサーバーとかネットワーク機器の機器関係経費、そして、住民情報系システム、住民記録とかそれぞれの外国人登録、また、課税関係のシステムでございますが、こちらの保守料といったものを合わせまして1,578万8,000円ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一点、設定変更作業の委託料の増減関係でございますが、こちらにつきましては、ただいま申し上げました市町村行政情報センターのほうにおきまして、新たに総合行政情報システムを導入することによってシステムの移行が生じます。24年度だけの１回でございますが、これだけの、1,423万7,000円の経費が必要ということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　ありがとうございました。

続きまして、３点目ですが、資料ナンバー５の51ページになります。概要ですと15ページですが、総務費の自主運行バスの補助金なんですが、465万8,000円の減額ということになっておりますが、この資料の中では、路線バス運行補助金のほうは増額をされている状況です。その理由についてお話しください。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　まず、御質問の465万8,000円の減額でございますが、こちらは、自主運行バス運行補助金と路線バス運行補助金の合計額の対前年度の比較であります。

それで、自主運行バスの運行補助金は、山県市が岐阜乗合自動車に委託して運行している路線に対する補助金でありまして、板取線及び岐北線の一部路線が国庫補助対象路線となったため、約950万円ほど減額になっております。

次に、路線バスの運行補助金でございますが、こちらは岐阜乗合自動車の路線に対する補助金でございまして、伊自良支所から岐阜大学病院までの伊自良線でございます。こちらが、昨年皆様にもお話をしたと思いますが、路線を廃止するということで、岐阜バスからの申し出がございました。岐阜市と岐阜乗合自動車と山県市の三者が協議した結果、補助金を出して１年間運行していただくということになりましたので、本年の９月いっぱいまでの補助金の、山県市の負担相当分の補助金として約500万円計上させていただきました。これらを差し引きしていただきますと、約460万ほどの金額ということになります。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　ありがとうございました。

じゃ、最後に、４つ目ですが、資料ナンバー５の71ページの、先ほども他の議員の御質問がございました。高校生の医療費助成金1,300万円。これについては、根拠は先ほど御説明がございました。そして、子育て支援のためにという意味での助成金ということでしたが、就職をされた方に対してはまた今後考える部分があるというお話でしたが、年齢に対してちょっと説明がなかったので、年齢に対してどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　年齢に関しましては、満18歳に到達する年度ということ

で、18歳になった年、年度で見ております。３月31日で見ております。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　高校生等ということで、高校生といいましても、私立に１年行って、あと、公立に３年行くという方も中にはあります。また、高校の定時制というのは年齢にすごい差があると思うんですけれども、そういった点についてのお考えはどうなんでしょうか。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　現在のところは考えておりません。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　年齢については18歳までということで、きちっと制限されるということでよろしいでしょうか。もう一度お伺いします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　そのとおりでございます。

○４番（尾関律子君）　ありがとうございました。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君の質疑を終わります。

　続きまして、通告順位９番、久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　順番が遅くなると質問はほとんど終わっていますので本当はやめたいくらいですが、１、２、３と省きます。

　それで、最終、人件費につきましてちょっと総務部長に伺いますが、１億5,745万6,000円という減額を、数字を出しておられますが、端的に伺います。

　議員との金額の減額3,500万ぐらい。それと、12名マイナス１の11、それから、１人プラス、この12名。12名の退職者に関する１億1,605万6,000円。これを除いた部分の減額は何に当たるのか説明してください。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　退職者以外の者につきましては、今回、市長の公約であります組織改正に伴いまして部長級廃止ということでございますので、管理職手当等の減額でございます。ちょっと金額については持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

　以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　管理職等とおっしゃいましたが、人数はあるんですか。きっちりわかるんですか。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　積算資料はあると思いますので、後ほど提示させていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　私は一般質問でも提出しておりますので、なるべくなら数字的には入りたくないと思いますが、しかし、非常に厳しいということは、もちろん執行部も御承知のとおりであります。例えば、岐阜県なんかは本当に、９、10、11、12年度、この４年間を見ましても非常に大きな減額をいたしておりますし、10年から12年にかけて３年間では、行政改革アクションプランと位置づけまして、実に３年間で139億円減額いたしておる。これは、要するに、山県市からすれば親であります。その岐阜県がこれほど金額を削減し、そして、予算を組んできておるのに、山県市は非常に甘いんじゃないかなという、そんな感触でおりますので、最後に、市長にこの件についてもう一度お伺いをしておきます。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　職員の人件費の減額につきましては、特に、まず、第一には、定数の削減ということで、大幅に今後におきましても削減をしていきたいということを考えております。これが一番大きな削減になるかと思いますが、先ほど機構改革によります削減で管理職手当と申しましたが、この管理職手当のほかにもう一つございまして、課長職が部長になりますと、従来ですと年間１人当たり80万円ほどの、いわゆる定期昇給以外の部分もそういったそれぞれの役職によって大きく変わるわけでございますが、そういったことも含めながら、今後につきましても大幅に削減をしていきたいということを考えております。

○議長（村瀬伊織君）　久保田　均君。

○１６番（久保田　均君）　やっぱり皆さんにわかるように言うには、私が今言いました、例えば、県が3.7から14とか、そういう数字でいきますならわかりますが、林市長は改革をされまして、部長はなしと。そういうことはわかるんですが、実際にそれが定期昇給、あるいはベースアップ、これはなしではいけんでしょう。そうすると、今、例えば、１人部長が80万とおっしゃったけど、そうじゃなくて、それ以外にはベースアップ、昇給を絶対しないということはないわけなので、やっぱり上がっていくんですよ。そういうものを含めると、本当に減額になっているかなという感じがいたしますが、余り数字的に、何なの、久保田君は本当に職員の給料ばかりとおっしゃるかもしれませんが、一番大きな問題なんですよ。

先日、テレビでもやっていましたが、これは皆さんも多分御存じだと思いますが、640万の420万と。要するに、こういう金額の差があるということは現実ですので、私は少なくとも、退職手当なんかの組合を見ましても、掛金が２億3,000万。こういうのを見ても大変な金額を掛けているわけなんですから、職員に関しては非常に林市政が厳しく行って当たり前だと思っております。最後にそんなことをお願いしまして、終わります。

○議長（村瀬伊織君）　久保田　均君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第３号から議第57号までの質疑を終結いたします。

日程第２　議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

○議長（村瀬伊織君）　日程第２、議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）。

議第58号を議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林　宏優君）　それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー８番でございます。

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億8,040万円とするものでございます。

それでは、歳出につきまして、費目ごとに御説明をさせていただきます。

まず、消防費につきましては、消防救急無線がデジタル方式に移行することから、平成28年５月までにこのシステムの改修を行う必要がございます。平成23年度に基本設計を行い、平成26年度に詳細設計、平成27年度に改修工事を実施する予定でございました。

しかしながら、先般、平成23年度国の補正予算（第３号）に係る消防防災通信基盤整備費補助金の要望調査がありまして、基準額の３分の１は補助金で、補助残につきましては充当率100％で交付税参入率80％、さらに、基準額を超える単独分につきましては充当率100％で交付税参入率70％という、有利な緊急防災・減災事業債が活用できることとされております。この制度を活用し、平成24年度中に改修工事を実施するために、今回、

詳細設計の実施を繰り上げ、業務委託料163万3,000円を追加補正するものでございます。

教育費につきましては、本定例会初日に旧高富町総合運動場多目的グラウンド建設工事に係る土地明け渡し等請求事件の和解について上程し、議決をいただいたところでございますが、これを受けまして、３月１日に岐阜地方裁判所において和解が成立いたしましたので、訴訟の相手方の所有の２筆でございますが、これを買い上げるために、公有財産購入費1,926万7,000円を追加補正するものでございます。歳入につきましては、いずれも前年度繰越金を充てております。

繰越明許費につきましては、消防救急デジタル無線システム設備実施計画業務委託事業について、年度内の事業実施が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第３　質疑

○議長（村瀬伊織君）　日程第３、質疑。

ただいまから、議第58号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第58号の質疑を終結いたします。

日程第４　委員会付託

○議長（村瀬伊織君）　日程第４、委員会付託。

議第３号から議第58号までの56議案は、会議規則第37条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（村瀬伊織君）　以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

大変御苦労さまでございました。そのままでお待ちください。

８日は総務文教委員会、12日には産業建設委員会、13日は厚生委員会が、それぞれ第２委員会室にて午前10時より開催されます。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれをもちまして会議を閉じ、散会といたします。

午後０時17分散会

平成24年３月14日

山県市議会定例会会議録

（第　３　号）

平成２４年第１回

山県市議会定例会会議録

第３号　３月１４日（水曜日）

○議事日程　　第３号　平成２４年３月１４日

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

○出席議員（１５名）

１番	上野欣也君	２番	石神　真君
３番	杉山正樹君	４番	尾関律子君
５番	横山哲夫君	６番	宮田軍作君
７番	田垣隆司君	８番	谷村松男君
９番	武藤孝成君	１０番	影山春男君
１１番	後藤利瑗君	１３番	藤根圓六君
１４番	小森英明君	１５番	村瀬伊織君
１６番	久保田　均君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	松田　勲君
教育長	森田正男君	総務部長	舩戸時夫君
市民環境部長	竹村勇司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	山田芳久君	教育委員会事務局長	恩田　健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
ぎふ清流国体推進局長	谷端良夫君	総務部次長	岡田知也君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長　　梅　田　修　一　　書　　記　　梅　田　敏　弘

書　　記　　林　　強　臣

午前10時00分開議

○議長（村瀬伊織君）　ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　一般質問

○議長（村瀬伊織君）　日程第１、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

なお、一般質問順位12番の久保田　均君の一般質問は取り下げがありましたので、よろしくお願いをいたします。

通告順位１番　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　議長のお許しをいただきましたので、２問にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、林市長に、マニフェストの実現に向けてということでお伺いをいたします。

林市長におかれましては、昨年４月の山県市長選挙に当選されまして、ほぼ１年が経過しております。いろいろな面でまだまだなれないこともあると思いますが、平成24年度予算編成が、市長に就任以来、初めて本格的に組まれる予算編成となります。総務部長時代と市長に就任されてからの編成では、精神的、また、感覚的にも相当違うんじゃないかと想像をいたします。まず、その辺の率直な感想をお聞きしたいと存じます。

次に、マニフェストに市政運営の基本政策として３つの政策の柱が立てられ、40の各種施策が掲げられております。

そこで、新年度予算の中身を見ますと、幾つかの山県市まちづくり振興券の助成が組み込まれております。また、この財源として、４月から部制を廃止し、課制に変更されます。そこらの具体的な内容をお伺いすると同時に、マニフェストで約束された政策のうち、平成24年度予算編成で何割ぐらいの達成率になるのかお伺いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

さきの提案説明でも申し上げましたとおり、私が市長に就任をいたしまして最初の当初予算編成となりましたが、マニフェストでありますまちづくりビジョンの達成が、山県市総合計画の基本理念であります安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりの、この実現に向かうものと考え、予算編成を行ったところでもございます。

さて、私が総務部長のころには、三位一体の改革によります地方交付税の削減など、将来の財政運営が大変危惧されていたところでもございました。加えまして、平成19年のサブプライムローンに端を発した世界金融危機により景気が後退局面に入り、本市の財政状況も、扶助費の増加や起債償還額の増加など、厳しい状況にございました。

このため、それまでの各種の経費の節減策に加えまして、既存の制度の見直しなど事務事業の改善を初めとして、具体的には、市がどこまで関与すべき事業なのかなど、事業量のあり方も含めまして検証いたします事務事業の総点検を実施したところでございます。その中で、補助金や土木工事費の削減などを行い、その後も、経常経費の定率カットなどによります予算編成を進めてまいりました。

市職員を退職後、より多くの皆様と対話を重ねる中で、市職員としては気づかなかったことに気づかされたり、市民の皆様が市の行政を大変厳しく見ていらっしゃることを痛感いたしたところでもございます。こうしたことや、市民の皆様方の御意見等を踏まえまして、まちづくりビジョンを作成したところでございます。

市長は、市民の皆様の信託を受け、その職についているものであります。その信託の１つがまちづくりビジョンであると考えております。その達成度が私の評価の指標の１つとなるということで、非常に重責を感じております一方、また、21世紀の住みよいまちづくりに向け、決意を新たにしているところでもございます。

新規の施策といたしまして、山県まちづくり振興券の内容についてでございますが、この事業は４つの個別事業について金券を交付し、助成を行うものでございます。

１つ目が山県市新生児出産祝金事業で、新生児の出産に対し新生児出産祝い金を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、市の活性化と子供の健全育成、健全な発育及び福祉の増進に資するものでございます。

この内容といたしましては、条件といたしましては、平成24年４月１日以降に生まれたすべての新生児が対象で、その子を養育する親に、支給対象児１人につき10万円を支給するものでございます。

２つ目が山県市福祉医療費助成事業で、高校生等の医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と保護者の医療費負担の軽減を図るものでございます。

高校生等とは、保護者が加入する社会保険各法に規定する被扶養者であって、満15歳に達した日以降に到来する４月１日から満18歳に達する日以降の最初の３月31日までの方をいい、婚姻している方及び事実上婚姻関係と同様の事情にある方を除いた学生証を有する方としております。

助成対象医療費は、高校生等に係る平成24年４月１日以降の医療費とし、保険給付の

対象となる医療費となります。

３つ目が山県市全国大会等出場者応援金事業で、国際的または全国的な文化または体育大会に出場する方に対して、出場準備等に係る経費負担を軽減し、山県市の文化及び体育活動の充実振興を図るものでございます。

対象となる大会は、オリンピックやパラリンピックなどの国際大会、国民体育大会や全国高校総合体育大会などの全国大会などとしており、平成24年４月１日以降の該当する大会等に出場する方及び団体に支給いたします。また、支給金額は大会ごとに定めておりまして、１万2,000円から20万円とし、団体の場合は、１人当たりの５倍を上限としております。

４つ目は山県市新築等祝金事業で、市内建設事業者の施工により、住宅、工場等を新築、増築した方などに対しまして新築等祝い金を支給することにより、市民の定住促進と市内産業の振興を図るものでございます。

支給対象者は、市内に居住し、市内建設業者の施工により市内に住宅を新築、増築した方。市内建設業者の施工により市内に工場等を新築、増築した市内の事業者。市内で住宅を取得し、市外から移住してきた方。市内で工場等を取得し、市内に新たに本店または主たる事業所を設置して操業を開始する事業者としており、平成25年以降に課税される固定資産税の完納後に支給し、支給期間は３年間としております。

いずれの事業も、対象者から申請をしていただく必要がありますが、広報やまがた４月号などで周知を図ってまいります。

次に、部制の廃止についてでございますが、昨年の第４回定例会におきまして御説明申し上げましたとおり、意思決定の迅速化、責任と権限が明確な行政組織体制を目指すため、現在の部局制度の廃止、課等の統廃合を行いまして、組織のフラット化、スリム化を図るとともに、あわせて市民本位の行政組織へ再編し、行財政改革を進めるものでございます。

本庁にございます８部18課等を14課等へ整理統合するなどの組織再編を行います。具体的には、総務部を廃止し、現在の３課１局を総務課と企画財政課の２課に、市民環境部を廃止し、現在の４課を市民環境課、税務課、水道課の３課に、産業建設部を廃止し、現在の３課を産業課と建設課の２課に、保健福祉部を廃止し、現在の３課を福祉課と健康介護課の２課に、消防本部を現在の３課２署から消防課、予防課、南消防署、北消防署の２課２署とするとともに、消防長を部長級から課長級といたします。

また、ぎふ清流国体推進局を廃止し国体推進課とし、教育委員会につきましても、これまでどおり２課ではございますが、部長級の事務局長を廃止いたします。議会事務局

につきましては、事務局長を部長級から課長級とし、会計管理者につきましても、部長級を課長級といたします。

次に、マニフェストの達成度についてでございますが、40の施策の中には、複数にわたる事業や理念的な事柄もあり、単純に何割とお答えすることは難しいと考えておりますが、継続事業も含めまして、おおむね８割以上は予算に反映できているものと考えております。

なお、早期実現を目指した新規事業の山県まちづくり振興券交付事業、有線テレビ局の指定管理者制度の導入、企業誘致の促進のための恋洞地内道路整備事業、仮称ではございますが、自治基本条例制定等のための経費、さらには、自治会要望の土木工事費に対応するための１億円の上乗せなどは新年度予算に反映しており、また、小中学校の耐震改修工事につきましては、大桑小学校について国の第３次補正予算で対応し、平成24年７月に着工する予定でありまして、これで学校施設の耐震化事業はすべてを完了することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　細かくお答えをいただきましてありがとうございます。

まちづくり振興券は山県市の経済の活性化、また、発展に寄与すると私も信じております。また、支給等に関しては、間違いがないよう最善を尽くしていただきたいというふうに思います。

それでは、２問目の大桑保育園の統合について保健福祉部長にお伺いをいたします。

昨年の12月議会で大桑保育園の統合について質問をさせていただきました。ことしの４月から統合がスタートいたします。その後、準備が着々と進んでいると思います。そこで、統合や跡地利用に向けて、大桑保育園保護者会や大桑自治会との話し合いの状況についてお聞かせをください。

また、桜尾保育園の統合後の園名が大桜保育園とする条例改正案が上程されておりますが、決定までの経緯、また、そのほかの変更になるところなどをお伺いしたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　御質問にお答えします。

初めに、大桑保育園と桜尾保育園の統合につきましては、昨年の第４回定例会の一般質問で、統合の経過等についてお答えしたところであります。現在、桜尾保育園の保育室の改修工事を行っており、統合に向けて準備を進めております。

その後の状況でございますが、昨年12月12日と13日に、大桑保育園及び桜尾保育園の在園児及び入園予定園児の保護者を対象に、保育園統合の経過報告や統合後の児童数、クラス編成などについての懇談会を開催いたしました。

また、保育園の名称につきましては、12月22日に大桑・桜尾地区の連合自治会長、主任児童委員、保護者会の代表の方にお集まりいただき代表者会議を開催し、保護者のアンケート結果を参考に、御意見が最も多かった大桜保育園と決定したところでございます。

次に、大桑保育園の跡地利用につきましては、本年１月18日の大桑地区連合自治会長と面談をする中で、地元の要望をお聞きしたところであります。今後も、大桑地域の方々との連絡を密にして、地域に根差した施設の有効活用を考えてまいります。

このほかでは、条例改正にあわせ、現在の桜尾保育園の定員が50人から70人となることから、市の関係規則を改正いたします。また、昨年10月から両保育園の交流保育を実施しており、１月には、大桑保育園の保護者が桜尾保育園へ園児を送り、その後両保育園合同の親子交流会を行うなど、登園の様子やかかわりを深めるための行事を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　横山哲夫君。

○５番（横山哲夫君）　大桑保育園の統合に関しましては、これまでスムーズに推移したというふうに思います。御尽力いただいた保護者会、また、大桑連合会の関係者の皆様に感謝と敬意を表し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村瀬伊織君）　以上で横山哲夫君の質問を終わります。

続きまして、通告順位２番　影山春男君。

○１０番（影山春男君）　それでは、議長のお許しを得ましたので、竹村市民環境部長にお伺いをいたします。ちょっと長いタイトルなんですが、水道施設及び管路の耐震化と発電施設の対策についてお伺いをいたします。

我が国の水道は普及率が97％を超え、市民生活及び社会生活に不可欠なものとなっております。そのため、地震などの自然災害、水害、事故などの非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設などへの給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保が必要とされております。

昨年の東日本大震災により水道施設に重大な被害が及び、多くの地域が長期にわたり断水となりました。山県市も、東海、東南海、南海の３連動地震が起きた際には一定の影響を受けることが予想されます。これらに対する備えが必要かと思いますが、とりわ

け水道については、生命を維持するための飲料水、また、火災の消火のための水や避難所の医療現場の衛生を確保するためなど、最も重要なライフラインです。被災で断水した場合、いかに早く復旧できるかが課題であり、そのためには、基幹管路の耐震化が重要であるかと思います。

そこで、次の２点についてお伺いをいたします。

１点目、本市の水道管やその継ぎ手の耐震化、水道施設そのものの耐震化について、現在の状況と今後の耐震化計画はどのようなのか。

２つ目、復旧のために発電設備の増強についてはどのように考えておられるのか答弁を求めます。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　御質問にお答えします。

平成23年３月に作成しました山県市水道ビジョンにおいて、安定した水道システムの再構築の中で、震災対策として一定の方向性を定めております。

１点目の水道管、継ぎ手、水道施設耐震化の現在の状況と今後の耐震化計画につきましては、本市の水道本管延長は約351キロメートルであります。その耐震化延長は約123キロメートルで、市全体での耐震化率は約35.1％となっております。

大規模な東海・東南海・南海地震が発生した場合には、管路が破損し、断水被害を生じる可能性も想定されますが、現状ではすべての配水管路を早急に耐震化することは、財政的にも困難と考えられます。

また、水道施設の耐震化でございますが、市内の浄水施設、ポンプ場、配水池は比較的新しいため、耐震設計基準を満たしている施設が多くあります。しかしながら、中には、古い施設で約37年を超える水源地もあります。施設の耐震性能、老朽化から考えますと、耐震補強工事、施設建てかえ等、対策が必要となっていると考えられます。

今後の耐震化計画につきましては、幹線管路や応急給水地点となる避難所までの管路から優先的に耐震化を行うなど、計画的に改良、更新をし、災害時の給水の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、２点目の復旧のための発電設備の増強につきましては、市内の水道施設では、高富地域３施設、高富水源地、北部水源地、市洞増圧ポンプ、美山地域３施設、円原浄水場、乾浄水場、西武芸水源地、伊自良地域３施設、第１浄水場、第２水源地、第３浄水場に、被災や停電などの不測事態が生じた場合にも給水が完全に停止しないよう、一定時間、給水が可能となる自家発電設備を配備しております。

この自家発電設備につきましては、燃料の備蓄量の関係から、最大負荷で稼働した場

合でございますが、連続３時間から長いところで15時間の給水能力を有しているところでございます。

課題といたしましては、災害の規模にもよりますが、そういった道路事情によりまして、早期の燃料確保が困難となり、給水停止が発生することも想定されます。

今後におきまして、地震、災害などの緊急事態においても迅速な対応ができるよう、さまざまな視点から危機管理体制の構築を考える必要がありますし、水道審議会の御意見も拝聴し、対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　影山春男君。

○１０番（影山春男君）　それでは、再質問をいたします。

ただいま答弁をいただきましたが、その中で、水道管延長が約351キロあり、耐震化率が35.1％で、約123キロとのことですが、旧町村での内訳、どのようですか。また、東海、東南海、南海の３連動地震が発生した場合、管路が破損し、断水被害が起きるが、その対策はどのように考えておられますか。配水管路の耐震化についても補助制度があると思いますので、十分活用し、早急に進めていただきたいと思っております。

２つ目に、水道管施設の耐震化は、最近整備を行ったので耐震設計基準を満たしているとの御回答でありましたが、37年を超える水源地があるとのことです。その施設はどのような内容で、建てかえる計画はあるのかないのでしょうか。

３つ目、耐震化計画について。避難場所までの管路ですが、耐震化を計画的に改良、更新し、災害時の給水の確保に努めるとの御回答でしたが、どのように給水を確保されるお考えでしょうか。

４つ目、発電機の状況については御回答いただきました。市内各施設に自家発電設備が配備され、連続３時間から15時間の給水能力を保有しているとのことですが、災害時の道路事情により燃料がなくなり、給水ができなくなりますが、どのようなことを想定しておられるのでしょうか。

また、地震、災害等の緊急事態において、危機管理の構築を考える必要とはどのようなことなのでしょうか。

さらに、水道審議会からの意見を聞くとのことですが、水道審議会条例第２条を見ますと、水道事業の経営事項について調査し、審議すると記載されていますが、いかがなのでしょうか、再度お伺いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　再質問にお答えします。

耐震化の旧町村の内訳でございますが、高富地域は9.6％、美山地域は63.8％、伊自良地域は43.5％となっております。

美山地域の耐震化率が高いのは、簡易水道の統合事業により配水管の布設がえを行った際に、耐震管を採用していることによります。高富地域は、耐震化が進んでおりません。現在、実施している公共下水道事業による布設がえの際には、耐震管を採用し、耐震化を進めてまいりたいと思っております。

管路が破損し、断水等をした場合におきましては、総合防災訓練にて実践していただいておりますが、水道組合の皆様の御協力によりまして、早期の復旧を目指していくことになるかと思っております。

配水管路の耐震化の補助制度につきましては、水道事業は企業会計であり、使用料により水道事業を行うのが原則となっております。しかしながら、活用できる制度があれば検討していきたいと考えております。

次に、耐震化の基準を満たしていない37年たった施設でございますが、高富水源地の建物がそれでございます。現在、建てかえる計画はございません。御質問のように、災害等の場合には対応できないということで、今後の課題となっております。

避難所などへの給水の確保につきましては、避難所までの耐震管の布設がえを進めることが給水確保につながると考えておりますが、先ほども申し上げましたが、水道事業は、使用料にてその経営を行うのが原則であります。財源を確保しなければ対応できないため、苦慮するところでもございます。

また、災害時において、自家発電設備の燃料が供給されず、給水停止となった場合でございますが、防災対策として備蓄されております飲料水、約1,178リットルでございます。水道課が所持しております給水タンクが、１トンのものを５基保有しております。そうしたもので、美山地域につきましては耐震化も進んでおりますし、電源がなくてもある程度、葛原水源であれば水が供給できるということですので、こうした給水タンクも利用して、避難所等に給水を行いたいというふうに考えております。

また、危機管理体制の構築につきましては、市の地域防災計画の中で、第２章、地震災害予防対策、第３章、地震災害応急対策におきまして、飲料水の確保やライフライン対策、ライフライン施設の応急対策等を定めております。こうした計画も参考にいたしまして、危機管理体制の整備を進めていくことが大事だというふうに考えております。

また、耐震化などの整備を進めていく上では、財源の関係で水道事業の経営に影響するということが考えられます。そうした面におきましては、水道審議会で審議を行い、いろいろな意見をいただくことになろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　影山春男君。

○１０番（影山春男君）　答弁いただきましたが、地震災害がいつ起きてもおかしくない時代に入っておりますこのごろです。水対策は万全を尽くしておいていただくことを熱望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村瀬伊織君）　以上で影山春男君の一般質問は終わります。

続きまして、通告順位３番　宮田軍作君。

○６番（宮田軍作君）　議長の許可をいただきましたので、通告しております本市の児童数減少化に伴う教育対応について、教育長にお尋ねをいたします。

本市は、少子高齢化が急速に進む現況において、児童の学習の場として学校教育は最も重要と考えます。他方に、地域に果たす学校の存在も大きな役割を持っていると言われております。

本市は中山間地帯の割合が高く、この地域の児童数減少により学校統合が進められてきました。平成になっての統合を調べてみますと、平成９年には北山小、谷合小が、そして、乾小と柿野小が統合されております。平成13年には北武芸小と谷合小と葛原小が統合となっており、平成15年には美山北中と美山南中が統合しております。新しいところで、平成22年には富波小と西武芸小と乾小が統合となっております。

決して数合わせだけの統合ではないと考えておりますが、地域に果たす学校の役割も十分に考慮した教育体制が求められると考えます。

そこで、市の考えを教育長にお尋ねいたします。

○議長（村瀬伊織君）　森田教育長。

○教育長（森田正男君）　御質問にお答えをいたします。

山県市の小中学校の児童・生徒数は、本年度、約2,500人でございます。６年後には約2,000人となるというふうに推測されております。こうした状態の中、議員御指摘のとおり、学校が果たす役割はまちづくりと大きくかかわる問題であります。学校が中核となってふるさとのよさをつないだり、学校と地域と家庭がより強く連携する中で、心豊かでたくましい子供に伸ばすことがますます重要になってくると考えております。

さらに、こうしたつながりを考えたときには、義務教育９年間での小中一貫教育を核とした地域と協働する学校づくりの推進が必要であると考えてもおります。

平成19年６月に改正されました学校教育法では、従来、小中学校に分かれていました教育の目標が義務教育の目標として統一されるなど、９カ年を見通した連続した学びが必要であることが示されております。また、小中一貫教育を行うことについては、連続

した学びに支えられた学力の着実な向上、高い道徳性を備えた豊かな人間性の涵養、義務教育終了後の確かな進路保障などの教育効果や、中１ギャップ、小１プロブレムなどへの効果が期待されています。

平成24年度には、小中一貫教育の推進を重点課題の１つとして位置づけ、まず、学校関係者による研究調査会議を進める予定でございます。

研究調査の内容としましては、９カ年の出口の姿を見据えながら、小中学校が共通で取り組む活動や規則を洗い出し、方向づけをすることでございます。具体的に述べますと、授業では、聞く、話す等の学習姿勢の確立、集団での学び合いの充実、一人一人のつまずきに応じた指導援助の工夫、繰り返し学習の充実等、すべての小中学校で同様に取り組む活動について、方法や場を明らかにします。

また、学級経営の中で、給食配ぜん、係やグループ決め、掃除等の仕方等についても、一人一人のよさの価値づけや広め方等について研究調査を進めていきます。学校行事につきましても、保育園、小学校、中学校の連携、学校と地域との連携について、より推進を図りたいと考えています。

さらに、発達段階に合わせた新しい学年部体制についても検討したいと考えております。従来の保育園、小学校、中学校という枠組みを超え、保育園と１年生、これを低学年部、小学校２、３、４年生を中学年部、小学校５、６年生と中学校１年生、これを高学年部、中学校の２、３年生を最高学年部としてとらえ、スムーズな接続を図りたいと考えております。

本市は小規模校が多くあります。その特徴を最大限に生かし、小中一貫教育に向けての歩み出しを図っていきたいと考えているところでございます。

学校統合につきましては、山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会の答申をもとに策定しました山県市立小学校及び中学校適正規模推進基本方針や山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づき、適切な学習集団を確保することを目標として、教育委員会会議を中心に毎年見定めをしており、その結果を広報やホームページで公開しているところでございます。

今後は、保護者及び地域住民の皆さんの御意見を伺いながら、市長部局とも十分に協議し、慎重に進めていかねばならないと、統合については考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　宮田軍作君。

○６番（宮田軍作君）　本市での小規模学校が多くあるということ、そして、その特徴を最大限に生かして新しい取り組み、小中一貫教育構想の推進を重点項目に上げられたこ

と、その研究調査を大いに期待するものであります。

地域を寂れさせないためにも、若いパワーにあふれた学校の存在は欠かせないわけであります。しかし、過疎化と少子化が進んで、教育効果を考えれば、統合も避けて通れない。少子化と過疎化という現実にどう折り合いをつけていくか、行政はもちろん、学校関係者、保護者、住民の知恵と工夫を総動員しなければならないと考えます。新しい構想、小中一貫校のメリットについても情報提供を積極的に行って、例えば廃校が避けられない場合であっても、地域に希望が残る統合を望みたいものであります。

市長に再質問をさせていただきますが、学校の存在は、地域の重要な機関としても高い評価が寄せられております。地域住民は、財政厳しい本市においても暮らしやすい山県市にしていくには、未来を担う子供たちが健やかに育っていける地域の環境を整えることであると考え、それには、まず、自分たちの手で地域をよくし、豊かな心を持った子供たちが育ち、次の世代の地域を支えてくれる大人となってくれることであると期待する市民も多くおられるわけであります。

特に中山間地帯では、住民のそういった善意と郷土愛によって学校支援が実践されているところでもあります。こうした活動が山県市の財産となり、活力ある山県市の発展に重要な役割を担うものと考えます。

教育委員会が目指す新しい取り組みを、行政の立場においてもその重要性、緊急性を共有し、新しい山県市の取り組みが全国のモデルになりますように、全庁挙げて取り組むことが肝要と考えますが、市長の所見をお尋ねいたします。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをいたします。

次代に責任の持てる地域づくり、共感と協働による持続可能な地域づくりは、私の施政運営の基本理念でもございますし、また、キャッチフレーズでもありまして、議員がお考えのように、私も将来の山県市を支える子供たちが確かな学力、豊かな心、健康な体を身につけ、将来、地域社会や国際社会の一員として高い志を持って、たくましく生き抜いていく力を身につけることを強く願っているところでもございます。

そうした中で、小中学校の９カ年をつなぎ、一貫した教育方針のもとで学びを連続させることは、ますます重要になっていくものと考えております。実際に学習面におきましては、この２年間、県の学力向上の指定を受け、一貫した考えのもとで基礎学力の定着に取り組み、確実に力がついてきていると聞いております。

先ほど教育長が申し上げましたように、今後の児童・生徒数の減少、小規模校が多い本市の特徴を生かした連携型一貫教育の研究調査会議を推進していきたいという教育委

員会の取り組みを支援してまいりたいと考えておるところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　宮田軍作君。

○６番（宮田軍作君）　地域によっては、いまだ合併の是非が話題となっていることがあります。その内容は、長きにわたってでき上がった官民協働のきめ細やかな血の通った行政から、地域の事情が届きにくい事務的な行政になってしまったというような内容であります。地方議員がしなければならないことは、まず、届きにくい情勢を少しでも提供し、声なき声にも耳を傾け、民意を市政に反映させ、開かれた身近な市政にしていくことだと自分に言い聞かせて、微力ながら一意専心努力してきました。

２期８年の議員活動において私の感じたことは、自治体の行政はリーダーの姿勢、強い信念と行動力が大きく反映するということであります。市民は、さきの市長選挙において、市の厳しい財政状況には、豊富な職員経験から責任が持てる思い切った改革をする熱意に期待して、厳しい選挙を勝ち抜いた林市長を選びました。

負託にこたえようとする林市長の決意は、今回の機構改革や新年度予算にあらわれていると思っております。

例えば、ことしも３月には確定申告が行われておりますが、申告に来られる市民の方々のために駐車場をと職員の通勤車両をほかにかえたことは、合併して今回初めてです。こうした職員の姿勢が市民にも伝わることであります。

また、平井坂トンネルの開通に伴い、車両通行量が急増しました。ちょうどその時間帯は児童の登下校時間帯に集中することから、狭い住宅密集地を避け、農免道路へ迂回することができないかという要望にも、地域の宝である子供たちや地域を支えてこられた高齢者の安全を優先されて、新年度には大型看板が予算化されています。大きな事故にならないよう緊急性を考えていただいたことは、市民によく伝わります。

また、その機構改革は事務処理が迅速となり、市民の目線でサービスが向上とすることにあわせて職員の意識改革につながり、官民協働の本当の血の通った行政になると考えます。

こうしたリーダーの政策信念をよく理解し、サポートするのが議員の役割とも考えます。市長には、限界集落がどんどんふえていかないよう地域格差を是正する政策を期待している地域住民のためにも、学校問題も含め、山県市政に林色を十分出していただきますようお願いをし、私の質問を終わります。

○議長（村瀬伊織君）　以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位４番　石神　真君。

○２番（石神　真君）　それでは、通告に従い質問を行わせていただきます。

山県市の学校教育の現状と危機管理についてということで、昨年の秋、台風15号に伴う大雨で、多治見市の小学校の児童が帰宅途中に用水路に流されて死亡するという痛ましい事故もありました。また、昨年３月の東日本大震災が発生し、１万5,000人を超える人命が失われ、いまだ3,000人を超える人々が行方不明のままであります。

そこで、本市においても、東海、東南海などの地震に備える必要もあると思っております。そこで、地震が来る前提で、津波はこの山県市はないと思います、海が近隣にありませんから。そこで想定されますのが、河川の増水、あるいは山からの土砂崩れといったことも考えられます。

このような中で、子供たちの命を守ることは最優先課題だと私は思っておりますが、次に、学校教育で新たに取り組んでいかなければならないもの、または改善していかなければならないものの中、もう一つ、不登校児童問題などがあります。

先ほど、山県市人権教育・啓発推進協議会に出席しましたが、その際、無作為のアンケートの中にもありました１つに、関心ある子供の人権問題ではいじめが75.5、虐待が55.6、校内暴力が17.3との、このようなデータも出てきました。

そこで、大まかに次の３点。

まず、１点目は、台風や地震、その他災害に対する防災体制は。２番、学力の定着に伴う施策、方針での取り組み方は。３つ目に、不登校児童・生徒の状況はということで、これらについて教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（村瀬伊織君）　森田教育長。

○教育長（森田正男君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の台風や地震、その他災害に対する防災体制については、子供たちに危機予知能力や危険回避能力を身につけさせることで、自分の命は自分で守り、大切な命や営みを未来につなぐ、そのために、気象災害、地震災害の災害マニュアルの作成や、学校、家庭、地域が一体となって子供たちを守る取り組みを推進していきたいと考えております。

災害マニュアルにつきましては、現在、岐阜県教育委員会が示す小・中学校における気象警報発表時の対応に関する基本方針等を踏まえながら、整備を進めているところでございます。主な内容は、休業や授業の打ち切りの判断、児童・生徒の保護者への引き渡し、保護者や地域の見守り隊との連携について見直しを行っております。今後は、各学校で保護者や地域の皆様への周知を図っていきたいと考えております。

また、総合的な学習の時間を活用いたしまして、子供たちが自分たちの手で、または

親子でハザードマップを作成したり、避難訓練の見直しを行ったりしたいと考えております。ハザードマップの作成に当たっては、市のハザードマップをもとに、実際に歩いて、見て、触れて感じたり、保護者や地域の方にお話を聞いたりすることで、何が危険なのか、どのように危険を回避したらよいのかを実感としてとらえられるようにしたいと考えております。

避難訓練については、今までも火災だけでなく地震を想定したり、授業中だけではなく休み時間も想定して行っているところでございますが、さらに、災害に応じて避難をする場所を変えたり、登下校時や校外学習時の災害を想定したりすることで、危険回避能力を高めていきたいと考えています。また、各小学校に防災担当者を新たに位置づけ、さまざまな状況に対応するマニュアルや、連絡網、防災グッズの整備を推進したいと考えております。

また、教育センターでは、県や市の防災担当者や、阪神大震災や東日本大震災の関係者を招いて研修会や講演会を開催することで、教職員の危機意識の高揚も図っていきたいと考えております。

次に、２点目の学力の定着に伴う施策、方針についてでございますが、本市では、県教育委員会の指定を受け、昨年度と今年度の２カ年、桜尾小学校、美山小学校、高富中学校を中心として、全小学校で研究実践に取り組んでまいりました。この研究実践は、学習内容がわかりづらい子たちに視点を当てながら、確実に基礎学力を定着させることで、だれもがわかる授業を目指すものです。

例えば、アンケート調査や前の授業の取り組みの状況から、一人一人が本時の授業で、どの段階でどのようなつまずきをするのか予想し、それを解決するための具体的な個別の対応策を考えて、授業を行っています。また、何となくわかったというレベルから本当にわかったというレベルに高めるため、問題の程度や提示の場を工夫したり、繰り返し練習する場や方法を工夫したりすることで、学力の定着を図ってきました。

各校とも、教職員の誠実な取り組みで児童・生徒に確実な学力の定着が図られ、特に、研究発表会を行った３校では、県教育委員会だけでなく、発表会の参加者からも高い評価を得ました。

例えば、ある小学校では、学習状況調査の結果から、問題発行者がこれくらい正解できたらと期待をする、いわゆる期待正答率をすべての教科で大きく上回りました。特に算数においては、期待正答率を14.7％も上回っております。また、学習への関心や意欲の高まりも見られ、85.7％で高い意欲が見られるようになっています。本市全体としても、すべての教科において期待正答率を上回っております。

県の指定は今年度で終わりますけれども、来年度以降も本市の指定発表を位置づけ、授業改善に取り組むことで学力の定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、３点目の不登校児童・生徒の状況について、岐阜地区管内の９月から12月までにおける30日以上の欠席者は、小学生で134名、中学生で485名と、昨年度の同時期を若干下回っております。本市においては、小学生３名、中学生11名となっておりますが、特に中学生においては、昨年の21名から大幅に減少をしております。

その要因の１つとして、担任を中心とした全校体制のもと、欠席児童・生徒への早期対応に当たっていることが考えられます。例えば、欠席が３日間続いたときは必ず家庭訪問をし、心配な状況が見られるときには、管理職や同一学年の教員、生徒指導主事や教育相談担当教員がチームとなり、教育センターや学校でケース会を持ちながら、その対応を協議しています。

また、学期に１回程度、全児童・生徒を対象に心のアンケート調査を実施し、学級担任が中心となってきめ細かく教育相談をすることで、悩みやいじめ等による不登校の防止に努めております。そのほか、スクールカウンセラー、教育相談員、生活相談員、学習支援員などの配置により、多くの職員の目で子供たちに寄り添い、見守り、指導しているところでございます。

今後も、各学校で全校体制によるきめ細かな指導を行い、未然に防止ができるよう学校を支援してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　詳しくそれなりの要点について答弁をいただきましたが、それについて再質問を行わせていただきます。

まず、１点目のことですが、実際に歩いて、見て、触れて感じたり、また、保護者や地域の方と聞いたりすることで、どのように危険を回避したらよいかを実感としてとらえるようにしたいと考えているとの御答弁でありましたが、これを踏まえて、各学校でのマップなどはつくっているのか、それとも、その他美山地域では、一部バス通学がございます。それについての危険性なども検討されているのかなども入れて、１点目のことに対してお答えを願いたいと思います。

２点目について、学習内容のところで、解決するための具体的対策を考えて授業を行うとのことでしたが、これは、先ほど小中学校だと思うんですが、小学校全体というような話がありましたが、小中学校だと私は思って聞いておりましたが、これは、レベルに対して対応できる人数を少人数に分けて勉強させているのか、それとも、昔から言う

ように、言葉は悪いかもわかりませんが、ちょっとできの悪い子は居残りをして勉強させているのかと、そのような感じにとらえているのですが、それは、２点目にしてはどのようなお考えでおられるのかと。

また、３点目につきましては、不登校児童の問題ですが、本市においては小学校３名、また、中学校で11名と、昨年に比べると10人も減っているから少しは改善されているというような言い方でありましたが、これは、教員の方たちや子供たちに対し、しっかり子供に目を向けていると、そのように私は思っております。そこで、人数が減っているのではないかというような感じをとらえましたが、またそこで、前にも一般質問の中で教育センターについても聞きましたが、教育センターの取り組みも大きかったのではないかということがありまして、その３点について、新しい考えも入れながら、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（村瀬伊織君）　森田教育長。

○教育長（森田正男君）　再質問にお答えをいたします。

１点目のハザードマップの作成についてですが、既に作成を終えている学校も、これから作成をする学校もありますが、来年度中にはすべての学校で作成を終えるように計画を進めております。また、既に作成を終えた学校では、見直しを図っていきたいと考えております。

作成や見直しに当たりましては、総合的な学習の時間に見守り隊の方々にも参加をしていただきながら、実際に歩いて危険箇所や避難場所を確認したり、授業参観日に親子登下校を行って、親子で確かめ合ったりすることで、ハザードマップがより実感として感じられるようにしたいというふうに考えております。

美山地区のバス通学における危険性に対しては、委託業者と気象状況や路面状況について、連携を密にしながら対応しているところでございます。特に積雪時や凍結時には、早朝より職員も現地の状況を見て確かめながら、委託業者と検討をしているところでございます。気象災害だけでなく地震災害の危険性が心配される中、できる限りの運行の安全を期すために、今後はＰＴＡの皆さんの御意見も伺いながら、より慎重に検討を進めていきたいと考えております。

２点目の学力の定着にかかわる対応についてでございますが、学習の形態を工夫することによる対応策と、繰り返し学習による対応策の２つを考えております。

学習の形態の工夫では、少人数指導という方法があります。これは、学習の理解度の差などに応じて、１つの学級を２つの学級に分けたり、２つの学級を３つの学級に分けたりしながら、より一人一人の習熟度に応じて指導をする方法です。そのほかにも２人

の教師によるチームティーチングでの指導や、わかりづらい子に寄り添っての個別指導をする方法も実施されています。

繰り返し指導としましては、１時間の授業の進め方を工夫することで、授業の終末のなどに、終わりのほうでございますが、確かめ問題を行う時間を十分に確保する方法があります。次の時間の最初に、前の時間の学習の確かめをするという方法や、単元の終わりや学期の終わりに確かめの時間などを確保して、定着を図るという方法もあります。授業以外に、朝や帰りに15分程度の学習の時間を位置づけたり、夏休みなどに学校で勉強会を行ったりしている学校もあります。

さらに、本市では、大手出版社の教育システムを利用することで、学んだことを確かめる問題を子供たちに提供することができるようにしています。また、繰り返し使ったり、応用問題の作成をしたりすることも簡単にできるようになっています。このシステムの利点も最大限に生かしながら、学力の定着を図っていきたいと考えております。

３点目の不登校児童・生徒への対応についてですが、議員が言われますように、教職員の頑張りは大きいと考えています。また、教育センターの取り組みも大きいわけですが、人的な面だけでなく、センターの持つ環境的な面での効果も非常に大きいと考えております。

具体的に申しますと、教育センターは旧校舎を利用しているため、児童・生徒が在校している学校と非常に似た環境の中で学べるということです。教室だけでなく、図書館も体育館も運動場もあります。理科室や家庭科室のような特別教室もあります。

こうした似通った環境の中で思い切って活動することで、登校のエネルギーが高まり、環境の変化への適用力も増し、本年度の４月には、これは一たんでございますけれども、全員が学校に復帰できるようにもなりました。後に、またこちらへ戻った子もおりましたのですが、こうした子供たちにとって大きな効果があったと私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　石神　真君。

○２番（石神　真君）　災害・防災体制のことに関しましては、一緒に歩いて目で見ると、本当に感じてやっていると、また、地域住民や皆さん方との努力をしているということはよくわかりましたが、それをやはりそういうふうに参加していない人にもわかりやすく伝える方法も必要かなと１点は思っております。それにつきましては、やはり教育委員会だけではなく、産業建設のほうの除雪体制もきちっとしていてこそ、安全性も確保されるのではないかと思っております。

また、不登校の生徒問題については、やはり環境、今のところに教育センターが移っ

てからとてもいいというような教育長の話でありますが、またより一層教育センターの活用を広げていただき、十分に利用していただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村瀬伊織君）　以上で石神　真君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時25分まで休憩をいたします。

午前11時09分休憩

午前11時25分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

一般質問、続きまして、通告順位５番　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　それでは、通告に従い、消防用水利についてお伺いいたします。

毎朝、新聞に目を通しますと、必ず住宅火災記事を目にいたします。住宅の焼失と、とうとい人命まで失う悲惨な住宅火災が多く発生しております。大変悲しいことです。

さて、本市においては、消防本部が発行している消防年報によると、平成21年火災発生件数は、建物火災７件、林野火災２件、車両火災２件、その他火災１件、合計12件、平成22年は、建物火災４件、車両火災３件、その他火災２件で合計９件、平成23年には、建物火災５件、林野火災１件、その他火災７件で、合計13件発生したと報告されております。

火災発生時、消火施設として消防用水利があります。これも平成22年消防年報によると、貯水槽40立方メートル以上が236基、20から40立方メートルが66基、20立方メートル未満が80基で、合計382基が設置されております。また、消火栓は65ミリが1,437基、50ミリが516基、40ミリが17基で、合計1,970基が設置されております。

そこで、次のことについて質問をいたします。

１点目に、貯水槽の設置数は充足しているのか。また、有蓋貯水槽の数、貯水槽の周囲をフェンスで囲んである貯水槽の数、フェンスがなく、上部に金網を設けてある貯水槽の数はどれだけありますか。

２点目に、貯水槽上部の金網の張りかえは定期的に行っているか。また、土砂等が貯水槽に流入する箇所が見受けられるが、それらの管理は。

３点目に、貯水槽敷地の名義は市名義になっているのか。なっていなければ、その内訳は。

以上、３点について消防長に質問をいたします。

○議長（村瀬伊織君）　土井消防長。

○消防長（土井誠司君）　御質問にお答えいたします。

消防水利には、主に防火水槽、消火栓等がございますが、本市における設置数は、御質問にございましたように、消防年報にて公表しております。

防火水槽と消火栓の整備につきましては、地元要望を受け、市の整備計画を照らし合わせ、総務省消防庁告示の消防力の整備指針及び消防水利の基準をもとに、計画的に実施しております。

さて、１点目の御質問の防火水槽の設置形態でございますが、まず、平成24年２月１日現在、市内にはふたつきの防火水槽は235基あり、ふたのない防火水槽は145基で、その内訳は、上部金網のみの防火水槽が111基、上部金網に四方をフェンスで囲った防火水槽が34基となっております。

この数は充足しているかとの御質問ですが、消防水利の基準をまだまだ下回っている現状にあります。この基準は平成17年に示されましたが、その後の設置数は少なく、過去には地元要望を優先してきたことから、効率がいいとは言えないのが現状でございます。必要な見直しを図りながら、新規の設置や修繕を行っているところでございます。また、土地の確保が難しく、有効な場所への設置がなかなか進まないのも原因と考えております。

２点目の御質問の防火水槽上部金網の維持管理でございますが、破損及び老朽化しているものを優先し、予算の範囲内で可能な限り計画的に更新をしております。ちなみに、平成21年度は４カ所、平成22年度も４カ所、平成23年度は５カ所となっています。

御指摘の土砂等の流入に関しては、消防団が分団単位で順次計画的に清掃や水の入れかえを行っていますので、緊急に対応が必要な防火水槽はないものと認識をしております。また、網を更新する箇所についても、受注業者と連携をし、清掃を行っております。

３点目の御質問の防火水槽の敷地についてでございますが、消防水利の基準を満たした貯水量40立方メートル以上の防火水槽236基中、市または自治会名義の敷地が104基、その他の名義の敷地が132基となっております。40立方メートル以下の防火水槽の敷地に関しましては、設置した年次が古いために、必要に応じて名義の調査を実施しているのが現状でございます。

防火水槽は、地元要望によるものは土地の確保を地元にお願いしてきた経緯がございます。個人名義となっている場合もございますが、そのほとんどは自治会の借地でございます。現在では、整備に当たっては土地の寄附を条件としており、市名義に登記した後に整備をいたしますので、借地での設置の事例はございません。また、既設の防火水

槽の敷地の寄附を受ける場合は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に近い貯水量30立方メートルを基準として、これ以上の場合のみ寄附をいただいております。

消防本部では、地域の実情に合わせた消防水利の計画的な整備と、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　それでは、再質問をいたします。

まず、防火水槽の設置数は、消防水利の基準をまだまだ下回っている状況との答弁でしたが、防火水槽、消火栓の不足数はどれだけですか。また、どのような計画を考えられているのか。

また、次に、金網防火水槽は安全面から、また、夏場には害虫も発生し、衛生面でも環境的にも悪いと思います。計画的にコンクリート等などでふたをする計画はないのか。

最後に、防火水槽の敷地について、基準を満たしている40立方メートル以上の防火水槽の236基中132基がその他の名義との回答でしたが、財産管理の面からも計画的に名義を登記する必要があると思いますが、どのように対応していくのか。

以上、３点を消防長に再度質問いたします。

○議長（村瀬伊織君）　土井消防長。

○消防長（土井誠司君）　再質問にお答えいたします。

消防水利の不足数は、平成21年度の調査結果で充足率68％となっております。整備の計画でございますが、その不足箇所を優先に地元要望と調整を図りながら、市の計画とあわせて整備を実施しております。

既設の金網の防火水槽にふたをする計画でございますが、現在では、金網を修繕して対応しております。ふたをする工事を実施していないのが現状でございます。議員の言われる安全面と衛生面から見ても、ふたをするメリットは大きいと考えており、今後、関係機関と前向きに検討をしていきたいと考えております。

３点目の敷地の御質問ですが、現在、自治会または土地所有者からの申し出によりまして、用地の無償提供を前提に登記の対応を行っております。引き続き、迅速な対応が図られるように実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　武藤孝成君。

○９番（武藤孝成君）　それでは、再々質問をいたします。

再質問で、防火水槽、消火栓の不足数はどれだけあると質問したが、答弁では、充足

率68％の回答ですが、具体的に不足数はどうなっていますか。

また、防火水槽敷地は、用地の無償提供を前提に登記しているとのことですが、ここ数年間の実績はどのような状況でありますか。

次に、最近、近隣の市で消火栓用器具が盗難に遭う事件が発生しています。消火器具倉庫は、いつでもだれでも使えるよう、施錠がしてありません。そのため、対策が非常に困難と思いますが、消防本部はどのような対応をしているか。

以上、３点についてお尋ねします。

なお、消防水利は、市民の皆様の安心・安全な生活をしていただく上で、なくてはならない施設です。充足率を高い水準まで上げるよう、早急に整備していただくよう要望します。

それでは、最後に、今回の消火器具、盗難事件が当市でも発生しないよう、なかなか難しい問題とは思いますが、最良な対応を努めていただくよう要望し、質問を終わります。

○議長（村瀬伊織君）　土井消防長。

○消防長（土井誠司君）　再々質問にお答えいたします。

消防水利の不足数でございますが、その設置基準数が消火栓、防火水槽及びその他の水利の合計で717カ所、現有数は488カ所で、不足数が229カ所で、充足率が68％となっております。この不足数の中には、消火栓の設置基準を満たしていない水道の本管75ミリに設置されている消火栓をカウントしていないため、それを含めますと、現有数は586カ所、不足数は138に減ります。市の計画では、この138カ所を優先に整備していくという方針でございます。

また、防火水槽の敷地の登記の問題ですが、実績に関しましては、他の消防水利を含めて未登記及び新規の登記処理実績は、平成20年度以降、今年度までの４年間で６カ所となっております。

３点目の消火栓用器具の盗難につきましては、今月５日の郡上市の盗難事件、美濃市の盗難事件、関市の盗難事件を受けまして、消防本部では、北と南の消防署で管内の全地区を３日間抽出いたしまして調査をした結果、異状はございませんでした。また、消防団においては、あす、15日でございますが、全地区を巡視して、市内すべての消火栓の格納庫を点検するということになっております。

盗難の対応でございますが、消防職員及び消防団員には注意喚起を行いまして、市民の皆様にも情報提供をできるだけいただくよう、そういう目的で防災無線で周知するとともに、自治会長さんあてに同内容でお願いをさせていただいたところでございます。

現時点で対応でき得る手段を用いて予防に努めていきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位６番　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

指定管理者選定方法及び基本協定書についてお尋ねをいたします。

さて、今後、山県市もいろいろな施設の分野において民間事業者の能力を活用して、施設の一層の充実と市民サービスの向上に向けて、指定管理者導入への動きが活発になるものと思いますが、ここで一度整理をいたしまして、業者選定の基準や協定書について考える必要があるのではないかと思います。

さて、昨年の県との指定管理契約をしていたドルフィンの問題では、県民すべてを初め、ドルフィンとの指定管理契約をしている各市町村においては、大きなショックを受けたことと思います。

県内にも幅広い地域で、各種雑多な多くの契約がありました。それだけに、山県市におきましても信頼をして、四国山香り会館の指定管理契約が平成20年８月１日になされました。そして、県とドルフィンの不祥事が発覚し、23年、昨年12月１日に、相手側、すなわちドルフィン側から契約解除の申し出を受けて、今議会に新しい指定管理者の選定提案がされ、審議がなされているところでございますが、そこで、総務部長にお尋ねをいたします。

山県市では、現在、山県市体育施設、山県市老人福祉センター、青波福祉プラザ、有線テレビ放送が４月から、そして、この香り会館などの施設が指定管理契約されておりますが、各施設ともそれぞれの特性や特徴があり、すべてが同じ選定基準で評価していけないのは申し上げるまでもございませんが、そこで、選定条件基準と評価点数について質問をいたします。

まず、選定基準項目内容について、それぞれの施設でどんな点について特に基準条件としているのか、また、評価点数についても、施設ごとに配点基準の定め方をどのようにしているかについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　御質問にお答えいたします。

本市では、第３次山県市行政改革の基本項目に、民間委託等の推進を掲げております。公の施設における市民サービスの向上、管理運営の効率化及び経費の節減等を図るため、積極的に指定管理者制度を推進することとし、現在では、青波福祉プラザ、老人福祉セ

ンター、香り会館、美山山村開発センター及び体育施設について、また、平成24年度からは有線テレビ放送施設を加え、合わせて19カ所の公の施設で指定管理者制度を導入することとしております。

指定管理者の選定方法につきましては、法令等で特段の定めがないため、各地方公共団体の判断にゆだねられているところですが、選定手続の透明性や客観性、公平性の確保が求められるとともに、各施設の特性などを踏まえた選定基準が重要であることは、議員御発言のとおりでございます。

このため、本市においては、平成23年９月に指定管理者制度導入及び運用ガイドラインを策定し、その中で各施設に共通して求められる公平利用の確保、施設効用の最大限の発揮、経費の縮減、業務を安定的に行う能力などの観点に基づき、具体的な評価項目とその配点パターンの標準を示しております。

これを基本に、各施設の特性や重要視される観点等を考慮した上で評価項目の追加等を行い、さらにその評価項目等については、募集に先立ち、外部の識者等で構成される指定管理者候補者選定委員会の御意見をお聞きすることとし、より適正かつ公正な選定基準の設定に努めているところでございます。

そこで、御質問の各施設における評価項目と配点の考え方についてでございますが、今年度、指定管理者候補者の選定を行った香り会館、有線テレビ放送施設、青波福祉プラザについては、このガイドラインの標準に各施設の特性を付加して評価項目を設定しております。

まず、香り会館につきましては、特に市の重要な観光施設であり、物販や飲食物の提供を行うという特性から、利用促進やサービス向上の方策、経費の節減、安全管理等の配点を高くするとともに、香り会館、ハーブレンド、ハーブ園など異なる性質を持った複数の施設で構成されていることから、利用促進やサービス向上の方策については、それぞれの施設ごとに個別に評価しております。

また、青波福祉プラザにつきましては、福祉施設という特性からバリアフリーや安全管理等の配点を高くするほか、北部地域活性化という観点も考慮し、サービス向上の方策や、地域、関係機関等との連携等についても高い配点といたしております。

次に、有線テレビ放送施設については、特殊な技術やノウハウを必要とする施設であることから、時代の変化等を把握し、利用者ニーズに対応するための方策についての項目を追加し、配点については、利用促進やサービス向上の方策を高くするとともに、テレビ放送等が市民生活に欠くことのできないものであるという特性から、安全管理や団体の業務遂行能力、人員配置計画等について高い配点としております。

そして、体育施設、老人福祉センター、美山山村開発センターの選定につきましては、当時はガイドラインの策定前でございましたが、それぞれの施設担当部署において、選定基準を精査した上で、指定管理者候補者選定委員会の御意見を聞き、評価項目及び配点基準を設定しております。

まず、体育施設につきましては、市民の皆様の心身の健康維持と増進のためにも、より多くの方に安全に利用していただくことが重要であるという特性から、施設活性化やサービスの向上、安全管理等を高い配点とするとともに、施設の運営には多くの経費が必要となるということから、収支計画についても高い配点としております。

次に、老人福祉センターにつきましては、利用される方が高齢者の方に特化していることから、事業計画が社会的ニーズや利用者ニーズに合致したものかという点や、指定管理者がみずから自己の業務を点検、評価し、業務の改善を図る必要があることから、自己点検、評価の取り組みについての項目を特に高い配点としております。

そして、美山山村開発センターにつきましては、指定管理者の行う主な業務が使用許可業務と軽微な維持管理業務であり、指定管理者にはトータル面で適正かつ効率的な管理運営を期待したことから、平等利用の確保や個人情報の取り扱い、施設の活性化、維持管理計画、安全管理などについておおむね同配点としております。

今後も、施設運営の実態や指定管理者候補者選定委員会の皆様の御意見を踏まえ、より適正な選定手続の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　杉山正樹君。

○３番（杉山正樹君）　ただいまの答弁で共通点として言えるのは、まず、それぞれの施設の利用促進やサービス向上の方策があり、次に、安全管理等の配点が高い評価となっているのは、むしろ当然のことと思われますが、加えて、各施設の特性を生かした条件も盛り込まれ、配慮がなされていることは理解をいたしました。

そこで、私は、そうした指定管理選定条件の中に、山県市全体のことを初め、地域の特性の理解度、あるいは精通度といったことにも配慮し、地元企業、あるいは法人などを採点項目に加えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、雇用面については、今働いている方々の再雇用や地元の希望者の雇用など、幅広い分野から雇用の場を広めていく対策も優先順位に加えていく必要があるのではないでしょうか。

次に、それぞれの施設管理に関する基本協定書についてお伺いをいたします。

そこで、こうした雇用問題等についてもぜひ協定書に盛り込むべきと思いますし、さ

らに、先般のドルフィン問題のような事故対策として、ルール違反に対しての厳しいペナルティーを科す条項も必要と考えますが、どのようなお考えかお答えをいただきたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　再質問にお答えいたします。

まず、１点目の地域特性の理解度や精通度といった点を採点項目に加えてはどうかという点につきましては、ガイドラインで示している選定基準におきましても、施設の現状や課題を理解し、それらを踏まえた内容であるかという評価項目がございますので、その中でそうした観点も反映されているものと存じます。さらに、施設の特性等から判断して、特に地域特性を理解していることが重要と認められる場合につきましては、新たに項目を追加するなどの対応も可能でございます。

２点目の現従業員や地元希望者の雇用対策といった点を評価に加えていく必要があるのではないかという点につきましては、ガイドラインの業務仕様書の中でも地元市民の雇用促進に努めることを規定しており、応募団体は、いずれもこの仕様に基づき業務の企画提案を行うものでございます。

３点目の雇用問題等については、協定書に盛り込んではどうかという点につきましては、ガイドラインで示している基本協定書では、当該業務の実施に当たっては、協定書はもとより募集時の業務仕様書、募集項目に従って業務を行わなければならないこととしておりますので、業務仕様書で規定している雇用条件等を指定管理者は遵守しなければならないこととなっております。

最後に、４点目のルール違反に対するペナルティーを科す条項については、基本協定書では、業務に際し不正行為があったときや、協定内容を履行せずまたは違反したときなど一定の事由に該当したときは、業務の一部停止または指定の取り消しを行う旨を規定しているとともに、当該取り消し等により行わなかった業務に相当する金額については、指定管理料を減額または返還させることとしております。この点につきましては、先般のドルフィン株式会社の事案を踏まえ、より詳細に規定するとともに、厳しい内容に見直しを行ったところでもございます。

指定管理者制度の運営に当たっては、まずは適切な指定管理者を選定することが最も重要であるということは言うまでもありませんが、指定管理業務において不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ適正に対処してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○３番（杉山正樹君）　以上、終わります。

○議長（村瀬伊織君）　以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後１時までといたします。

午前11時53分休憩

午後１時00分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位７番　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　それでは、通告に従いまして、２件質問いたします。

まず最初に、森林・環境税について松田副市長にお尋ねをいたします。

岐阜県では、清流の国ぎふ森林・環境税を平成24年４月１日から導入すると、広報やまがた２月号に掲載してありました。全国では31番目の導入で、森林県としては遅い取り組みだと思います。豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう、新たに行う森林・環境施策の財源となります。

森林・環境税の仕組みについては、納税額は個人年額1,000円、法人年額2,000円から８万円（県民税均等割標準税率の10％相当額）を県民税の均等割に上乗せします。納税方法は、個人は、市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県へ払い込み、法人は、法人県民税の納付に合わせて県が徴収し、それぞれ５年間納税します。

そこで、次の点についてお尋ねします。

１、山県市では、市民に対して森林・環境税の徴収について今後も説明をしますか。

２、山県市民の個人徴収対象者数と合計徴収金額。

３、山県市の法人徴収対象法人数と合計徴収金額。

４番目に、岐阜県が徴収する森林・環境税の使途に対して、山県市では何か事業計画を要望しますか。

５、森林所有者に対して何か具体的な支援はありますか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（村瀬伊織君）　松田副市長。

○副市長（松田　勲君）　御質問にお答えします。

清流の国ぎふ森林・環境税につきましては、岐阜県において本年４月１日より導入されるものでありまして、その趣旨や内容は、議員御発言のとおりでございます。

御質問の１点目の市民の方々への説明につきましては、広報やまがたの２月号で、税の概要について既にお知らせしているところでございますが、導入に当たり、改めて納税通知書同封用チラシ１万1,500枚、一般広報用チラシ500枚、ポスター20枚を準備して

おります。

納税通知書同封用チラシにつきましては、来年度の納税通知書を郵送する際に同封しようとするもので、一般広報用チラシとポスターにつきましては、本庁、伊自良支所、美山支所などにおいて市民の方々にお配りをいたします。また、そのほかには、特別徴収通知書の裏面に税の目的や額などを記載することとしており、このほか、県においても別途、税の周知を図っていただいているものというふうに考えております。

２点目の個人徴収対象者数と合計徴収金額につきましては、平成23年度の個人の市民税課税状況調べによりますと、均等割納税義務者は１万3,717人となっており、合計徴収金額は1,371万7,000円ということになります。

３点目の法人徴収対象法人数と合計徴収金額につきましては、これは県が徴収するものでありますけれども、平成23年度の法人徴収対象法人数は665件で、資本金等の額区分に応じまして税額が2,000円から８万円というふうになっておりますので、合計徴収金額は320万2,000円程度になるというふうに見込まれます。

４点目は、森林・環境税の使途に対して要望する事業計画ということでございますけれども、平成24年度は、県が示す事業メニューの中から環境保全林整備事業、それから里山林整備事業、野生生物保護管理事業、そしてぎふの木で学校まるごと木製品導入事業、最後に市町村提案事業、この５つの区分において市として計画し、県に要望をしております。

１つ目の環境保全林整備事業につきましては、水源となる森林や水質保全に役立つ渓畔林、それから山地災害防止のための重要な森林におきまして、間伐などの森林整備を行う事業で、美山地域で約200ヘクタールの森林を予定しております。

２つ目の里山林整備事業につきましては、野生鳥獣被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や、生物多様性の保全が必要な里山林において、不要木の除去などを行う事業で、高富地域で約150ヘクタールの森林を予定しております。

３つ目の野生生物保護管理事業につきましては、アライグマやヌートリアといった小型の鳥獣を捕獲するためのおりを４基購入する事業でございます。

４つ目のぎふの木で学校まるごと木製品導入事業につきましては、木のおもちゃや木材加工キットなどの木製学習教材を購入する事業でございまして、市内の全保育園と高富児童館、子どもげんきはうすの10カ所を対象としております。

５つ目の市町村提案事業につきましては、清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に沿って、市町村が特に必要と考える事業を提案するものでございます。本市では、舟伏山などの登山道周辺の環境整備事業やマツタケ産地の再生のための里山林整備事業など、６つの

事業を提案しております。

今後のスケジュールといたしましては、事業メニューによって異なりますけれども、２月下旬からの事業計画のヒアリングを経まして、おおむね４月から５月にかけて事業の内示があり、順次補助金交付手続に入ることとされております。

以上のとおり、総事業費で7,700万円の事業を計画し、県に対しては7,650万円の助成を要望しておりますけれども、すべてが採択されるわけではございませんので、御理解をお願いいたします。

５点目の森林所有者に対しての具体的支援につきましては、これまで、林業団体などが実施する間伐事業などを支援してまいりましたが、森林が持つ公益的機能を十分発揮させるためにも、県の森林・環境税を財源とする事業を大いに活用して、引き続き間伐などの森林整備を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　再質問をいたします。

森林環境税について、新聞記事などによりますと、ほとんどの方が知らなかったというようなことが書いてありました。それで、山県市では、徴収についてどの程度の市民が知っておられると思いますか、お尋ねをいたします。

また、事業の要望事項については、山県市の合計税徴収金額予定が1,691万円で、要望事業額は7,700万円です。徴収金額に対して大体4.5倍ぐらいになりますか、多くの事業が採択されますように努力をしていただきたいということと、また、要望した項目は５年分なのか、それとも１年分なのかお尋ねいたします。

また、県が示す事業メニューによると、パンフレットが、これ、豊かな清流の国ぎふづくりというのが県のほうで発行されているわけですけど、その事業内容は非常に豊富です。それで、こういうものを市内各戸に配布いたしまして、いろいろな要望事項やアイデアを募集してはどうかと思いますが、松田副市長に再質問いたします。

○議長（村瀬伊織君）　松田副市長。

○副市長（松田　勲君）　再質問にお答えをいたします。

まず、森林・環境税の周知の度合いということでございますけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、広報やまがた２月号にて概要をお知らせしたところでありまして、また、県におかれましても、これまでチラシを配布されましたり、あるいはバスチャンネルなんかで動画を配信されましたり、また、新聞紙上で広告記事を多く掲載するなどの啓発を進められておられます。

ただ、新しい制度ということでもありまして、十分に浸透するまでは広報活動を継続することは必要でありますので、改めて広報やまがたやホームページなどの広報媒体を活用しながら、市民の方々からの意見募集についても検討することも含めまして、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、県への事業要望についてでございますけれども、今回説明させていただいたものは平成24年度要望ということで、１年分でございます。来年度以降も、改めて検討、調整した上で、積極的に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　山県市というのは森林が豊富にあるというようなことで、いろんな事業ができると思いますので、ぜひ市民から徴収する金額以上に多くの事業をやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、２番目の質問といたしまして、降雪による小中学校の休校についてをお尋ねいたします。

今年度の冬は、日本海側では過去にないほど大雪に見舞われ、除雪のために死者が多く出ています。山県市では、ことしに入ってからは今までになく降雪が少ない年でしたが、昨年の12月25日から26日にかけて飛騨地方では大雪になり、積雪量１メートル以上に、降雪量も50センチメートル以上でした。県内各地で車のスリップ事故など交通事故が200件ぐらい発生したそうです。

県内の小中学校では、12月26日に一斉に２学期の終業式がありました。この雪の影響で、県内の小中学校のうち２校の休校があり、10校が１時間くらい始業をおくらせたと報道されました。休校した２校は、いずれも山県市内の小中学校でした。

県内には、山県市の２倍以上の積雪や降雪の地域が常にあります。昨年度も、山県市では、降雪のため休校がありました。美山地域は、通学をするのに特別な地形か道路事情が悪いとか、それとも何か事情があるのか、教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田　健君）　御質問にお答えをします。

学校教育において、児童・生徒の安全を確保することは最優先の課題であり、気象災害や地震災害時の休校や授業の打ち切りにつきましても、岐阜県教育委員会が示す小・中学校における気象警報発表時の対応に関する基本方針を踏まえながら、再度検討をしているところでございます。

気象災害の中でも雪にかかわる気象状況につきましては、さまざまな気象条件から本市の積雪が美濃地区より多かったり、反対に、本市の積雪が岐阜市より少なかったりすることもあります。

現在、美山地区の小中学校の積雪時の休校等につきましては、スクールバスの運行によるところが大きいわけですが、その運行の判断は、路線バスの運休の判断に合わせているというのが現状でございます。ただし、路線バスが運休する場合でも、スクールバスを運行する場合がございます。

例えば、葛原・神崎・柿野方面では、路線バスの運休の理由が除雪等で道路幅が狭くなり、すれ違いが困難なための場合は、教育委員会職員が道路状況等の安全確認をした後にスクールバスを運行しております。

同様に、路線バスが運行されていない日永方面や南山方面につきましても、職員が道路状況等の安全確認をした後に、路線バスより小型のスクールバスを運行しております。こうした安全確保のため、積雪が予想される場合は職員が早朝５時前から美山地区を巡回するなど、積雪や除雪の状況を確認しているところでございます。

岐阜県教育委員会による小・中学校における気象警報発表時の対応に関する基本方針にある、児童・生徒の安全が第一である、危険が予見される段階で授業を打ち切ることや、休校にすることをちゅうちょしないという方針を基本として踏まえ、本市においても、早目の判断に今後とも努めていく考えでございます。

なお、休校に伴う授業数の確保のために、美山地区の小中学校では、夏季休業日を３日間短くしているところでございます。

今後も、児童・生徒の安全を第一に考え、早期の除雪及び待避所の確保について、岐阜土木事務所や除雪業者にお願いをしてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　除雪といいますか、大雪が降ったときには、早朝から職員が出て除雪状況の確認などをやっておられるということですが、どちらにしても、山県市といいますか、美山で休校が、昨年度も今年度もですが、あるというようなことは、除雪の方法とか、除雪の道が狭過ぎるとか、何かそういうようなことがあるのかどうかを産業建設部長にもお尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田芳久君）　御質問にお答えします。

路線バス及びスクールバスの運行路線は、ほとんどが国県道でございまして、国県道

は、積雪が10センチ以上見込まれる場合に除雪を行うこととなっており、市内では15社が委託されております。市道につきましては、20センチ以上の積雪が見込まれる場合に除雪することとなっておりまして、土木業者、水道業者合わせて42社に委託しておる状況でございます。

いずれにいたしましても、通勤・通学時に支障を来さないように除雪をお願いしておるわけでございますが、こうしたときにつきましては、産業建設部の職員が３名から４名、朝５時前には出勤し、状況把握や指示を行っているという状況でございます。

特に美山北部につきましては、道路が狭く、すれ違いができないところも数多くございます。そうしたため、安全面から路線バスが運休になるということがございますが、なるべく広く除雪するよう指示をしておるところでございますが、路線が長く、また、家屋が連檐しているところでは雪捨て場が近くにないなど、十分な対応ができないのが現状でございます。

道路の狭い場所につきましては、岐阜土木事務所などに道路改良などを要望しておるわけでございますが、すぐに対応できないというのが現状でございます。市民の皆様に広報などを通じて、除雪に支障がないように協力をお願いするということしかできないのが現状でございます。土木業者につきましても、朝早くからフル回転でやっておっていただいておる状況でございますが、岐阜土木事務所や除雪業者と連絡を密にいたしまして、速やかな除雪に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　小森英明君。

○１４番（小森英明君）　くどいようですが、岐阜県内で山県市の学校だけがそういう休校が出てくるということは、何かに問題があるんだと思いますので、県のほうとも相談したりとか、除雪の方法を研究していただくとかして、何とか雪による休校が山県市だけにしかないというようなことはなくしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

また、そういうときに、保育園は休園というようなことには昨年もなっておりませんでしたが、そういう点については、教育委員会事務局長、もう一度お答えをいただきたい。

○議長（村瀬伊織君）　恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田　健君）　お答えをします。

保育園は、小中学校の義務教育とは違い、保護者の委託を受けて乳幼児の保育をすることを目的とする厚生労働省の所管の施設でございます。現在、本市の保育園はすべて保護者の送迎により実施しております。降雪時等も、保育園の設置目的から保育園自体

は開園してございますが、それぞれの保護者の判断により個々に休ませるという場合もございますので、そういう状況でございますので、御理解をお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　以上で小森英明君の一般質問は終わります。

続きまして、通告順位８番　田垣隆司君。

○７番（田垣隆司君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、下水道事業について市民環境部長にお尋ねをいたします。

山県市では、平成６年度、赤尾地区に農業集落排水事業が供用されて以来、平成13年度までに６施設が供用され、現在、平成29年度の完成を目指して、高富地区の公共下水道事業が進められています。

今までに完成した農業集落排水事業は、地域の環境保全及び文化的な生活水準の向上等に大きな役割を果たしてきていると存じますが、少子高齢化、あるいは過疎等の進行によりまして、この事業は、将来の運営に不安な課題を抱えていると存じます。

その内容は、平成20年６月に料金が改正されまして、使用料収入が増加しましたが、管理費等の増加と使用水量の減少等で、今後の運営を危惧するところであります。特に、一般会計繰入金を導入しなければならない運営は、特別会計の健全性を損なっています。下水道事業の健全な運営をするには、接続率の向上が必須の条件であります。

そこで、今後の農集施設の事業運営をどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　御質問にお答えします。

農業集落排水事業につきましては、現在市内の６地域において事業を行っておりまして、平成22年度決算では、施設の維持管理費に対し、使用料収入は約2,610万2,000円の不足となっております。今年度の決算見込みでも、2,300万程度の不足になると見込んでおります。

接続件数は少しずつ増加しているものの、人口減少や高齢者世帯の増加などによりまして有収水量が減少しております。使用料収入は、しばらくは現在の水準にて推移するものと考えております。

平成19年度までは、施設維持の不足額が6,000万程度でございましたが、平成20年の料金改正により使用料の増加によりまして、不足額は2,500万円前後に減少しております。施設維持の不足額は、現状で推移していくものと考えております。

汚水処理施設は、停止が許されません。緊急時の修繕等が発生し、早期の対応が必要となる施設であることや、供用開始から年数がたち、浄化センターの設備修繕費がかさ

んでいくことも考えられます。今後におきましては、機械の耐用年数を参考に計画的に点検、修理を行い、修繕費の増加とならないよう、適正な維持管理費の節約に努めてまいります。

一般会計からの繰入金につきましては、平成24年度予算においては2,849万2,000円を計上しておりますが、経費の節減に努めまして、縮減を図っていきたいと考えております。

なお、公債費の元利償還金に対する繰入金は、起債の償還ピークを過ぎまして、今後は徐々に減少していくものと考えております。

今後の事業運営といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、使用料により施設の維持管理を賄うまでには至っていない現状でありまして、一層の経費節減に努めていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　田垣隆司君。

○７番（田垣隆司君）　ただいま答弁がありましたように、22年度は、６施設の維持管理から使用料収入を差し引くと2,610万2,000円が不足し、これを一般会計繰入金で賄っております。今まで一番不足分が多かったのは平成18年度で、6,973万4,000円を繰り入れております。これを受益世帯の１世帯当たりにしますと３万2,692円となります。

20年度に料金が引き上げられたことにより、22年度決算では大幅に減少をいたしました。しかし、施設ごとで見ますと、梅原の施設は21年度、22年度は黒字経営となっておりますが、そのほかの施設は赤字経営であります。一番不足額が多い施設では、1,236万8,000円で、１世帯当たりにすると３万463円となり、一般会計で補ったことになります。

一般会計繰入金は、その年の施設の維持管理費によって内容は大きく変わってきますが、汚水処理施設は、いっときでも運転をとめることはできません。岐北衛生施設利用組合では、今までに毎年およそ7,000万円の施設維持管理費を計上しております。施設が老朽化すれば、それなりに維持管理費もかさんできます。世帯人数の減少によっても、施設の運営は厳しくなるばかりであります。このことは、現在建設が進められている高富地内の公共下水道でも同様であると存じます。

特別会計の性質上、受益世帯の使用料を上げれば、その運営は賄えるわけでありますが、今後、ある程度の使用料改定は可能かもしれませんが、全額賄うだけの改定は容易ではないと存じます。その分、今までどおり一般会計繰入金で補う道しかないかもしれませんが、合併浄化槽、単独浄化槽設置者も最初は補助金を受けて設置しておりますが、

それ以後の維持管理費は自前で行っております。

現在の状況は、市民平等という行政の基本原則から大きくかけ離れております。このままの状況を今後続けることはいかがなものかと存じます。経費の節減上からも、現施設と公共下水道を接続するようなことも検討していくことも大事ではないかと存じますが、以上、いかがですか、お伺いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　竹村市民環境部長。

○市民環境部長（竹村勇司君）　再質問にお答えします。

山県市におきましては、公共下水道整備区域、農業集落排水整備区域、合併浄化槽推進区域と、効率を考えた区域割が考えられ、それに基づきまして実施しております。

公共下水道整備区域におきましては、コストや効率等を計算して計画を立て、現在整備しております。

農業集落排水整備区域につきましては、６施設の処理方法、供用開始年度も異なっており、維持管理費などは一律とは言えませんが、施設の老朽化に伴って維持管理費が増加していくことがないように、計画的に設備点検、修理を行っているところでございます。

両エリアの皆様は、接続時に工事費の一部負担金をお支払いいただくとともに、宅内の接続工事費の補助制度はなく、全額個人負担にて接続をしていただいている現状でございます。接続後は、合併浄化槽や単独浄化槽設置者の皆さんが維持管理費を支払っておられますように、下水道使用料を支払っていただいておりますが、市といたしましては、経費の節減に努め、一般会計からの繰り入れを少しでも減らしていけるよう努力してまいります。

御発言のように、特別会計を設置している以上、本来は使用料にて維持管理費を賄うのが原則であると言えますが、地域の環境保全に大きな役割を果たしているという観点から繰り入れを行っていると御理解をお願い申し上げます。また、現状施設の統合等につきましては、今後、処理人口の減少や老朽化に伴う施設のあり方等、また、維持管理費の方法など、総合的に検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　田垣隆司君。

○７番（田垣隆司君）　答弁では、接続時に工事費の一部負担金を支払っている、宅内接続工事に補助制度はないということですが、農集、公共下水道では、処理場を初め、管渠埋設等、莫大な事業費がかかります。合併浄化槽と比べれば、１世帯当たりにすると問題にならない金額であります。また、地域の環境保全に大きな役割を果たしている観

点から繰り入れを行っているということでありますが、合併及び単独浄化槽も同じ役目を果たしております。

平成16年度から22年度までの７年間の不足に対する農集施設への繰出金は、全部合計いたしますと３億3,348万4,000円であります。これを１世帯当たりに平均いたしますと、15万6,345円になります。美山地域において下水道の計画があれば、将来この運営状況と同じになることから現在の繰出金については理解できますが、この状況では、美山地域での事業には手がつけられないということであります。

現在の公共下水道についても、今後、長期にわたって膨大な償還金が発生しますし、老朽化によっても大きな経費がかかります。現在の状況は、老朽化や突発的な経費を蓄えるだけの余裕はありません。どこまでも延々として一般会計繰出金が要るということであります。もしそうであれば、公共下水道も現段階で事業を取りやめて合併浄化槽にしたら、山県市の将来にとってどれだけいいことかとも考えないではありません。

現在、一般会計繰出金をやめることはできないわけですので、合併浄化槽や単独浄化槽、あるいはくみ取りも含めまして維持管理費の補助を行うことによって、ある程度の平等化が図られ、合併浄化槽、単独浄化槽設置者の理解が得られるのではないかと考えます。ぜひこの御検討をいただきたいと存じます。

今後、施設の老朽化等で施設の運営が行き詰まりかねません。現在の状況を続けることは、山県市の財政を圧迫し、その分、市民サービスが損なわれることにつながりまして、大きく問題視されていくことになります。

そこで、この件に関して市長のお考えをお尋ねいたしまして、質問を終わります。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　ただいまの再々質問にお答えさせていただきます。

過去におきまして、美山町時代に下水道計画がございましたが、人口の減少ですとか地域が広大であるということなどから、事業として成り立たないのではないかと判断されまして、計画が断念された経緯があると聞いております。そのため、現在は、合併浄化槽補助制度を利用いたしまして、合併浄化槽の普及を図っているところでもございます。

高富・伊自良地域は、下水道計画にのっとりまして、農業集落排水は完成をいたしましたし、公共下水道区域の整備を現在進めているところでもございます。使用料にて維持管理費を賄うことを想定して事業を実施してまいりましたが、現在は一般会計の繰り入れを行っている現状でもございます。使用料は、標準的な合併浄化槽の維持経費、おおむね６万3,000円ほどでございますけれども、同等の使用料をということで設定をして

おります。

このようなこと等を踏まえながらも、現在、個人に対する先ほどの提案がございましたような、御質問がございましたような維持管理費の補助につきましては、現在考えてはおりませんけれども、一度検討はしてみたいということを考えます。今後の市の財政を圧迫し、市民サービスが損なわれることのないよう、また経費の節減にも積極的に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　以上で田垣隆司君の質問を終わります。

続きまして、通告順位９番　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回、２点質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

最初の１番としまして、林業振興及び森林の公有地化と保全についてを質問します。答弁者、松田副市長によろしくお願いします。

森林は、木材を供給するだけでなく、山地災害や水資源の涵養、環境保全等、多くの機能を持っており、近年は、地球温暖化問題や廃棄物問題への対応、循環社会の構築といった観点から、新エネルギーとして木質バイオマスエネルギーの利用に注目が集まっています。

また、今年より岐阜県もようやく森林・環境税が創設されまして、先ほど小森議員も質問されたとおりです。本市は84％が山林で占められ、清流長良川に大きく寄与しています。将来にわたって周辺住民に良質な水を供給するためにも、水源地周辺と上流一帯の環境を良好に保全しなければなりません。近年、山の経済的価値も下がり、所有者も高齢化、過疎の一因となっています。林業振興の新しい施策が望まれます。

そこで、水源地周辺とその上流の山林を公有地化、また、新エネルギーの研究等、その点を含めて、次の点について所見を伺いたいと思います。

１つ、過去３年間における本市の林業振興事業額。

２つ目に、新エネルギー、木質バイオマスエネルギーに対する所見。

３つ目に、美山支所の機能拡大のために林務課の設置はどうか。

４番目の森林・環境税につきましては、先ほど答弁がありましたので、重複する点は答弁は結構でございます。お願いします。

○議長（村瀬伊織君）　松田副市長。

○副市長（松田　勲君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の過去３年間の本市の林業振興事業額につきましては、まず、条件不利森林公

的整備事業ということでありまして、林道や作業道から遠く離れた森林や急傾斜地の森林、あるいは不在村森林所有者の森林などで、条件が不利なために間伐がおくれ、今後、放置されることで風害や雪害などの災害をこうむるおそれがあることから公的整備が必要と判断をされました森林について、間伐事業を実施いたしてまいりましたが、過去３年間における事業費は、平成21年度が2,500万円、平成22年度が730万1,000円、平成23年度が2,500万円で、合計5,730万1,000円でございます。

次に、育林推進事業といたしまして、山林の保全を図るために、森林の間伐事業を実施する林業団体などに対しまして補助を行ってまいりましたが、過去３年間における事業費は、平成21年度、22年度、23年度とも各960万円でございまして、合計2,880万円でございます。

さらに、森林整備地域活動支援交付金といたしまして、林業団体などに対しまして、森林施業の実施に必要な実施区域の明確化や施業の集約化、そして、作業路網の改良などの地域活動に要する経費に対しまして支援金を交付しておりますが、過去３年間における事業費は、平成21年度が664万7,000円、平成22年度が571万6,000円、23年度が786万1,000円で、合計2,022万4,000円でございます。

２点目は、木質バイオマスエネルギーに対する所見はとのお尋ねでございますが、議員御発言のとおり、地球温暖化や廃棄物問題への対応とともに、地域に現存しております資源を地域の工夫、連携によりまして有効に活用をし、エネルギーのまさに地産地消につなげるものであるとの考え方から、山に放置されたままとなっている間伐材や、製材工場などで発生する木くずなどを木質バイオマス資源として利用促進を図っていくことは、林業振興の観点からも意味があると考えます。

本市におきましては、旧美山町時代に、新エネルギーの導入を考えていく上で検討された経緯がございますけれども、今後とも森林組合などの関係団体と協力をしながら、例えばペレットの生産、ペレットストーブの普及など、費用対効果なども含め勉強会を重ねまして、改めて事業の可能性についての調査、検討を行ってまいりたいと考えております。

３点目の、美山支所の機能拡大のため、林務課の設置をしたらどうか、充実化をしたらどうかといったことにつきましては、地域の急速な高齢化に対応するため、来年度より美山支所に保健師を常駐させる予定としておりますが、現在の林業関係の業務につきましては、さきに申し上げました林業振興事業と有害鳥獣駆除事業、治山林道関係事業などでありまして、現時点で想定される業務量からは、来年度以降も引き続き本庁の産業課において行うこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　再質問をお願いします。

１点目の森林再生のために、公的整備としての間伐整備事業、林道・作業道等環境保全事業には、確かに成果が上がっていると思いますが、２点目の新エネルギー、木質バイオマスエネルギーについては、ただいまの答弁のとおり、約10年前に岐阜県新エネルギー導入研究会が岐大工学部清水教授が会長で発足し、旧美山町においても林務課で積極的に取り組み、ペレットストーブはそのときのものかと思います。

その後においては、森林資源豊富な本市の特徴が生かされた積極的な構想と施策が研究されておりません。エネルギー資源の少ない日本、原子力発電も安全性においては国民の多くが否定している現在、森林バイオマス利用システム等再生可能エネルギーの研究、そして林業体験とコテージとの組み合わせなど、林業政策の新たな構想の必要性を切望します。そのためにも、林務課の拠点位置と充実さを上げるということは、私は当然ではないかと思っております。

また、質問の中の水源地周辺地と上流の山林の公有地化についてはどうか、もう一度所見を伺いたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　松田副市長。

○副市長（松田　勲君）　再度の質問にお答えをいたします。

昨年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、自然エネルギーに対する関心が一層の高まりを見せまして、木質バイオマスエネルギーもその１つとして注目されているところは、議員の御発言のとおりでございます。

そして、森林バイオマス利用システムなど再生可能エネルギーについて研究したらどうか、あるいは林業体験とコテージ村の組み合わせを考えてはどうかといったお話がありました。市といたしましても、来年度より岐阜中央森林組合と定期的に勉強会を行うこととしておりまして、ペレット燃料の製造でありますとか、ペレットボイラーやペレットストーブの設置、普及などについて研究、検討をするとともに、揖斐川町のいび森林資源活用センターなどの先進事例の現状を調査し、改めて今後の事業可能性を森林組合と連携しながら検討してまいりたいと考えます。

また、教育委員会におかれましても、グリーンプラザみやまのコテージ村で宿泊体験活動を行う山県市小中学校ふるさと体験事業を平成22年度より実施されておられますが、この中では、施業などの林業体験や、地元の杉を活用したクラフト体験などの活動も実施されているとのことでございます。こうした森林に関する施策につきましては、市役

所内の関係部局が連携をしまして総合的に進めていく必要があり、本庁の産業課を中心に行うこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、水源地周辺地と上流の山林の公有地化につきましては、森林が持つ水源涵養などの公益的な機能の保全を図るための手法の１つであるということは、議員御指摘のとおりと考えます。清流の国ぎふ森林・環境税のメニューの中にも、水源林公有林化支援事業といたしまして市町村への補助事業がございますが、本市といたしましては、想定される地域においてどのような保全が必要であるかといったことなどを十分調査した上で、事業実施の必要性について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　そもそもは、林業の衰退は、外材に関税をかけていない。かつて、木材の利用が需要に供給が追いつかず、仕方がなく、何十年も前ですけれども、木材に関しては関税を撤廃しています。一部合板にはあるんですけれども。そういうことが大きく影響していると思います。林業には、ＴＰＰも今のところ関係ありません。

今さら国策を論ずるよりも、現実に山の現状は、経済価値が下がり、相続権を放棄する地権者も今たくさんあるんです。山の欲しい人は今がチャンスかと思いますが、副市長のお住まいのある大垣市でも、圏域に600町歩の、600ヘクタールの公有地を持っておると聞いております。

山県市は環境税導入後に200町歩ぐらい、先ほど答弁の中で確保するというふうにありましたけれども、そういった情報は森林組合が一番持っておりますので、森林・環境税創設により森林を管理し、有効に活用していく技術や方法を、岐阜地区の森林組合の拠点が山県市にあって、現在の岐阜市中央森林組合は、中部地方で理事が２つの枠しかないんですけれども、その１つの枠を岐阜中央森林組合が持っているということも聞いております。中央に対して非常に発言権を持っている、こういう状態ですから、再三、私は美山の支所に、今回、保健師も派遣されるということですけれども、常にそういう情報をこちらに伝えられるような意欲ある職員の配置を望むところでございます。

そういう市職員を配置してもらいまして、林業政策に基づく機能のある美山支所にしていただき、そんなまちづくりを目指すことを県のパイプ役たる副市長に期待を切望しまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、２点目、ＣＣＹからシーシーエヌへの変更に伴う説明周知方法について総務部長に質問します。

ＣＣＹは、平成24年度から指定管理者制度導入によりシーシーエヌに決定し、１月より市内各地区公民館で説明会が行われておりますが、高齢者の多い地区では参加者も少なかったと聞いています。私は、老人クラブの会合に合わせて来てもらい、そこで同時に申し込みも行ってもらいました。自治会単位で行うと早くて効率がよいと思いますが、次の点について伺います。

１つ、特典サービスの期間は現在３月いっぱいとなっておりますけれども、もう少し延長できないか。

２、ＣＣＹ未加入者のケーブルプラス電話への対応と諸費用の概算は。

３つ目に、地区集会場の特典はないか。

４つ目に、未申込者は電話が無料にならないだけで、他にデメリットは何があるのか。

５つ目に、これはおばあさん方の声ですけれども、商品券とＮＴＴの切りかえの2,100円は選択制にできないかと。商品券を持ってまちに買い物へ行くよりも、2,100円のかわりにその商品券で交換できないかという、そういう声もありましたので、質問させていただきます。

以上です。

○議長（村瀬伊織君）　船戸総務部長。

○総務部長（船戸時夫君）　御質問にお答えいたします。

指定管理者制度導入に係る市民説明会には、時節柄、大変寒い夜間の開催にもかかわらず、延べ397名の市民の皆様に御参加いただきましたことに大変感謝申し上げる次第でございます。

また、３月に入りましてからは、市民説明会と同じ13会場において、昼間と夜間に指定管理者でありますシーシーエヌ株式会社による受け付け相談会が実施されておりますので、お気軽に御相談いただきますようお願いいたします。

さて、議員も十分御承知のことと推察いたしますが、ＣＣＹの指定管理者としてシーシーエヌ株式会社を指定しており、ＣＣＹは今後も山県市の施設であり、これまでのＩＰ電話サービスは終了となりますが、その他のサービスについては料金を変更することなく品質を向上させて継続し、指定管理者が岐阜市を初め自社の営業エリアで提供しております独自サービスを山県市においても提供することによりまして、さらなる市民サービスの向上を図ろうとするものでございます。

御質問１点目の特典サービス期間の延長についてでございますが、こちらは指定管理者のサービスとなりますが、市としましても要望してまいります。

次に、２点目のＣＣＹ未加入者のケーブルプラス電話への対応と諸費用の概算につい

てでございますが、まず、ＣＣＹへ加入していただく必要があり、その加入金は５万2,500円と、引き込み工事などの初期費用として２万8,000円ほどが発生いたしますので、費用は合計で10万3,500円ほどとなります。

なお、３月31日までの間に、指定管理者によるケーブルプラス電話導入キャンペーンが実施されており、引き込み工事などの初期費用が２万3,000円ほどになり、さらに5,000円分の商品券がプレゼントされるなどの割引がございますので、御利用いただきたいと思います。

次に、３点目の地区集会場の特典についてですが、指定管理者の独自サービスであるケーブルプラス電話はＣＣＹ加入者を対象としており、地区集会場などの特例はなく、市民の方々と同じ条件でございます。

次に、４点目の、未加入者は電話料が無料にならないだけで、他にデメリットは何があるのかにつきましては、未加入者は、電話の基本料金が安くなることや、通話料金が割安になることのメリットを受けられないことになります。

なお、申込者の方でも、すべての電話との通話が無料になるものではございません。通話先によっては、無料で通話ができるものでございます。

最後に、５点目の商品券とＮＴＴ切りかえ費用の選択についてでございますが、ＮＴＴから御本人に休止工事費として請求されますが、商品券は指定管理者が実施するキャンペーンによるものであり、事業者が異なるため、選択できるものでございませんので、御理解賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　再質問をお願いします。

申し込み手続については、私ども、高齢者の多い地域でございますので、公民館単位で今回も計画されておりますけれども、先日も11日の日曜日に、ある部落ですけれども、その部落だけで22人ぐらいですけれども、来てもらえないかということで一応は申し込んでおきましたが、要するに、高齢者の皆さんは大勢の中でぽっと聞くよりも、あるいはまた、個人で申し込んで１人でシーシーエヌの人が来て説明を受けるよりも、みんなが並んでおって申し込んで、それぞれが、あの人が、理解力の早い人だと早く申し込みをします。あの人が申し込んだのなら私も申し込むわというふうで。

私、老人クラブの総会で、出戸ですけれども、25人ばかりだったんですけれども、総会の前に１時間ぐらい前に来てもらって、３人来てもらって、みんなが同時に済ませてしまったと。特に、私、乾地区はＩＰ電話を、これは思いやり電話、相手のための電話

やよということで、ほとんど乾地区はＩＰ電話をつけましたもんで、４月からＩＰ電話を使えなくなるというと、黙っておると、圓ちゃん、詐欺やったやないかということになるもんで、私、もう必死に、シーシーエヌの営業マンと間違えられるくらい、今、一生懸命やっているんですけれども、そういった状態で、年寄りの人というのは、お互いにあの電話というのは、それは独居の人は緊急電話はＮＴＴ回線ですからできないんですけれども、今回は、岐阜地区でも今のＫＤＤＩの線だとただでかけられますし、非常にメリットが多いものですから、特にＣＣＹのときは市のほうも一生懸命ＰＲしたわけですから、必然的にもう既にシーシーエヌになっているわけですから、シーシーエヌは民間業者ということじゃなくて、やっぱりもう既に入っているわけですから、ひとつシーシーエヌということだけじゃなくて、ＣＣＹの職員にも積極的にやってもらうような、そういう指導を、幹部の皆さん、特に総務部長にお願いしたいと思います。

今の３点、再質問をひとつよろしくお願いします。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　再質問にお答えいたします。

まず、今回の指定管理者の導入の説明会、先ほど御説明いたしましたが、市長みずから、私どもと、また、ＣＣＹの職員と、13会場へ足を運んで、本当にひざまずいて市民の皆さんに説明を申し上げてきたということで、私どももＰＲに努めておりますし、それ以後もいろんな会場へまた出向きまして説明会をいたしているということをまずもって御報告させていただきます。

それでは、御質問の１点目の、高齢者の多い地域では地区の集会所で会場をふやせないかについてでございますが、こちらは、先ほども申し上げましたが、既に３月の土日は各地区を訪問する日程が組まれておりますので、それ以外の日であれば、自治会からの要請がありましたら、指定管理者のほうも出向いてくれるということでございますので、どしどし活用していただきたいと思っております。

次に、２点目の、ＣＣＹに現在加入している地区集会所は、同じ恩恵が受けられないかについてでございますが、こちらは自治集会施設としてテレビの利用料は減免になっておりますが、ケーブルプラス電話につきましては、市民の方々と同じ対応になりますので、月々の基本料金が必要となってまいります。３月31日までの間に申し込みを行っていただくと、指定管理者によるケーブルプラス電話導入キャンペーンの対象となり、5,000円分の商品券がプレゼントされるなどの割引がございますので、必要であれば御利用いただきたいと思います。

次に、３点目の、ＣＣＹに加入していない、手続をしない場合は、ケーブルプラス電

話の恩恵はないのかについてですが、ケーブルプラス電話は、希望される市民の方のみが対象となります。したがいまして、利用申し込み手続を行わないと、電話のサービスはＮＴＴなど他の事業者のものを御利用いただくことになり、事業者が異なるため、お尋ねのような指定管理者による利用サービスのセットでの割引を受けることはできません。

また、４点目の、ケーブルプラス電話の申し込みに関してＣＣＹも積極的にＰＲ活動をとの御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、市長みずから足を運んでいるということもございます。その中で、ケーブルプラス電話は指定管理者の事業でありまして、指定管理者以外にも事業者がございますので、市としては、特定な事業を積極的にＰＲすることはできませんが、４月１日から指定管理者の運営に変更することから、市としましては、広報と一緒にチラシ等の配布をしてＰＲに努めているところでございますので、よろしくお願いしたいと思いますし、また、市役所等につきましても、ケーブルプラス電話の導入につきましては、現在のところ予定しておりませんが、今後また市民等の要望等がございましたら考えてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　藤根圓六君。

○１３番（藤根圓六君）　再々質問を１点だけお願いします。

ケーブルプラス電話、今まではＩＰ電話の場合は役所へかけたとき無料だったわけですけれども、今後は、そのシステムはどうなるんでしょうか。

○議長（村瀬伊織君）　舩戸総務部長。

○総務部長（舩戸時夫君）　再々質問にお答えします。

先ほどの再質問でちょっとお答えいたしましたが、まだ当分の間、市役所等にはケーブルプラス電話を導入しませんので、現在の市役所にはＮＴＴ回線がございます。当然、市民の皆さんがケーブルプラス電話を利用されて、市役所へ電話をいただく場合は、私どものＮＴＴ回線になりますので、市民の方はそれだけ通話料を負担していただくことになりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　以上で藤根圓六君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で２時30分まで。

午後２時14分休憩

午後２時30分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位10番　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております２点について質問させていただきますが、２期８年間、毎回この定例会で質問させていただいてまいりまして、32回目の登壇となりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、胆道閉鎖症について保健福祉部長にお伺いをいたします。

胆道閉鎖症の早期発見のための便のカラーカードが、ことしの４月から母子手帳にとじ込まれることになりました。胆道閉鎖症とは、肝臓から十二指腸へ胆汁を送る胆管が何らかの原因で詰まり、胆汁が肝臓から腸へ流れなくなる病気です。胆汁が腸管に流れないために肝臓から逆流して、皮膚や白目が黄色くなる黄疸を引き起こし、放置すると肝硬変になり、命を落とすことになります。

また、胆汁が腸管内に排出されないと脂肪の吸収が悪くなり、脂溶性ビタミンの吸収も悪くなります。ビタミンＫは血をとめる、固める作用がありますが、新生児はもともとビタミンＫの量が少なく、吸収することができないため、出血を引き起こす可能性があります。

胆道閉鎖症は、出生時の9,000人に１人くらいの割合で発生すると言われています。治療法としては、肝臓と腸を直接つなぐ手術が有効で、生後60日以内に手術した場合には10年生存率が72％で、次第に生存率は低下し、110日以降だとゼロ％になってしまいます。早期に発見するには長引く黄疸の症状がありますが、一番はっきりわかるのが赤ちゃんの便の色です。

胆汁が腸管に流れないために、便は白っぽいクリーム色、またはレモン色になってくるため、便のカラーカードでの早期発見が重要となります。便のカラーカードは、赤ちゃんの便の色を観察するという簡単な方法です。胆道閉鎖症の患者は、生後60日までに便色の異常を認めることが多いと言われていますが、生後４カ月ごろまでは、便色カードを使い、注意深く観察していく必要があると言われています。

この便カラーカードを16年前に考案した国立成育医療研究センターの松井病院長は、2002年から導入している台湾では、生後60日以内の手術実施率が49.4％から65.7％にふえ、５年生存率が27.3％から64.3％になり、大きな成果を上げている。また、このように、便のカラーカードの母子手帳へのとじ込みにより早期に発見でき、早い段階での手術と多くの赤ちゃんの命を救うことができると期待していますと言われています。

便のカラーカードで便の色を確認することはできますが、症状が出始める時期などに個人差があります。また、医療・保健関係者は、健診や家庭訪問の時点のみの確認しか

できません。保護者に知識がなければ発見がおくれてしまいます。そこで、便カラーカードを効果的に使用するお考えについてお尋ねいたします。

１つ目に、保健関係者である保健師、助産師の研修について。

２つ目に、産婦人科、小児科等、医療機関との連携について。

３つ目に、保護者への情報提供について。

４つ目に、周知啓発について。

以上、４点をお伺いいたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　御質問にお答えします。

初めに、胆道閉鎖症につきましては、乳児の健全な発育に多大な影響を及ぼし、致命率の高い疾患の１つであるため、家庭において保護者自身が早期発見、早期治療ができるよう支援することを目的に、岐阜県胆道閉鎖症児支援事業として平成16年９月より便カラーカードが各市町村へ配布され、本市においても実施しているところでございます。平成24年４月からは、母子保健法施行規則の一部改正により、母子健康手帳に便カラーカードがとじ込まれるようになり、全自治体で取り組むこととなったところであります。

さて、御質問の１点目の保健関係者である保健師、助産師の研修についてでございますが、今後、国では市町村における相談対応マニュアルが作成される予定であり、また、県においても研修会が予定されており、研修会等を通じてスキルアップに努めていきたいと考えております。

２点目の産婦人科、小児科等、医療機関との連携につきましては、便カラーカードの使用方法として、１カ月児健診の前日に、保護者が赤ちゃんの便の色をカラーカードに照らし合わせ、近い色の番号を明記し、健診当日に医師に見せる流れとなっております。また、医療機関においては、このスクリーニング検査を確実に実施していただくとともに、その結果、精密検査等の医療管理が必要となった場合、赤ちゃんや保護者の支援のために、市との連携も重要であると考えます。よりよい支援体制がとれるために、市と医療機関との調整機関として、県にも役割を担っていただけるよう要望していきたいと思っております。

３点目の保護者への情報提供につきましては、保護者に対して病気の早期発見の重要性を伝えるため、母子健康手帳交付時に、便カラーカードの目的や使用方法について引き続き説明してまいりたいと考えております。

平成24年度からは、母子健康手帳の内容の改正に伴い、手帳内に便カラーカードが取り入れられ、手帳と一体的に利用できるようになったことから、引き続き保護者に対し

て病気の早期発見のための必要な確認事項であることを伝えるとともに、赤ちゃん訪問や乳児健診時においても、スクリーニング検査等についての確認をしてまいりたいと思っております。

４点目の周知、啓発につきましては、乳幼児の健全な発育、発達を支援するためにいろいろなサービスを提供しておりますが、便カラーカードを用いた胆道閉鎖症等の早期発見に関する取り組みについても市民の皆様に知っていただけるよう、広報やホームページ等を通じて周知していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　さまざまな関係するところが早期発見に努めていただけるようです。推進をお願いしたいと思います。

また、赤ちゃん訪問は、保護者にとって心強い支援になると思います。そこで、この赤ちゃん訪問というのはどのように実施をされますか、再質問いたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　再質問にお答えします。

赤ちゃん訪問につきましては、生後２カ月ごろをめどに、第１子は初めての子育て支援であるため、授乳状況や体重のふえ方、便の状況、乳児の発達状況を中心に、母親の不安に寄り添うために保健師が訪問していく予定をしております。

なお、第２子以降につきましては、母親と上のお子さんとの関係など、育児上の問題が多く出やすいということから、保育士に訪問していただくようお願いしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　胆道閉鎖症で命を落とす赤ちゃんがないように、安心して育児ができるよう充実をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

２点目ですが、結婚機会の援助について保健福祉部長にお伺いいたします。

少子高齢化とともに人口減少となっている本市の状況です。今回の平成24年度の予算では、若者の定住化を促進させる施策として、企業誘致奨励金として企業誘致と地元雇用を促進し働く場所の確保をする施策や、高校生等の医療費助成や、新生児出産祝い金、また、全国大会等の出場者応援金など、子育て世代への支援の施策等が盛り込まれています。

こうした施策が人口増加につながることを期待したいと思いますが、子育て支援の前にも支援が必要ではないかと思います。

昨今の青年は、晩婚化や非婚化の傾向があります。さまざまな理由はあると思いますが、市としての援助を考えては思っておりました。そんな中、山県市次世代育成支援行動計画やまがたっ子すくすくプラン後期計画、これは平成22年３月作成で、平成26年までの計画。この中に結婚機会の援助、結婚を希望する人に機会を援助するとありました。この計画の進捗状況と今後の推進についてお尋ねをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　御質問にお答えします。

平成15年度から平成19年度まで、山県市縁結びに関する実施要綱に基づき、市内に住所を有する若者の結婚を促進するため、美山山村開発センターにおいて山県市ハッピーライフ推進協議会を設置し、相談業務や独身男女の出会いの場として交流事業、あるいは異性と接する際のマナーや身だしなみについて学ぶ講座を実施しておりました。

しかしながら、対象者の登録が男性が多く女性が少ない状況や、各種事業を実施しても、男性参加者に対して女性参加者が少ない状況でもあり、市として事業を廃止し、平成20年度より山県市商工会婦人部にお願いし、結婚支援事業としてお願いしたところでございます。また、ハッピーライフの会員登録者には、その旨御連絡をさせていただき、各自で商工会に申し込んでいただくようにお願いいたしました。

一方、県においても、少子化対策の１つとして、結婚を希望する人への支援事業として岐阜県結婚支援セミナーが昨年10月と11月の２回開催されました。現在、市といたしましては、市民からの問い合わせに対し、商工会及び岐阜県が実施している結婚支援事業を御紹介しているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　平成20年度より市の単独事業から山県市商工会婦人部に依頼をするという、また、そして岐阜地域の商工会で実施の結婚支援事業として実施をしているということでございました。こうした事業の実績というのはどのようでしょうか。

ことし、大垣市では、かがやき婚活事業として、独身男女の出会いの場づくりの推進をしておりました。平成23年度、150万円の予算で、和食マナー・アンド・パーティーやバーベキューパーティー、ボウリング・アンド・バレンタインデーパーティーなど６回開催をしております。

また、兵庫県明石市では、スキルアップ社会人交流セミナーを開催し、スポーツ選手

や実業家を講師に招き、参加者同士が交流を深める中で自立した社会人を目指し、結婚や将来の夢などについて積極的な姿勢を養うことが目的だそうです。予算は、市から100万円と、参加者から１万円で開催されているそうです。本市としては、支援に対する予算はありますか。

以上、２点について保健福祉部長に再質問いたします。

○議長（村瀬伊織君）　笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君）　再質問にお答えします。

現在、市の商工会婦人部の活動として結婚支援活動を実施してみえますが、登録者は男性が２名、女性が１名となっており、お見合いまで至っていない状況です。

予算については、現在、予算化はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　尾関律子君。

○４番（尾関律子君）　今、御答弁いただきましたが、次世代育成支援事業という中の項目に上げられている施策ではありますが、推進が進んでいない状況です。また、予算もついていないということでございました。子育て支援に力を入れて予算を立てられていますが、結婚機会の援助についての市長のお考えをお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　ただいまの再々質問でございますけれども、結婚機会の援助ということでございますが、子育て支援のすくすくプランの中にも計画としては掲げてございます。私も一時担当していたことがございました。

その当時の経験から申しますと、この山県市内である一定の、それぞれ登録していただくわけでございますが、こういった事業につきましては、もう少し大きな事業で、先ほども申しましたように、男性が２人で女性が１名ということでございましたが、こうした中では、事業そのものが運営できないのではないかということを思います。

そういったことを考えますと、先ほどお話にございましたように、県の事業ですとか、もう少し大きな枠の広い中での事業としての展開が適切ではないかということを思います。そういった中で、市が具体的に支援をさせていただくような事柄があれば、その都度検討させていただきたいということを思います。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位11番　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　議長よりお許しをいただきましたので、大きく２点、質問をさせていただきます。

婚活の話で終わると一番よかったのでございますけど、最後でございますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

まず、第１に、市政座談会のあり方について市長にお尋ねをいたします。

市政座談会が開催される意義は、私は大変大きいと思っております。地方自治の本旨は、地域に統治権を持つ地方政府で、住民は地方政府の主権者と位置づけられているという、そういった考え方が広まってきております。また、地方自治は、民主主義の学校とも言われております。

片山善博前総務大臣でございますけど、慶応大学教授は著書の中で、地域のことはその地域の住民が責任を持って決める草の根自治の構築が必要だと書いておられます。今後は、こういったものが大変重要になってくる時代に入ってくるというふうに思っております。こうしたことから、市政を統治する首長が主権者である市民の生の声を聞く機会を計画的に設けていくということは、大変意義深いというふうに私はとらえております。

山県市の市政座談会というのは、開催されるようになって日も浅く、課題も幾つかあるように思っております。

そこで、マニフェストの基軸に対話と共感を掲げておられる市長に、市政座談会のあり方について、以下６点をお伺いいたします。

１点目、市と自治会の共催というのは、市民にとってその趣旨がわかりにくいというふうに思いますし、そういう声がございます。市単独の主催にすべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

２点目、共通の話題が出しやすい小学校区別での開催にしたほうがいいのではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

３点目、開催日を平日の夜と限定されておりますが、時には土日の開催も必要ではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

４点目、市長が市政の方向や施策の内容を語って、それに対して質問に答えると、市長が前面に出た対話にならないかというふうに思います。市民の中には、市長の考えを聞きに来たんだという声がありますので、その点についてお尋ねをいたします。

５点目、座談会にふさわしい運営、席のあり方、進め方、あるいは質問事項の提出等、いろいろ工夫が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

６点目、市民の人数というのは表明されておりますけど、各層が参加できるという、

そういう開催日や内容の概要というものを、きちんと市民に対して情報提供を行っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

市政座談会につきましては、平成20年度に市自治会連合会より要望がございまして、開催の方法については、より多くの皆様に参加していただくためには自治会の協力が不可欠なことなどから、市と自治会との共催で行ってまいりました。

具体的には、高富地域では３会場、伊自良地域では１会場、美山地域で２会場の合計６会場で、平日の午後７時半から行いまして、平成20年度は520人、22年度は323人、平成23年度は389人の参加をいただいたところでございます。

まず、御質問の第１点目の、市と自治会の共催は趣旨が市民にわかりにくい、市の主催にすべきではないかについてでございますが、今日までの経緯もございますので、今後、市自治会連合会と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目の、共通話題が出やすい小学校区での開催にすべきではないかについてでございますが、そうした小学校区単位で開催の方向で検討させていただきたいと思っております。

次に、３点目の、開催日を平日の夜と限定されているが、中には土日の開催も必要ではないかにつきましては、今後も皆様方の意見をお伺いしながら判断してまいりたいと考えております。

次に、４点目の、市長が市政の方向や施策の内容を語り質問に答える、前面に出た対話にならないかについてでございますが、私は、よりよいふるさと山県市を持続、発展させていくためには、市民の皆様との対話と共感が不可欠と考えております。これまでも、施策の基本的な考え方などにつきましては私のほうから説明させていただいているところでもございますが、今後におきましても、市民の皆様との対話に一層努めていきたいと考えております。

次に、５点目の、座談会にふさわしい運営への工夫が必要ではないかについてでございますが、運営方法につきましては、さまざまな御意見をいただいていますので、より有意義な座談会となるよう、今後におきまして検討を重ねてまいりたいと思います。

６点目の、市民各層が参加できるよう、開催日や内容の概要の情報提供を行ってはどうかについてでございますが、これまでも、開催日程等につきましては、広報紙や地区の回覧板、防災行政無線による告知によりまして情報提供をしてまいりましたところで

ございます。そういった点を御理解いただきながら、今後におきましても市民の皆様に少しでも多く参加していただけるような会場の雰囲気づくり、啓発等を行いながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　再質問をさせていただきます。

今、検討するという答弁を幾つかいただきました。マニフェストには、こういうふうに書かれております。

山県市にとって対話が最も大切だと考えています。市民と行政の対話と共感、そして協働による地域づくりがより一層必要不可欠だと考えますという基本理念が書かれまして、対話と共感と、ここに大きな字で書いてあるわけですね。これは、市民が公約として受けとめていると思います。

それで、市政座談会というのは、この理念を具現する１つの重要な場ではないかなと私は思っているわけでございます。昨年行われた座談会とは、ことしはさま変わりしたなという感覚で受けとめていただけるような座談会。座談会と名称は変わったのでございますけれども、中身はほとんど変わっていないので、座談会と辞書で引いていただきますとわかりますけど、本当に形式張らないそういう話し合いということでございますので、そういったものにふさわしいものに改善できるような、前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

そこで、副市長にお尋ねをしますけれども、公約が実現できていくかどうかというのは、私は、職員の意識の高さ低さで非常に相関していると思うんですよ。職員がこれを、運営１つにしてもその気になって、市長の公約実現に向かって何か知恵を出す、やっぱりそういったところがないと、市長が幾らその思いでやっても進まない。

私も長を経験しておりますのでよくわかりますけど、職員がいかに上司の思いを聞いて具現化するかというところが勝負でございますので、ぜひ職員の意欲を喚起するような立場におられる副市長がどういうふうに企画力、あるいは運営力を高めていくのか、そのあたりの思いと心構えといいますか、あるいは情熱的なそういう喚起というものを検討されていくのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（村瀬伊織君）　松田副市長。

○副市長（松田　勲君）　私への質問にお答えをいたします。

市政座談会の運営方法につきましては、これまでの開催の結果や、市民の方々からの御意見なども踏まえながら、先ほどの市長の答弁のとおり、より有意義な座談会となるよう、今後しっかりと検討していきたいと考えます。

なお、いわゆる現場主義に立ちまして、市民の方々の声によく耳を傾けながら、また、市民の方々の目線で仕事をするといった姿勢は、市政座談会の運営に限ったことではなく、個々の事務事業を遂行する上でも重要なことであると考えますので、改めてそういう考え方を徹底するように職員を指導していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、次の第２の質問に移らせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　暫時休憩。

午後３時01分休憩

午後３時02分再開

○議長（村瀬伊織君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林　宏優君）　済みません、先ほど１つ私の思いを漏らしましたので答弁させいただきますけれども、従来、各会場、同じような形式でやっておりましたが、今後につきましては、それぞれ、どういった形になるかわかりませんが、地元の方と十分お話をさせていただきながら、同じ形式ではなく、いろんな形での開催の雰囲気づくりですとか運営方法にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　じゃ、次の質問に移らせていただきます。

中学校における武道の必須化について教育長にお伺いをいたします。

この４月から、中学校新学習指導要領に基づくカリキュラムがスタートをいたします。体育の授業では、柔道、剣道の武道が、今まで選択制でやってきたと思いますけど、必須化になるわけでございます。柔道ではけがの防止が、剣道では用具の準備等が大きな課題となっているように思います。

そこで、山県市の中学校における武道の実施を控えた現在の状況等についてお伺いをいたします。

１点目は、３中学校の武道に関するカリキュラムの内容はどのようになっておりますか。

２点目、柔道及び剣道の指導ができる専門的な資格を有する教員数についてお尋ねを

いたします。

３点目、柔道では、大外刈りが禁じ手に上がっているというふうに伺っておりますけど、その他のけがの防止対策についてはどのようにお考えになっておられますか。

４点目、柔道では柔道着が、剣道では防具等が必要となってくるわけでございますけど、そういった費用の負担についてはどういうふうに考えておられますか。

５点目、社会人の有資格者の指導者導入についてのお考えをお尋ねいたします。

６点目、直接指導に当たる人の研修の計画等についてお伺いをいたします。

○議長（村瀬伊織君）　森田教育長。

○教育長（森田正男君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の３中学校の武道に関しましては、現在、３中学校とも剣道の授業を行っております。そのカリキュラムの内容につきましては、学習指導要領の目標や内容を十分に踏まえ、技能、態度、知識、そして思考、判断が身につくよう指導をしており、各学年とも12時間の単元として計画的に指導をしております。

２点目の専門的な資格を有する教員数につきましては、剣道では、高富中学校の体育教師４名と体育以外の教科の教員が２名おります。中でも体育教師の１名は、インターカレッジ、全国学生大会ですが、で優勝をしたチームのメンバーで、４段を持っております。また、体育外の２名につきましても、２段と４段の有段者でございます。美山中学校は、体育教師の１名が有段者でございます。伊自良中学校には剣道の有段者はおりませんが、柔道２段の体育教師が１名おります。

３点目のけがの防止対策につきましては、相手の技能の程度や体力に応じて力をかげんすること、けがや事故につながらないように竹刀や防具の安全点検に努めること、施錠のできる部屋で防具を保管したり、教室以外の部屋で竹刀を一斉保管することなどに努めております。そのほかにも、竹刀の取り扱いについて指導を徹底することや、突きを禁止すること、練習や試合を行う際にはそのスペースを十分に確保することなど、配慮をしております。

４点目の費用の負担につきましては、竹刀と日本手ぬぐい、頭にかぶるものですけれども、は個人負担といたしまして、面、小手、胴につきましては学校備品として購入をしております。

５点目の社会人の有資格者の指導者導入につきまして、有段者ということでございますが、導入につきましては、体育の授業では現在導入しておりません。しかし、部活動では、伊自良中学校において、剣道５段の有段者の方に指導をお願いしております。

６点目の直接指導に当たる人の研修計画につきましては、これまでも、県教育委員会

が主催する武道実技講習会、それから、体育教師がそれに参加をいたしまして研修を受ける、その教師が中心となって校内で研修を行ってきたところでございます。

今後も、県の講習会等への積極的な参加を進めるとともに、現在、教育委員会が作成を進めております柔道の授業での指導資料、これは柔道に限るんですが、指導資料の活用なども考えていきたいと思っております。また、市といたしましては、有段者を招いての実技講習を開催するなど、研修を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　ちょっと私のことを申し上げて恐縮でございますけど、私、学生時代に４年間、弓道に熱中しておりました。柔道、剣道、弓道、その道、道の何であるか、精神というのは一応体験的にわかっているつもりでございますので、どの道でも私は結構だというふうに思っておりますけれども、しかし、柔道について、この日本発祥のスポーツでオリンピック種目になっておるのは柔道だけなんですよ。それだけグローバル化しているわけでございますね。

ところが、中学校における柔道の実態をちょっと調べてみますと、岐阜県は187校中学校がございますけど、柔道というカリキュラムは23校ということを報告されております。岐阜市も22校全部の学校に武道場が整備されているにもかかわらず、４校が柔道実施ということで、山県市は３校で、たしか高富中学校は外へ出て武道ができるようになっていると聞いておりますけど、ほかの２校はできないかもしれませんけれども、こういう実態なんですね。

それで、私は調べる前に、日本は柔道の人口が一番多いだろうと思っておりましたが、世界でナンバーワンはフランスなんですね。日本はその３分の１程度の人口。どうしてこうなってきたのか。これは指導者の問題だというふうに言われておりますね。

それで、指導者の問題といいますと、日本の場合は、114件の柔道での死亡事故というのが報告されているんです、最近。ところが、フランスの実態を見ますと、ほとんどそういう死亡事故はない。そういうことが発表されております。したがって、やはりどういうふうにして指導者を養成しながら、または体育の授業に導入していくかというところが非常にかぎになるのではないかなというふうに思うわけでございます。

それで、今後、柔道の指導ができる教員の確保ということを私は図っていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、２点目は、外部指導者の導入、これ、有段者が結構いるわけでございますので、そういった人たちに門戸を開放して、たとえ授業であっても、柔道を指導してもらうということで導入を図っていくということが必要な時代

ではないかと思います。

その２点について、教育長に再質問をいたします。

○議長（村瀬伊織君）　森田教育長。

○教育長（森田正男君）　再質問にお答えをいたします。

教員の有段者をふやす、資格者を採るということが１点目かと思いますけれども、これは特に柔道で、今、議員さんがお話をされましたとおり、死亡事故等でのいわゆる指導の問題というのが、今、全国的な問題になっております。

したがいまして、教師が有段者となるというためのいわゆる講習で柔道の有段者になってしまったという過去の経緯がございまして、そうした有段者になるための研修のあり方、こういう経過が今議論されておりますので、そのことは、全体の協会だとか、または文科省の判断にゆだねることといたしまして、私ども、24年度から武道が必須化になりますので、２点目になりますけれども、有段者の方、市内にもたくさんの有段者の方がいらっしゃいますので、特に剣道を今、私どもは中心に行っておりますので、その有段者のいわゆる指導者を授業の中に入っていただく、導入をするという形を検討していきたいと。体育教師とのチームティーチングというような方法もとれるかなと、今、検討をしているところでございます。

若干不明確な答えであったかと思いますが、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　上野欣也君。

○１番（上野欣也君）　最後に、要望しておきたいと思います。

私ごとでまた恐縮でございますけど、私は中学校の２年生のときに、柔道を教えてもらったことがあるんです。それは、正規の体育の先生が不在のときに、教頭、林という先生がおりまして、この人が柔道を教えてやるということで、裁縫室でまず何をやったかというと、受け身の練習をさせるんですね。受け身をまず徹底的に練習させてもらった。先生が投げて、自分たちが受け身を練習するわけです。すると、ほこりがぱーっと上がりますわね、裁縫室でございますので。

２回目は、たしか立ちわざの練習をさせられて、いろんなわざをまず先生にかけてみようということでやりました。今、50年以上たっていますけど、鮮明に覚えているのは寝わざの指導なんです。寝わざで締め上げられて、参った参ったと畳をたたく。大体３秒から５秒で参りますね、みんな、中学生で。締め上げられるわけですから。

そういうのを鮮明に覚えていまして、私は、なぜそういう指導が可能だったかというと、昔の師範出の先生は、すべて柔道か剣道を習得しなければならないという課程がございまして、どちらかは指導できるということになっていたわけです。

現在、全くそういうのはございませんので、日本の武道というのが本当に浅い理解に終わっている、人口も減っている。これ、必須化になるということは、生涯に一度、どこかで、中学校で柔道を教えてもらったという体験は、私はわざだけでなくてその心というものも随分、だれもが一度経験するわけでございますので、ぜひ必要ではないかと思います。

だから、剣道オンリーでなくて、ぜひ柔道も導入できるような体制というのを今後考えていただくように切にお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

○議長（村瀬伊織君）　これで、本日予定しております一般質問はすべてを終了いたしました。

お諮りをいたします。15日に予定しておりました一般質問は本日ですべて終了しましたので、15日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。したがって、15日は休会に決定をいたしました。

16日は午前10時より会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後３時16分散会

平成24年３月16日

山県市議会定例会会議録

（第　４　号）

平成２４年第１回

山県市議会定例会会議録

第４号　３月１６日（金曜日）

○議事日程　　第４号　平成２４年３月１６日

日程第１　常任委員会委員長報告

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協

議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する

協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第２　委員長報告に対する質疑

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第３　討　　論

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協

議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第４　採　　決

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

議第58号　　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第５　特別委員会の報告について

行財政改革推進特別委員会

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第６　質　　疑

特別委員会の報告について

○本日の会議に付した事件

日程第１　常任委員会委員長報告

議第３号　　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　　山県市暴力団排除条例について

議第６号　　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第２　委員長報告に対する質疑

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協

議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協

議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　指定管理者の指定について

議第57号　市道路線の認定について

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第３　討　　論

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について

議第５号　山県市暴力団排除条例について

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第47号　平成24年度山県市一般会計予算
議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算
議第56号　指定管理者の指定について
議第57号　市道路線の認定について
議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第４　採　　決

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について
議第５号　山県市暴力団排除条例について
議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について
議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について
議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第20号　大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第21号　関市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第22号　美濃市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第23号　羽島市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第24号　各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第25号　山県市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第26号　山県市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第27号　山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第28号　山県市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第29号　山県市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第30号　山県市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第31号　山県市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第32号　山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する

協議について

議第33号　山県市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第34号　山県市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第35号　山県市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第36号　山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第37号　山県市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第38号　山県市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算

議第55号　　平成24年度山県市水道事業会計予算

議第56号　　指定管理者の指定について

議第57号　　市道路線の認定について

議第58号　　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第５　特別委員会の報告について

行財政改革推進特別委員会

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第６　質　　疑

特別委員会の報告について

○出席議員（１５名）

１番	上野欣也君	２番	石神　真君
３番	杉山正樹君	４番	尾関律子君
５番	横山哲夫君	６番	宮田軍作君
７番	田垣隆司君	８番	谷村松男君
９番	武藤孝成君	１０番	影山春男君
１１番	後藤利瑗君	１３番	藤根圓六君
１４番	小森英明君	１５番	村瀬伊織君
１６番	久保田　均君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市　長	林　宏優君	副市長	松田　勲君
教育長	森田正男君	総務部長	舩戸時夫君
市民環境部長	竹村勇司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	山田芳久君	教育委員会事務局長	恩田　健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
ぎふ清流国体推進局長	谷端良夫君	総務部次長	岡田知也君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長　梅　田　修　一　　書　　記　梅　田　敏　弘

書　　記　林　　強　臣

午前10時00分開議

○議長（村瀬伊織君）　ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　常任委員会委員長報告

○議長（村瀬伊織君）　日程第１、常任委員会委員長報告の件を議題といたします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長　石神　真君。

○総務文教常任委員会委員長（石神　真君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、３月８日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました所管に属する議第３号から議第４号、議第６号、議第８号から議第11号、議第17号から議第18号までの条例案件９件、議第42号、議第47号、議第54号及び議第58号の予算案件４件の13議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）（総務文教関係）では、消防費の備品購入費、救助用ゴムボート40万円について、ボートの大きさ、使用場所、購入台数、エンジンの有無。議第47号　平成24年度山県市一般会計予算（総務文教関係）では、歳入では、市債の臨時財政対策債について、交付税算入率及び上限額。議会費では、自動車借り上げ料の内容。総務費では、全域にわたるもので、職員数及び給料の額は新年度の人事配置を予想したものか、どういう計算で予算が算定されているか。時間外勤務手当の内容及び時間内に消化できないものか。４月１日から実施される地域通貨にかかわる加盟店、協力店の現在の数及び大きな種類別は。労働保険料、社会保険料、情報推進管理の委託料が前年度対比増額になった原因。ホームページ更新委託料が前年度対比減額となった理由。企画調整の旅費が新設された概要。国体関係の市の持ち出し額。消防費では、消防署訓練場整備事業109万について、どのような訓練のためにその場所が必要となるのか。以前購入した土地は利用できないのか。第９分団井ノ森詰所撤去工事について、撤去後の土地は地主に返すのか、貯水槽はどうするのか、また、貯水槽を大きくする計画はあるか。防災対策事業のポータブル発電機５台で50万について、発電機はプロパンガスで発電できるのか、特殊なガスが必要となるのか。教育費では、中学校スクールバス業務委託料、美山中学校特別支援学級登下校送迎1,028万7,000円について、現状、変わった点、人数等の内容、バスの買いかえの有無、費用の

使用内訳。まちづくり振興券で助成する全国大会等出場者応援金280万について、全国大会の基準の有無、対象種目、対象者の内容、１人当たりの支援額、対象者は自己申告か学校からの推薦か、空手などの流派の全国大会の取り扱い。山県市体育施設備品購入のトレーニングルーム機器350万円について、どのような機器を何種類ぐらい、何台ぐらい購入するのかなどの質疑応答がございました。

採決の結果、全議案、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、総務文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　続きまして、産業建設委員長　谷村松男君。

○産業建設常任委員会委員長（谷村松男君）　議長の御指名をいただきましたので、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、３月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第15号の条例案件１件、議第42号、議第47号の予算案件２件、議第56号、議第57号のその他案件２件を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例では、公営住宅法の改正に伴って、規定を整備することでどのような影響があるのか。議第47号　平成24年度山県市一般会計予算（産業建設関係）では、中山間地域等直接支払事業、地域振興イベント事業負担金、畜産環境衛生事業補助金の減額の理由。コテージ村管理費の臨時雇用者賃金、除雪委託料の増額の理由。有害鳥獣防止柵設置費補助金を前年度と同額計上した理由。地積調査事業、猟友会活動補助金の事業内容。農業用施設改修工事の内訳は。有害鳥獣防止柵設置費助成金で、ビニールさくの効果は。中山間地域とは、どういった地域なのか。農地・水保全管理支払交付金の交付について。農業施設改修工事で緊急工事分はどこなのか。みやまキャンプ場でのオートキャンプ場整備計画の概要についてなどの質疑応答がありました。

採決の結果、議第15号、議第42号、議第47号、議第56号、議第57号の５議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　続きまして、厚生委員長　藤根圓六君。

○厚生常任委員会委員長（藤根圓六君）　議長の許可をいただきましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、３月13日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第５号から議第８号、議第12号から議第14号及び議第16号の条例案件８件、議第19号から議第41号のその他案件23件、議第42号から議第53号及び議第55号の予算案件13件の44議案を

議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険料の算定方法と保険料率及び介護保険条例第４条の２項、３項の内容について。議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）（厚生関係）では、衛生費において、合併浄化槽設置数及び補助金が減額となった理由について。議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）では、保険給付費において、交付金と一般財源の関係及び現在の予算構成について。議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）では、公共下水道費の工事請負費の減額となった理由と入札となった箇所について。議第47号　平成24年度山県市一般会計予算（厚生関係）では、民生費において、保育士の臨時保育士との給与の比率及び保育所統合による人員配置について、いきいき高齢者推進事業助成費の実績で、人数及び金額について。ＤＶ・児童虐待相談員の該当者把握と勤務場所と勤務体系及び交付金内容について。広域保育所委託料において、広域で入所する理由と人数及び場所、委託料の算定基礎について。衛生費において、各検診委託料に係る受診件数及び対象者について。廃棄物減量等推進審議会の活動内容について。自動車騒音常時監視委託料の内容について、クリーンセンター施設運営管理委託料の内容について。議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算では、平成23年度までの支出総額と今後の支出見込み及び市内の下水道接続率についての質疑応答がありました。

採決の結果、議第５号から議第８号、議第12号から議第14号、議第16号、議第19号から議第53号及び議第55号の44議案については、原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第２　委員長報告に対する質疑

○議長（村瀬伊織君）　日程第２、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第３号から議第58号までの質疑を終結いたします。

日程第３　討論

○議長（村瀬伊織君）　日程第３、討論。

ただいまから、議第３号から議第58号までの討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、議第３号から議第58号までの討論を終結いたします。

日程第４　採決

○議長（村瀬伊織君）　日程第４、採決。

ただいまから、議第３号から議第58号までの採決を行います。

議第３号　山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第４号　山県市防災会議条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第５号　山県市暴力団排除条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第６号　山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第７号　山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第８号　山県市手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第９号　山県市基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号　山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号　山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号　山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号　山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号　山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号　山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号　山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議第18号　山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号　岐阜市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議についてから議第39号　山県市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議についての21議案について、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第40号　岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第41号　岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第42号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第５号）、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第43号　平成23年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第44号　平成23年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号　平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号　平成23年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第47号　平成24年度山県市一般会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第48号　平成24年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号　平成24年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号　平成24年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議第51号　平成24年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号　平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号　平成24年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第54号　平成24年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第55号　平成24年度山県市水道事業会計予算、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号　指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号　市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号　平成23年度山県市一般会計補正予算（第６号）、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５　特別委員会の報告について

○議長（村瀬伊織君）　日程第５、特別委員会の報告についてを議題といたします。

行財政改革推進特別委員会、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。

本件は、特別委員会から申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会からの報告を受けることに決定をいたしました。

初めに、行財政改革推進特別委員会委員長　宮田軍作君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（宮田軍作君）　議長から指名をいただきましたので、行財政改革推進特別委員会委員長報告を行います。

本委員会は、昨年７月６日、９月１日に委員会を開催し、特定事項調査、自主運行バ

スについて調査研究を行いました。

委員会では、自主運行バス路線の１人当たりの運行経費は、１日の便数を減らしたわけであるが、乗車人員、利用率の把握ができているのか、ディマンド交通での乗車エリアは市内だけかなどの質疑及び回答がありました。

また、８月17日、18日には、先進地である安曇野市、郡上市への視察研修を実施いたしました。安曇野市では、地域の実情を踏まえ構築したディマンド型交通体系を視察し、コストダウンを図る一方で、より住民のニーズに合った交通体系の再整備が必要であると認識したところであります。

以上の調査研究等を踏まえて、対話と共感の理念に即し、住民と十分話し合い、市民の目線に合った交通体系を早期に再構築されることを願い、11月29日に、新たな交通体系の再構築について市長に提言をいたしました。

次に、特定事項調査、事業の民営化及び外部委託及び指定管理者制度の導入について、11月16日、２月16日に委員会を開催し、調査研究を行いました。

委員会では、県の指定管理において不祥事を起こした香り会館の指定管理者、ドルフィンに関する対応は、香り会館、ハーブレンドの入場者数は、市において指定管理制度を導入した施設の直営経費と指定管理者制度導入後の経費の比較及び市の職員数は、指定管理報告書の確認は複数人でチェックしているのかなどの質疑、回答がありました。

議員定数の削減、議員報酬の改正については、慎重に審議を行い、厳しい社会・経済情勢や市民感情などもかんがみ、議員の皆様の御協力によって、議員定数の削減、議員報酬の改定を行いました。

本委員会は、議員の任期満了となる４月30日をもって消滅することとなります。

今後においても、行財政改革推進に対する調査研究は、引き続き重要である。新議会においても本委員会の設置を要望するとの結論に達しましたので、本委員会の設置を望み、行財政改革推進特別委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（村瀬伊織君）　次に、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長武藤孝成君。

○東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（武藤孝成君）　議長から指名をいただきましたので、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告を行います。

本委員会は、昨年５月31日、委員会を開催し、山県市を縦貫する予定の東海環状自動車道と同じ工法で進められている大垣市綾野地内の高架方式の工事現場を視察しました。

７月14日、15日には、沼津河川国道事務所管内の東駿河湾環状道路の工事現場及び函

南町役場を視察し、環状道路が建設された経緯、地域住民とのかかわり、効果、影響などについて研修を行いました。

９月２日の委員会では、23年度の進捗状況の説明を受け、11月17日の委員会では、完成が近い養老ジャンクションの工事現場を視察し、高架の方法、資材及び耐震関係について研修をいたしました。

本年に入り、２月17日の委員会では、事業の進捗状況及び今後の委員会のあり方について検討いたしました。現在、東海環状自動車道建設事業については、用地買収が70％を超え、本年はトンネル工事用取りつけ道路の整備が進められていく予定となっております。また、幹線道路につきましても、国道256号線は、インターチェンジ関係の用地買収が80％を超え、国道418号は、現工事区間中洞工区に加え、笹賀―水棚間延長240メートルの測量に着手し、整備が進められております。

本委員会では､議員の任期満了となる本年４月30日をもって消滅することになります。４年間にわたる委員の皆様の御尽力に対してお礼を申し上げます。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告とさせていただきます。

日程第６　質疑

○議長（村瀬伊織君）　日程第６、質疑。

ただいまから、特別委員会の報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村瀬伊織君）　質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

○議長（村瀬伊織君）　これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成24年第１回山県市議会定例会を閉会といたします。長時間、大変御苦労さまでございました。

午前10時39分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長	村　瀬　伊　織
5　番　議　員	横　山　哲　夫
11　番　議　員	後　藤　利　瑗